

平成 23 年度 統計法施行状況報告

平成 24 年 6 月 14 日

総務省

政策統括官

(統計基準担当)

はじめに

「統計法施行状況報告」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 55 条第 2 項の規定に基づき、毎年度、法の施行の状況に関する各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表し、統計委員会に報告するものである。

本報告書は、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

「本編」は、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括することができる内容となっている。

「別編」は、基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめた内容となっている。

「資料編」は、「本編」に加えて、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載した資料集となっている。

目 次

(本編)	7
I 基本計画の推進	8
1 推進体制	8
2 進捗状況	8
II 公的統計の作成	11
1 基幹統計	11
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	11
(2) 法定の基幹統計の状況	13
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	14
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	15
(5) 基幹統計調査の実施状況	15
(6) 基幹統計の公表の状況	16
2 一般統計調査	17
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	17
(2) 一般統計調査の実施状況	18
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	19
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	20
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	20
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	20
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	20
5 事業所母集団データベース	21
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	21
(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況	22
6 統計基準の設定	22
7 協力の要請（統計法に基づく協力要請）	23
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況	23
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	23
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況	24
(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況	24
8 東日本大震災関係	25
(1) 東日本大震災の影響への対応状況	25
(2) 東日本大震災に係る統計データの提供	25
III 調査票情報の利用及び提供	26
1 調査票情報の二次利用	26
2 調査票情報の提供	26

3	委託による統計の作成等の実施	28
4	匿名データの作成、提供	29
5	調査票情報等の適正管理のための措置	30
IV	統計委員会	31
1	統計委員会及び部会の開催実績等	31
2	施行状況報告審議結果の対応状況（平成 23 年度実績）	33
(1)	東日本大震災に係る統計データの提供等	33
(2)	国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	33
(3)	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用	34
(4)	ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備	34
(5)	非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備	35
(6)	オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、 調査票情報の提供	35
(7)	統計職員等の人材の育成・確保	35
(8)	行政記録情報等の活用	36
V	その他	37
1	統計情報の提供（e-Stat の取組等）	37
2	「政府統計の統一ロゴタイプ」の策定について	38
3	罰則等	38
(別編)		39
	【基本計画 事項別推進状況】	
	「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係	40
	「第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	82
	「第 4 基本計画の推進・評価等」関係	132
	別紙「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」	138

(資料編)	149
[統計法関連]	
資料 1 統計法の概要	151
[基本計画関連]	
資料 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	153
資料 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	156
資料 4 統計調査の見直し・効率化	157
資料 5 統計関連業務の民間委託の状況	158
[公的統計の作成関連]	
資料 6 基幹統計調査の承認一覧	161
資料 7 統計委員会における諮問・答申実績	163
資料 8 基幹統計調査の年度別承認件数	164
資料 9 基幹統計の公表までの期間	165
資料 10 一般統計調査の承認一覧	166
資料 11 一般統計調査の年度別承認件数	169
資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間	170
資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	172
資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	172
資料 15 東日本大震災以後の統計行政における主な動き	173
資料 16 平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について (平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1 及び 2)	174
資料 17 平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応に係る統計調査の審査 手続について(平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡)	183
資料 18 東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話 (平成 23 年 4 月 8 日)	186
資料 19 東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての 留意事項について(平成 23 年 4 月 15 日)	187
資料 20 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況 (類型別)	189
資料 21 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績	195
資料 22 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害状況(平成 24 年 5 月 9 日現在)	200
資料 23 法第 33 条に基づく調査票情報の提供	201
資料 24 オーダーメイド集計の対象統計調査	203
資料 25 匿名データの対象統計調査	204
[統計委員会関連]	
資料 26 統計委員会委員名簿(平成 21 年 10 月から)	205
資料 27 統計委員会臨時委員名簿	205
資料 28 統計委員会専門委員名簿	206
資料 29 統計委員会開催状況(第 44 回～第 54 回)	208

資料 30	統計委員会が軽微な事項と認めるもの……………	209
資料 31	統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と 一次統計等との連携強化）……………	210
資料 32	統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター （事業所母集団データベース）の構築・利活用）……………	212
資料 33	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）について……………	215
資料 34	統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランス の状況を把握するための関連統計整備）……………	219
資料 35	統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的 確に把握するための関係統計整備）……………	221
資料 36	統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメイド集計、 匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）……………	223
資料 37	統計委員会における審議結果への対応状況（統計職員等の人材の育 成・確保）各府省一覧表……………	227
資料 38	行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要……………	228
資料 39	国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数……………	231

[その他関連]

資料 40	政府統計の総合窓口（e-Stat）について……………	233
資料 41	政府統計共同利用システムについて……………	234
資料 42	政府統計の統一ロゴタイプの策定……………	235
資料 43	統計法との関連で問題があると見られる事案について……………	236

【本 編】

I 基本計画の推進

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条においては、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。」と規定されている。

この基本計画の中で「今後 5 年間に講ずべき具体的施策」を掲げた「別表」は、「具体的な措置、方策等」欄の計 196 事項毎にそれぞれの実施時期や担当府省を定めており、いわゆる工程表に当たるものとなっている。

1 推進体制

政府では、この 196 事項の推進を図るため、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となった取組を進めるとともに、各府省合同又は単独で、有識者の知見や地方公共団体の意見等を活用した具体的な検討を進める等の取組を行っていることに加え、これらの事項を①府省横断的に取り組むことが必要な事項、②関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項及び③各府省が個別に取り組むべき事項の 3 つに区分し、それぞれの区分に応じた推進体制を整備している。

さらに、全府省横断的事項及び複数府省にわたる事項の具体的推進を図るため、『「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について』（平成 21 年 4 月 23 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）により、総務省政策統括官（統計基準担当）部局を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置し、既存の会議も活用して具体的な対応方策の検討・情報共有等を行っている。また、各府省においても、府省内又は関係府省による研究会・検討会等を設置し、有識者の知見も活用しつつ、取組が進められている。

2 進捗状況

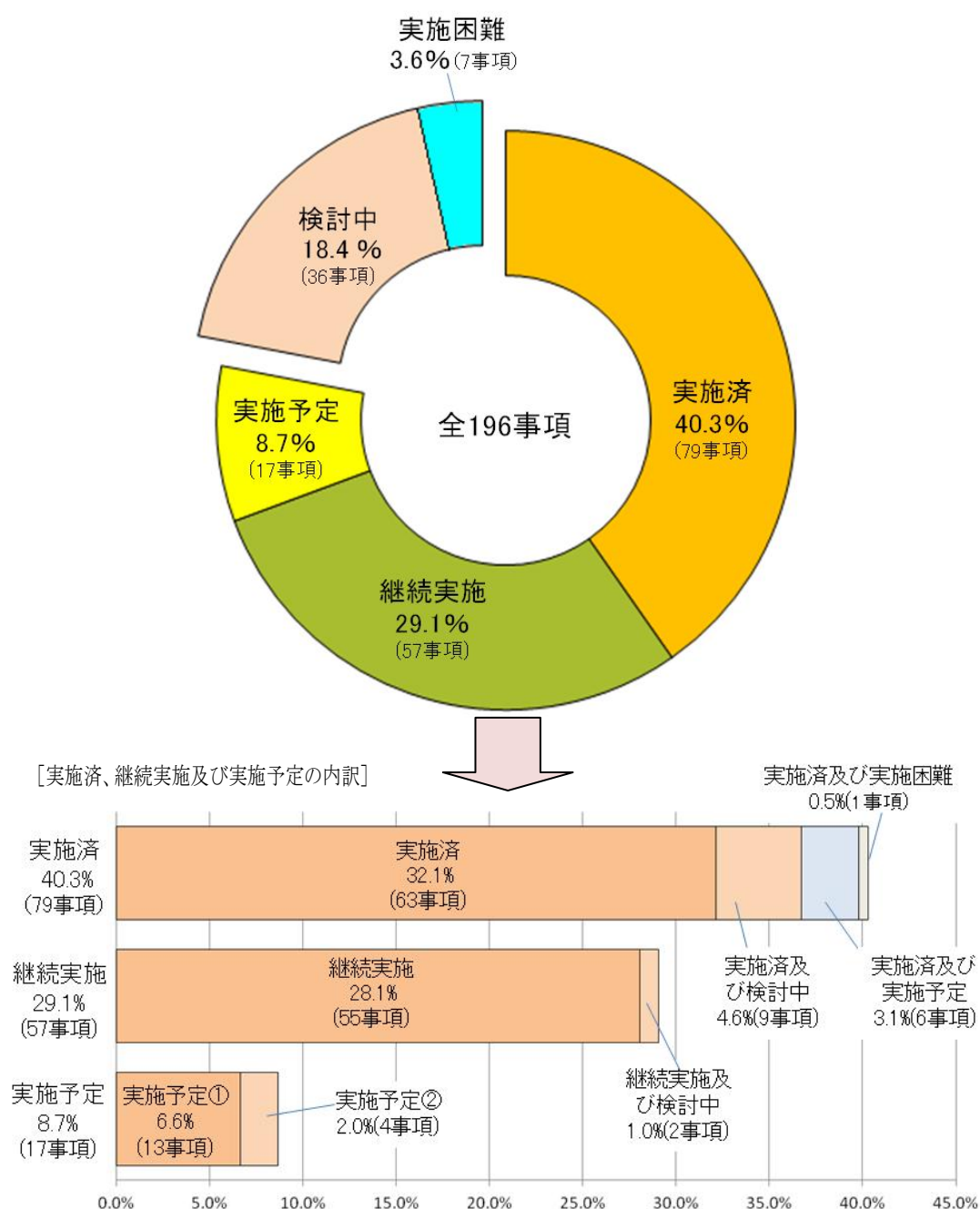
平成 23 年度は、基本計画の計画期間の中間年となることから、その進捗状況を一層的確に把握するため、政府では、同計画の「別表」に掲げられた 196 事項について、関係府省から自己評価を含む推進実績の報告を受けることとした。その内容をみると、平成 23 年度末までに措置・取組を実施したとする「実施済」の事項及び毎年度継続的な措置・取組を講ずる必要があるとする「継続実施」の事項は、136 事項（全 196 事項の 69.4%）、現時点では実施していないものの実施時期が明確であるとする「実施予定」の事項は、17 事項（同 8.7%）となっている。これらの「実施済」、「継続実施」及び「実施予定」の事項

を合計すると、153事項と全196事項の78.1%になっており、基本計画の中間年において、同計画に掲げられた措置・取組は着実に進捗している（詳細は、図－1参照）。

なお、「実施予定」の事項については、基本計画中に措置・取組を実施する予定とする「実施予定①」の事項は、13事項（同6.6%）、今計画中の実施は困難なもの、次期基本計画中に措置・取組の実施が見込まれるとする「実施予定②」の事項は、4事項（同2.0%）となっている。

また、実施の可否の判断を含め、各府省において平成24年度も引き続き検討が必要とする「検討中」の事項は、36事項（同18.4%）となっている。

図－1 基本計画の「別表」196事項の措置・取組状況（平成23年度）



平成23年度に措置・取組を行い、実施済となった主な事項は、表1-1のとおりである。

表1-1 各府省が平成23年度に措置・取組を行い、実施済とする主な事項

基本計画の記述	担当府省	実施時期
<p>【SNA関係】</p> <p>○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。</p> <p>○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。</p> <p>○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。</p> <p>○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。</p> <p>○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG（政府支出の機能別分類）の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。</p> <p>○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー（投資）量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。</p> <p>○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査（うち投資調査）において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。</p> <p>○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロフィール（経齡的な効率性及び価格変化の分布）を推計するため、民間企業投資・除却調査（うち除却調査）の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。</p>	内閣府	平成17年基準改定時に移行
<p>○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準（SNA、ESSPROS（欧州統合社会保護統計制度）、SOCX（OECD社会支出統計）、SHAなど）に基づく統計との整合性の向上について検討する。</p>	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論
<p>○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。</p>	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論
<p>○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。</p>	国土交通省	平成21年度から実施
<p>○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。</p>	総務省、特許庁	平成23年度までに結論

一方、措置・取組についての検討を行ったものの、現時点では、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施が困難とする「実施困難」の事項は、7事項(同3.6%)となっている(表1-2参照)。

表1-2 各府省が実施困難とする事項

基本計画の記述	担当府省	実施時期
○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論
○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討	文部科学省	平成22年中に結論
○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討	文部科学省	平成25年中に結論
○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討	財務省	平成21年度から検討
○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討	財務省	平成21年度から検討
○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的な検討
○ 貿易統計(業) 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討	財務省	平成21年度から検討を開始

平成23年度の措置・取組状況の詳細については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照のこと。

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計(国勢調査により作成される統計)
- ・ 国民経済計算

- 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成 23 年度末現在において、基幹統計の総数は、56 統計となっている（表 2 参照）。

法第 7 条では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成 23 年度中に、基幹統計の指定をしたもの及び指定を解除したものはない。

表 2 基幹統計一覧 (平成 23 年度末現在)

内閣府< 1 統計 > 国民経済計算	農林水産省< 7 統計 > 農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業センサス 木材統計 農業経営統計
総務省< 12 統計 > 国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究統計 地方公務員給与実態調査 就業構造基本統計 全国消費実態統計 全国物価統計 社会生活基本統計	経済産業省< 11 統計 > 工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 埋蔵鉱量統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数
財務省< 2 統計 > 法人企業統計 民間給与実態統計	国土交通省< 9 統計 > 港湾統計 造船機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地基本統計
文部科学省< 4 統計 > 学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 産業連関表
厚生労働省< 8 統計 > 人口動態調査 毎月勤労統計調査 薬事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表	総務省及び経済産業省 経済構造統計
< 合計 56 統計 (平成 22 年度末 56 統計) >	

また、平成 23 年度中に指定の変更を行った基幹統計は、患者統計、科学技術研究統計、就業構造基本統計及び労働力統計となっている（表 3 参照）。

なお、小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除並びに社会保障費用統計の新規の指定については、統計委員会の答申等を踏まえて平成 24 年度中に行われる予定である。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計 (平成23年度中)

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
患者統計	変更	名称を「患者調査」から「患者統計」に変更
科学技術研究統計	変更	名称を「科学技術研究調査」から「科学技術研究統計」に変更
就業構造基本統計	変更	名称を「就業構造基本調査」から「就業構造基本統計」に変更
労働力統計	変更	名称を「労働力調査」から「労働力統計」に変更

(2) 法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成22年度は、10月1日を基準日として国勢調査が行われ、その集計結果が、平成23年2月25日に人口速報集計結果として公表された。その後も随時公表されており、平成23年度は以下のとおり公表された。

公表日	集計結果
平成23年6月29日	抽出速報集計結果
平成23年7月27日	人口等基本集計結果(岩手県、宮城県及び福島県)
平成23年10月26日	人口等基本集計結果
平成24年1月31日	移動人口の男女・年齢等集計結果

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

国民経済計算の作成基準については、国際連合における基準の改定(0

8 SNA) 等国際動向への対応、基本計画に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応など所要の変更について、平成 21 年 4 月に統計委員会に諮問を行い、平成 23 年 5 月 20 日に答申がなされた。この答申を受け、内閣総理大臣は作成基準の変更を行い、平成 23 年 11 月 18 日に当該変更に係る公示を行った。当該基準に基づく国民経済計算の平成 17 年基準改定に基づいた計数は、平成 23 年 12 月 9 日以降順次公表されている。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第 6 項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料 30）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないものと規定されている。

平成 23 年度末現在の 56 の基幹統計のうち、統計調査以外の方法により作成する統計は国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数となっており、基幹統計調査の総数は 53*となっている。平成 23 年度中に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は 28 件であり、承認に当たり同年度中に統計委員会に諮問を行ったものは 7 件、同年度中に総務大臣が承認を行ったものは 29 件となっている（表 4 参照）。

* 経済構造統計を作成する統計は経済センサスー基礎調査と経済センサスー活動調査の 2 調査がある。

表 4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成 23 年度中)

府省名	総務大臣への 申請件数		総務大臣の承認件数
		うち統計委員会への 諮問件数	
内閣府	0	-	0
総務省	7(2)*	5(2)	5*
財務省	2	0	2
文部科学省	3	0	3
厚生労働省	6	0	8(2)
農林水産省	8	1	9(1)
経済産業省	2*	0	2*
国土交通省	1	1	1
合計	28(2)	7(2)	29(3)
(参考) 平成 22 年度中の実績	19	8	17

注 1) 総務大臣への申請件数及びうち統計委員会への諮問件数の () の数値は、平成 23 年度に承認申請が

行われ、諮問が行われたが、平成 23 年度中に承認されていないもの（「小売物価統計調査」、「全国物価統計調査」）の件数であり、申請件数及び諮問件数の内数。

注2）総務大臣の承認件数の（ ）の数値は、平成 22 年度に承認申請を行い、平成 23 年度中に承認が行われたもの（「医療施設調査」、「患者調査」及び「農業経営統計調査」に係る承認）の件数であり、承認件数の内数。

注3）「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成 23 年度は経済センサス - 活動調査）。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

（4）統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

基幹統計には、統計調査以外の方法により作成する統計が含まれ、国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数がこれに該当する。

法第 26 条第 1 項において、行政機関は統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第 2 項では、総務大臣は、当該基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関に対して意見を述べることができると規定されている。

平成 23 年度においては、国民経済計算の平成 17 年基準への基準改定に際して作成方法の変更が行われた。平成 23 年 12 月 1 日付けで内閣総理大臣から総務大臣に対して法第 26 条第 1 項の規定に基づく作成方法の変更通知がなされ、同日に内閣総理大臣は当該作成方法の公表を行った（平成 17 年基準改定に基づいた国民経済計算の計数は、平成 23 年 12 月 9 日（四半期別 GDP 速報（2011（平成 23）年 7-9 月期・2 次速報）、2010（平成 22）年度国民経済計算確報（支出系列等）以降順次公表）。

なお、この通知内容を改善する必要は認められなかったため、法第 26 条第 2 項の規定に基づく総務大臣の意見表明はしていない。

（5）基幹統計調査の実施状況

平成 23 年度中に実施された基幹統計調査は、39 件となっている。

このうち、1 年以下の周期で行われる調査（経常調査）は 34 件、2 年以上の周期で行われる調査（周期調査）は 6 件となっている。

また、基幹統計調査については、行政機関が当該調査の実施に必要とする場合には、法第 14 条で統計調査員を置くことができると規定され、法第 15 条で立入検査等ができることと規定されている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができると規定されている。

平成 23 年度中に実施された 39 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 18 件、立入検査等に係る手続規定を政令において措置しているものは 12 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 22 件となっている（表 5 参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等

(平成23年度中)

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 第14 条に 法に 定計 に統 員実 いる	うち 第15 条に 法に 規づ の基 入を て査	うち 第16 条に 法に 規づ の基 入を て査	うち 第16 条に 法に 規づ の基 入を て査
総務省	7	2	5	6	0	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	1	3
厚生労働省	7	2*	6*	4	3	7
農林水産省	5	0	5	3	5	0
経済産業省	7	1	6	3	0	3
国土交通省	8	0	8	2	2	3
合計	39	6	34	18	12	22
(参考) 平成22年度中の実績	38	2	36	18	13	20

注1) 経常調査とはおおむね1年以下の周期間隔(毎月、毎四半期、毎年 など)で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔(2年に1回、一回限り など)で実施される統計調査である。

注2) 「*」は一つの基幹統計調査において、周期調査と経常調査を行っているもの。それぞれを1件と計上しているため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、基幹統計調査の実施件数とは一致しない。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成23年度中に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、40件となっている(表6参照)。これらの統計のうち、経常調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均68日であり、平成22年度の平均73日と同程度となっている(資料9参照)。

表6 公表を行った基幹統計の件数

(平成23年度中)

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	5	0	0	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	7	1	0	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	9	1	0	8
国土交通省	8	0	0	8
合計	40	3	1	36
(参考) 平成22年度中の実績	42	3	3	36

注1) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、鉱工業指数（経済産業省）及び生命表（厚生労働省）である。

注2) 周期調査により作成された基幹統計は、学校教員統計である。

注3) 経常調査とはおおむね1年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔（2年に1回、一回限り など）で実施される統計調査である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従来から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する行政機関の長はあらかじめ総務大臣に対してその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成23年度中に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、59件である（表7参照）。

表7 一般統計調査に係る承認件数 (平成23年度中)

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	4	1	3
総務省	3	0	3
法務省	1	0	1
財務省	1	0	1
文部科学省	1	1	0
厚生労働省	28	3	25
農林水産省	7	3	4
経済産業省	4	0	4
国土交通省	6	2	4
環境省	3	1	2
人事院	1	0	1
合計	59	11	48
(参考) 平成22年度中の実績	105(2)	14	91(2)

注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続きを行ったものである。

注3) 平成23年度中に複数回承認されている場合には1件と計上している。

注4) 産業連関構造調査については、総務省において1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成23年度中に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、189件となっている(表8参照)。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成23年度中)

府省名	一般統計調査の		
	実施件数	うち周期調査	うち経常調査
内閣府	10(1)	1	9(1)
総務省	5(1)	0	5(1)
法務省	1	1	0
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	16(1)	2	14(1)
厚生労働省	57(1)	19	38(1)
農林水産省	34(1)	6	28(1)
経済産業省	28(2)	1	27(2)
国土交通省	30	8	22
環境省	6	1	5
人事院	3	0	3
合計	189(4)	39	150(4)
(参考) 平成22年度中の実績	186(5)	35(1)	151(4)

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔（2年に1回、一回限り など）で実施される統計調査である。

なお、平成23年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、260件（このうち、平成23年度に新規調査として行われたものが11件）となっている。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成23年度中に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、157件となっている（表9参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された127件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均125日であり、平成22年度の平均116日と同程度となっている（資料12参照）。

表9 一般統計調査の結果の公表件数（平成23年度中）

府省名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち一般統計調査（周期調査）により作成された統計	うち一般統計調査（経常調査）により作成された統計
内閣府	9(1)	0	9(1)
総務省	5(1)	0	5(1)
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	11(1)	1	10(1)
厚生労働省	45(1)	16	29(1)
農林水産省	29(1)	4	25(1)
経済産業省	28(3)	1(1)	27(2)
国土交通省	27(1)	8(1)	19
環境省	3	1	2
人事院	2	0	2
合計	157(5)	30(1)	127(4)
(参考) 平成22年度中の実績	152(4)	26	126(4)

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 経常調査とはおおむね1年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔（2年に1回、一回限り など）で実施される統計調査である。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第 24 条第 1 項においては、政令で定める地方公共団体（平成 23 年 3 月 31 日現在で、47 都道府県及び 19 指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長はあらかじめ総務大臣に届出を行うことと規定されている。

平成 23 年度中に、政令で定める地方公共団体が、統計調査の新設の届出を行った件数は 153 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 105 件となっている（表 10 参照）。

表 10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数

(平成 23 年度中)

	統計調査の新設の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	126	82
指定都市	27	23
合計	153	105
(参考) 平成 22 年度中の実績	170	65

注) 平成 23 年度中に複数回届出が行われた場合、1 件として計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成 23 年度中に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は 468 件となっている（表 11 参照）。

表 11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数

(平成 23 年度中)

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	412	56	468
(参考) 平成 22 年度中の実績	363	52	415

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第 25 条の規定に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定めた法人をいい、現在、日本銀行のみが対象となっている。

平成 23 年度中に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、4 件となっている。

また、法第 25 条では、届出独立行政法人等が統計調査を新たに行おうと

する場合又は従来から行われている統計調査を変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出を行うことと規定されている。平成23年度中に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の新規実施の届出を行った件数は1件、統計調査の変更の届出を行った件数は1件となっている。

5 事業所母集団データベース(資料33参照)

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられることができると規定されている。

平成23年度中に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は39件となっている(表12参照)。

表12 事業所母集団データベースに記録されている情報の利用状況

(平成23年度中)

提供先 府省等名	提供を受けた件数	提供を受けた件数の内訳	
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的
内閣府	1	1	0
総務省	5	4	1
法務省	0	—	—
外務省	0	—	—
財務省	0	—	—
文部科学省	0	—	—
厚生労働省	5	5(1)	1(1)
農林水産省	2	2	0
経済産業省	6	6	0
国土交通省	2	2	0
環境省	3	3	0
防衛省	0	—	—
人事院	0	—	—
都道府県	11	8	3
指定都市	4	4(1)	1(1)
届出独立行政法人等	0	—	—
合計	39	35(2)	6(2)
(参考) 平成22年度中の実績	18	17	1

注) () の数値は、1件の提供(利用)で「調査対象の抽出」「統計の作成」の両方の目的を持った件数。

(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する（重複是正）ことと規定している。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は 71 件（実施率 92.2%）、調査履歴登録を行った統計調査は 135 件（実施率 84.9%）となっている（表 13 参照）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 23 年度中）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	9(1)	9(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	1	1	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	17	16	94.1	34(1)	33(1)	97.1
農林水産省	26(1)	26(1)	100.0	35(1)	35(1)	100.0
経済産業省	7(1)	6(1)	85.7	33(2)	29(2)	87.9
国土交通省	11	10	90.9	25	6	24.0
環境省	1	1	100.0	2	2	100.0
人事院	3	0	0.0	3	3	100.0
合計	77(2)	71(2)	92.2	159(4)	135(4)	84.9
(参考) 平成 22 年度中の実績	80(2)	63(2)	78.8	162(5)	120(4)	74.1

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項においては、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成 23 年度においては、引き続き、統計基準について検討が行われたものの、新たに定めた統計基準又は廃止若しくは変更が行われた統計基準は

なかった（表 14 参照）。

表 14 統計基準の設定状況（平成 23 年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 12 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 5 月 1 日

7 協力の要請（統計法に基づく協力要請）

（1）国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況

法第 29 条第 1 項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成 23 年度中に、同項の規定に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は 1 件となっている（表 15 参照）。

表 15 法第 29 条第 1 項の規定に基づく行政記録情報の提供の状況

（平成 23 年度中）

提供を求めた府省名	行政記録情報の提供を受けた件数	（参考）平成 23 年度末で提供を要請中の件数
内閣府	1	0
合計	1	0
（参考）平成 22 年度中の実績	2	0

（2）国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第 2 項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、国の他の行政機関に対し、調査、報告その他の協力を求める

ことができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は 1 件となっている（表 16 参照）。

表 16 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請の状況

（平成 23 年度中）

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 23 年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	1	0
合計	1	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	0	0

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

法第 30 条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、地方公共団体及びその他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、地方公共団体及びその他の関係者に対して協力要請を行った件数は 3 件となっており、全ての協力要請が応諾されている（表 17 参照）。

表 17 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

（平成 23 年度中）

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 23 年度末で
		協力を要請中の件数
文部科学省	3	0
合計	3	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	10	0

(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況

法第 31 条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認められるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関又はその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成 23 年度中に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた事例はなかった。

8 東日本大震災関係

平成23年3月11日に発生した東日本大震災が公的統計に与える影響への対処の一環として、総務省政策統括官（統計基準担当）部局は基幹統計の報告義務の免責措置や、統計調査の実施・変更承認手続の弾力的な運用に係る文書を同月15日付けで各府省に通知した（資料16参照）。また、各都道府県に対しては、同日付けで承認手続の弾力的運用の実施について周知するとともに（資料16参照）、同月23日付けでその手続の詳細について通知した（資料17参照）。

同年4月8日には樋口統計委員会委員長が、東日本大震災に伴う特別の措置を講じた場合の措置等に係る統計委員会委員長談話を公表し（資料18参照）、それを踏まえて、同月15日には、総務省政策統括官（統計基準担当）部局が震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項を公表した（資料19参照）。（震災以後の統計行政における主な動きについては資料15参照）

（1）東日本大震災の影響への対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。震災発生後から平成24年3月31日までの間に行われた基幹統計調査における特別の措置の実施状況については、資料20のとおりである。

また、これらの特別の措置を講じた場合、時系列比較を行いやすいよう遡及して被災地域を除く結果を提示する、被災地域の統計データを補完推計する等の対応が行われた。

（2）東日本大震災に係る統計データの提供

総務省、農林水産省及び経済産業省を始めとした各府省においては、調査結果により、被災に係る統計の公表が行われた（資料21参照）。

Ⅲ 調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第 32 条では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 729 件となっており、平成 22 年度の 646 件から 83 件増加している（主な内訳は、文部科学省の 41 件増及び厚生労働省の 46 件増である。）（表 19 参照）。

表 19 法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための 調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	5	5	0
総務省	61	55	6
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	6	6	0
文部科学省	143	136	7
厚生労働省	235	224	11
農林水産省	115	105	10
経済産業省	131	88	43
国土交通省	33	30	3
環境省	0	-	-
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
日本銀行	0	-	-
合計	729	649	80
(参考) 平成 22 年度中の実績	646	580	66

注) 平成 23 年度中に利用を開始したものの数であり、22 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することが

できると規定されている。

後者の場合について、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 2,647 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 148 件となっている（表 20 参照）。

表 20 法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	調査に係る 名簿の作成 を行う場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	527	406	121	40	6	34	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	11	10	1	3	0	3	0
文部科学省	167	163	4	5	0	5	0
厚生労働省	1,217	1,193	24	91	6	82	3
農林水産省	18	16	2	7	6	1	0
経済産業省	628	550	78	1	0	1	0
国土交通省	79	79	0	1	0	1	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,647	2,417	230	148	18	127	3
(参考) 平成 22 年度中の実績	2,975	2,903	72	133	5	123	5

注) 平成 23 年度中に利用を開始したものの数であり、22 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条の規定に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができることとされている。

一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に応えるためには、事前に、それぞれの行政機関等が受託体制を整備することが必要であることや個々の調査票情報に関する仕様等の文書を一般に提示可能となるよう整備することが必要である。このため、これらに対応しつつ、順次オーダーメイド集計の対象とする統計調査の拡大を図っている。

平成23年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計の対象として提示した統計調査は23調査（119年次分）となっている（平成22年度は、20調査（87年次分）。資料24参照）。

なお、これらのうち、13統計調査については、法第37条の規定に基づき政令で定める受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計の提供を実施している。

また、平成23年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は10件となっており、これらの申出は全て、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表21参照）。

表21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成23年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド集計の申出 件数	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	オーダーメイド集計の結果の提供件数	
			学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合
内閣府	0	-	-	-
総務省	9	9	9	0
財務省	0	-	-	-
文部科学省	0	-	-	-
厚生労働省	1	1	1	0
農林水産省	0	-	-	-
経済産業省	0	-	-	-
国土交通省	0	-	-	-
日本銀行	0	0	-	-
合計	10	10	10	0
(参考) 平成22年度中の実績	12	12	12	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されている。

また、法第 36 条の規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」と規定されている。

匿名データの作成等の対象とする統計調査については、予算、利用者ニーズ、匿名化技術の進展等を勘案しながら順次拡大を図っており、平成 23 年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行うとした統計調査は 6 調査（34 年次分）となっている（平成 22 年度は、4 調査（13 年次分）。表 22、資料 25 参照）。

なお、これらのうち、5 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条の規定に基づき政令で定められる受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 23 年度末現在）

統計調査 所管府省名	対象とする統計調査の名称
総務省	全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年、18 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年） 労働力調査（平成元年 1 月～平成 19 年 12 月）
厚生労働省	国民生活基礎調査（平成 16 年）

また、平成 23 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 33 件となっており、これらの申出は、全て学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23 参照）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データの 提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	31	31	28	3	0
厚生労働省	2	2	2	0	0
合計	33	33	30	3	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	38	38	36	2	0

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第 39 条第 1 項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

平成 23 年度においては、平成 22 年度末に改正された「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」が施行となり、国の行政機関のうち、所管する統計調査がある 12 府省等全てにおいて、同ガイドラインに基づいた調査票情報等を適正に管理するための管理体制が構築されている。

また、10 府省等において同ガイドラインに基づいた詳細な管理台帳が整備されている（表 24 参照）。

表 24 調査票情報等の適正管理のための措置状況（国の行政機関）

（平成 23 年度末現在）

統計調査 所管府省等名	管理体制の措置状況	
	管理体制の構築状況	管理台帳の整備状況
内閣府	○	○
総務省	○	○
法務省	○	○
財務省	○	○
文部科学省	○	○
厚生労働省	○	○
農林水産省	○	○
経済産業省	○	○
国土交通省	○	△
環境省	○	○
防衛省	○	△
人事院	○	○
合計	12	10

注)「○」は「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に定める方法により調査票情報等の管理のための措置を講じているものを示し、「△」は同ガイドラインに定める方法以外の方法により措置を講じているものを示す。

政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等（日本銀行）における同ガイドラインに基づく調査票情報等の適正管理のための措置状況は表 25 のとおりとなっている。

表 25 調査票情報等の適正管理のための措置状況（地方公共団体等）

（平成 23 年度末現在）

	管理体制の措置状況			
	管理体制の構築状況		管理台帳の整備状況	
	○	△	○	△
都道府県（計 47）	28	19	18	29
指定都市（計 19）	10	9	5	14
日本銀行	1	0	1	0

注)「○」は「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に定める方法により調査票情報等の管理のための措置を講じているものを示し、「△」は同ガイドラインに定める方法以外の方法により措置を講じているものを示す。

IV 統計委員会

法第 5 章の規定、統計委員会令（平成 19 年政令第 300 号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成 23 年度末時点で 7 部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成 23 年度中に、統計委員会は 11 回開催され、部会は合計で 23 回開催されている（表 26 参照）。

統計委員会においては、平成 23 年度当初時点で、平成 21 年度から審議継続中となっていた諮問案件が 1 件、平成 22 年度から審議継続中となっていた諮問案件が 3 件あったが、それぞれ平成 23 年度中に答申が行われた。

また、平成 23 年度中に、新たに諮問が行われたが、平成 23 年度末時点で審議継続中となっているものは 1 件となっている（表 27 参照）。

なお、必要に応じて随時、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

表 26 統計委員会及び部会の開催実績等

統計委員会		開催回数				
		平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
		11	11	12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 23年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	5	4	0	13	9
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	1	6	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	4	9	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	6	4	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	4	6	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	1	9	0	-
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	3	3	0	3	-
部会計		23	33	33	35	29

注) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成 20 年 12 月に設置された。

表 27 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 21 年度中に 諮問し、 平成 23 年度中に 答申した 事案	平成 22 年度中 に諮問 し、平成 23 年度 中に答 申した 事案	平成 23 年 度中に諮 問し、同年 度中に答 申した事 案	平成 23 年 度中に諮 問し、平 成 23 年度 末で調査 審議中の 事案
国民経済計算の作成基準（法第 6 条第 2 項）	1	0	0	0
基幹統計調査（法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項）	0	2	6	1
統計基準の設定（法第 28 条第 2 項）	0	0	0	0
匿名データの作成（法第 35 条第 2 項）	0	1	1	0
合 計	1	3	7	1

2 施行状況報告審議結果の対応状況（平成 23 年度実績）

平成 23 年度施行状況報告においては、基本計画の取組状況を精査するため、平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 23 年 9 月 22 日統計委員会決定。以下「22 年度審議結果報告書」という。）における 8 項目の重要検討事項に対する各府省の対応状況をフォローアップすることとした。このフォローアップについて、事項ごとに概要をまとめると以下のとおりである。

なお、個別の詳細な対応状況等については、資料編（資料 31～38 参照）等に記載している。

（1）東日本大震災に係る統計データの提供等

東日本大震災に係る統計データの提供については、Ⅱ-8-(2)に記載されているとおりである。なお、平成 23 年度に開催された統計委員会では、本来、統計委員会への諮問を必要としない軽微な変更を基幹統計調査について行った場合であっても、当該変更が東日本大震災に伴うものである場合には詳細に事後的に統計委員会に報告しており、その総数は 15 件となっている。

また、平成 23 年 10 月 21 日に開催された第 50 回統計委員会において「各府省等（統計関係）における東日本大震災の対応状況」を報告するとともに、委員会の要請により、以後も対応状況を更新した上で随時統計委員会に報告している（平成 24 年 3 月 31 日時点の状況については資料 20 参照）。

（2）国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

国民経済計算については、平成 21 年度施行状況に関する統計委員会意見

において「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。」とされた。また、22 年度審議結果報告書においても、「引き続き関係府省の会議等の場を活用しながら、その解決に向けた取組を推進する」とされたところである。これらを受け、内閣府では平成 23 年 3 月に具体的な検討スケジュールを明らかにする工程表を作成し、当該工程表に設けた 5 つの課題に対応したプロジェクトチームを立ち上げ、関係府省と検討を行っているところであり、平成 23 年度以降もこの工程表に基づき検討を進めている。

(3) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ビジネスレジスターについては、平成 21 年度施行状況に関する統計委員会意見において「基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。」とされ、22 年度審議結果報告書においても、「引き続き、(中略)整備を進めることが望まれる。」とされたところである。これらを受け、総務省（統計局）では関係府省と調整し、行政記録情報としての労働保険情報・EDINET 情報等や、各種統計調査結果情報をビジネスレジスターに収録することについて、平成 23 年度から検討しているところである。

また、総務省においては、平成 23 年 3 月に策定した「事業所母集団データベースの整備方針」（資料 33 参照）に基づき、ビジネスレジスターと各府省において実施する統計調査との間で内部的に共通に利用する番号である共通事業所・企業コードを保持・利活用することの検討や、システムの運用試験の実施等に向けた取組についても進めている。

(4) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ワークライフバランスについては、22 年度審議結果報告書において、「企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況（中略）等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。」とされた。

これを受け、総務省では、平成 24 年就業構造基本調査（平成 24 年 10 月実施予定）について、ワークライフバランスの観点から、希望就業時間と実際の就業時間との格差に関する調査対象者の拡大、育児休業制度・介護休業制度の利用状況等に関する調査事項の追加等、調査事項を充実することを計画し、これに対する平成 24 年 1 月の統計委員会答申等を踏まえた上で実施することとした。

また、厚生労働省でも、平成 24 年雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である。

なお、厚生労働省が実施している 3 つの縦断調査では、ワークライフバラ

ンスに関する事項について調査の企画の際に随時検討している。さらに、21世紀成年者縦断調査において、世代によるワークライフバランスの変化等を見るため、新たな標本の追加について平成24年度に実施することとしている。

(5) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

22年度審議結果報告書においては、非正規雇用の実態を把握することが重要であるとして、労働力調査等における調査項目の見直し、雇用構造調査の調査項目の改善等について、検討を進めることとされたところである。

これを受け、総務省では、平成24年就業構造基本調査（平成24年10月実施予定）及び労働力調査において、非正規雇用の実態把握の観点から、平成24年就業構造基本調査では、1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新回数等に関する調査事項の追加を、また、労働力調査では、平成25年1月実施分から有期雇用契約者数の把握を可能とするための調査事項の変更等、調査事項を充実することを計画し、これらに対する平成24年1月の統計委員会答申等を踏まえた上で実施することとした。

他方、厚生労働省では、省内関係部局と検討を行った結果、既存調査に加え、雇用構造調査において、客観的基準に基づいた就業形態別の労働者割合等について、平成24年度以降、毎年継続的に調査を行うこととした。

(6) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供

オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供等、統計データの二次的利用については、22年度審議結果報告書において、二次的利用の拡大、二次的利用及び調査票情報の利用に係る課題の検討を行うこととされたところである。これを受け、総務省政策統括官（統計基準担当）部局においては、有識者からなる統計データの二次的利用促進に関する研究会を開催し、これらに係る共通的な課題を検討している。なお、所管する統計調査についてのオーダーメイド集計や匿名データの提供の拡充については、各府省において可能なものから順次行っている。

(7) 統計職員等の人材の育成・確保

統計職員等の人材の育成・確保については、22年度審議結果報告書において、専門性の高い人材の育成・確保に向けて大学等との連携を強化することとされたところである。これを受け、関係府省では、①統計部局における大学等との人事交流、②統計部局職員による学会の大会等への参加、③統計部局の主催する統計関係の研究会等への外部有識者の活用、等の取組を進めている。

(8) 行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用については、平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、「行政記録情報等の活用の推進について、更に調査研究を進めること」とされた。これを踏まえ、22 年度審議結果報告書においては、①労働保険及び雇用保険適用事業所情報の活用などの個別指摘事項、②統計調査を企画・立案するに当たって、活用できる行政記録情報等の有無等を調査・検討する現行の仕組みについて、引き続き推進することと整理されたところである。

これを受けて、各府省では、①雇用保険情報を含む労働保険情報（名称・所在地情報）の経済センサスー活動調査の名簿整備への活用、②医療施設基準の届出等に基づく情報の活用による、医療施設調査における調査事項の一部削除等の取組を推進している。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）部局は、各府省の協力を得て行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を平成 24 年 1 月から 3 月の期間において実施し、その取りまとめを行っているところである（資料 38 参照）。

V その他

1 統計情報の提供（e-Stat の取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料 40 参照）。

e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第 8 条及び第 23 条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

e-Stat には、平成 23 年度中に約 5,122 万件のアクセスがあった（表 28 参照）。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 23 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	898,047
総務省	14,160,425
法務省	989,998
外務省	14,279
財務省	14,666,464
文部科学省	2,327,187
厚生労働省	7,250,752
農林水産省	9,302,605
経済産業省	662,910
国土交通省	865,451
環境省	56,725
防衛省	216
人事院	22,526
合計	51,217,585
(参考)平成 22 年度実績	78,254,489

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 「政府統計の統一ロゴタイプ」の策定について

個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民が統計調査に安心して回答できる環境の整備が必要となっている。また、基本計画においても、統計に対する国民の理解の促進を図るため、具体的な方策を検討することとされた。

これらを踏まえ、総務省では、関係府省と協力の下、国民が安心して統計調査に回答できる環境の整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を平成 23 年 10 月 18 日の「統計の日」を契機に、総務大臣決定した（資料 42 参照）。

「政府統計の統一ロゴタイプ」は国の統計調査であること及び秘密の保護に万全を期していることを証明するマークであり、「政府統計の統一ロゴタイプの使用基準」（平成 24 年 1 月 13 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、平成 24 年 4 月から順次、国の統計調査の調査票などに使用される。

「政府統計の統一ロゴタイプ」は、総務大臣が商標権を取得しており、ロゴを用いたかたり調査を行うなど、不正な使用を行った者には、統計法及び商標法（昭和 34 年法律第 127 号）の規定により、懲役若しくは罰金又はその両方が科される。



コンセプト

- ・日本列島と日章旗をイメージ（国の統計調査であることを認識しやすい。）
- ・棒グラフをイメージ（「統計」であることを認識しやすい。）

3 罰則等

平成 23 年度内に統計法違反として罰則の適用があった事案はなかった。ただし、統計法との関連で問題があると見られる事案として関係府省等から公表されているものは、資料 43 に掲げるとおり 4 件あった。

【別 編】

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

- ア **「実施済」**：平成 23 年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの
- イ **「実施予定①」**：平成 23 年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成 25 年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの
- ウ **「実施予定②」**：現行の基本計画期間である平成 25 年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの
- エ **「実施困難」**：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの
- オ **「検討中」**：実施の可否の判断を含め、平成 24 年度も引き続き検討が必要なもの
- カ **「継続実施」**：「平成○年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

別編【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性	<138～147ページ「別紙」参照>		
(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。
	○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は次回の平成17年基準改定(以下「平成17年基準改定」という。)時、産業連関表(基本表)は次回作成時の実施を目指す。
	○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に移行する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p><138～147ページ「別紙」参照></p>	/	/	/
<p>○ 平成24年経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成23年5月)が行われた。同答申の中で、平成28年経済センサス-活動調査に対応した年次推計等の抜本的な見直し(供給・使用表(SUT)の検討等)が今後の課題として指摘されていることから、これら課題について府内に設けたPTを中心に検討を行っている。【内閣府】</p>	検討中	<p>平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、結論を得る予定</p>	
<p>○ 産業関連統計の体系的整備については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、同年6月に設置。以下、「検討会議」という。)において、検討会議の平成24年3月末までの検討状況等(各府省における産業関連統計に係る検討状況を含む。)を取りまとめた報告書を作成中である。【総務省(政策統括官室)】</p>	検討中	<p>平成24年6月を目途に報告書を取りまとめ予定</p>	
<p>○ 内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の推計に活用する経済センサス-活動調査における工業統計調査相当部分について意見交換を行っており、引き続き推計システム等の検討を内閣府内に設けたPTを中心に進めている。【内閣府及び経済産業省】</p>	検討中	<p>平成23年度国民経済計算確報に反映させるべく、結論を得る予定</p>	
<p>○ 平成22年7月29日開催の産業連関幹事会において、経済センサス-活動調査の調査実施者から、平成21年11月に当該実施者へ提出した同調査に関する意見・要望書(平成23年調査に対するもの5事項。中期的なもの9事項。当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計としての指定に関する審議を行った統計委員会第8回国民経済計算部会(平成22年6月11日開催)においても報告済み。)への対応を聴取し、中期的な事項については、検討の継続を要請。【産業連関表作成府省庁】</p>	継続実施 (平成23年産業連関表に関しては、実施済)	—	
<p>○ 国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議、同委員会からの答申(平成23年5月)を経て、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。【内閣府】</p>	実施済	—	
<p>○ 基本計画・SNA課題対応ワーキンググループにおいて、平成23年7月から9月にかけて検討を行い、産業連関表においても時価評価を導入することとした。【産業連関表作成府省庁】</p>	実施予定①	<p>平成23年産業連関表作成時(速報は平成26年度後半に公表予定)に対応</p>	
<p>○ FISIMについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に本系列へ移行した。移行に当たってはFISIMの影響について解説した資料も併せて公表した。四半期系列については、FISIM導入による影響を分離した系列(FISIM除くGDP等)も併せて公表することとした。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。 	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。 	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表(基本表)は次回作成時に実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。 	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定(以下「次々回基準改定」という。)時における導入を目指す。
イ 基準年次推計に関する諸課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。 	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。 	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁、一次統計作成府省	国民経済計算は次々回基準改定に、産業連関表(基本表)は次回作成に間に合うよう検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 自社開発ソフトウェアを固定資本として計上する推計方法については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。 ○ また、同様に、育成資産の仕掛品在庫の推計方法についても、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に変更した。	実施済	—	
○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に行った。【内閣府】	実施済	—	
○ 基本計画・SNA課題対応ワーキンググループにおいて、平成23年6月から検討を始め、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すことを確認の上、個別の事業・法人等について、その実態を踏まえた格付け作業を実施中。【産業連関表作成府省庁】	実施予定①	平成23年産業連関表作成時(速報は平成26年度後半に公表予定)に対応	
○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題について府内に設けたPTを中心に、引き続き検討している。今後、基礎統計の制約等の課題への対応の可否について更に検討を進めていく。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委員会国民経済計算部会において審議が実施され、一部の課題(公的部門分類、FISIM等)については平成17年基準改定時に対応した。その他の課題(研究開発(R&D)等)についても府内に設けたPTを中心に、引き続き検討を進めている。	実施済(一部)及び検討中(一部)	平成17年基準改定の次の基準改定までに導入できるよう、結論を得る予定	
○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として検討を行っている。【内閣府】	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定以降に結論を得る予定	
○ 平成22年2月に産業連関技術委員会(23年度からは産業連関技術会議)において取りまとめた「V表、U表及びX表のあり方に関する中間整理」に基づき、産業連関表の精度向上方策について、部門分類等検討ワーキンググループで検討を行う(後述の「生産構造及び中間投入構造の把握方法の検討」欄参照。)とともに、その検討結果について、産業連関技術会議に報告。【産業連関表作成府省庁】	検討中	平成24年末の基本要綱の取りまとめに先立ち、産業連関幹事会において各部門ごとの定義・範囲、推計資料等について検討	
○ 国民経済計算において基本価格表示を導入するに当たっては、国民経済計算の基礎統計である産業連関表において基本価格表示を導入することが極めて重要であることから、産業連関表の状況を踏まえつつ、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っている。【内閣府】	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
○ 平成22年度に開催された基本価格表示ワーキンググループの検討結果から得られた技術的課題を踏まえて、平成23年度においては、経済センサス活動調査の集計時における消費税の扱いを確認した上で、平成24年3月から、基本計画・SNA課題対応ワーキンググループにおいて、平成23年表における基本価格表示に関する検討を再開した。【産業連関表作成府省庁】	検討中	平成24年末に基本要綱を取りまとめるまでに結論を得る。	基本価格表示の作業過程において必要となる間接税や補助金に係る詳細なデータを得ることができない状況

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。
ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。
	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。
	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。
	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 国民経済計算において生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として、検討を行っている。【内閣府】	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
○ 平成22年度に開催した投入調査ワーキンググループの検討結果に基づき、サービス部門を広く対象にして実施する「サービス産業・非営利団体等投入調査」、企業の本社経費の内訳の詳細を把握するために行う「企業の管理活動等に関する実態調査」及び産出構造の詳細な把握の検討に資することを目的とする「商品・サービスの販売先に関する実態調査」（いずれの調査も総務省が実施）の実施計画について検討を行い、平成23年10月から平成24年2月にかけて、産業連関技術会議において審議を行った。 ○ 部門分類等検討ワーキンググループ（平成22年9月から開始）を、毎月開催し、12回合計で73部門について、部門の設定方法や推計基礎データの把握精度等の検証を実施。また、産業連関技術会議において、同ワーキンググループの検討結果を報告。【以上産業連関表作成府省庁】	検討中	平成24年末の基本要綱の取りまとめに先立ち、産業連関幹事会において各部門ごとの定義・範囲、推計資料等について検討	
○ 供給・使用表の作成に向けて、引き続き研究を進めているところであり、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として、検討を行っている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成を含む所得面からのGDP推計について、欧米諸国の事例等について調査を行うなど、府内に設けたPTを中心として、検討を行っている。所得面における営業余剰の推計等の課題についても引き続き検討を進めている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表（延長表）の整合性確保については、平成22年度に経済産業省において実施した外部有識者による研究会における検討結果などを踏まえて、以下の取組を行った。 ・ 整合性の確保に向けて、コモ法における国内総生産額などについての検討を行い、国民経済計算の平成17年基準改定（平成23年12月～24年1月）を実施した。【内閣府】 ・ 整合性の確保に向けて取り込み可能な部分（学費制度の改正）について、SNAでの対応方法を参考に推計方法の見直しを行い、平成21年の産業連関表（延長表）を作表し、公表（平成24年3月）した。【経済産業省】 ○ 今後は、研究会において積み残した課題（SNA産業連関表と産業連関表（延長表）で推計の原理がそもそも異なる部分や部門概念が異なる部分等）について検討を行う。【内閣府及び経済産業省】	実施済（一部）及び検討中（一部）	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
○ 平成17年基準改定時（平成23年12月～24年1月）において、コモ法の配分比率等を改定した。このことにより統計上の不突合が縮小した。 ○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として、検討を行っている。	実施済（一部）及び検討中（一部）	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ コモ法の商品分類と、日本標準商品分類の整合性確保の観点を踏まえ、日本標準商品分類の改定について統計分類専門会議及び商品分類検討チームにおいて関係省と意見交換を実施した。</p> <p>○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っていく。</p> <p>○ コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張する上での課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っていく。</p> <p>○ コモ法の推計対象外であった自社開発ソフトウェアを、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)から新たに追加した。</p>	実施済(一部)及び検討中(一部)	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
<p>○ 各課題について、国民経済計算における位置付けや既存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を得て、整理を行った。</p> <p>具体的な課題は以下の通り。</p> <p>① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備については、「主にサービス業などの業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題</p> <p>② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備については、基礎統計において品目分類の細分化がなされることがSNA推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある)</p> <p>③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況)</p> <p>④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備については、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題</p> <p>⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方については、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題(基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題)</p> <p>⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備については、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難。)</p>	実施済	—	
<p>○ 日本銀行の協力を得て、品目ごとの物価指数との対応関係のチェック等を通じてデフレーター推計方法の精度向上を図るなど、価格指数と概念の整合性に関して検討し、その結果を、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)において反映した。また、価格指数について引き続き日本銀行と意見交換を行った。</p> <p>○ また、長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急を実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成21年度に実施する。
(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。
	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 平成21年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。	実施済	—	
○ 平成21年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。世界同時不況の影響による平成20年秋以降の変動に対して、平成22年2月には財の輸出入、平成22年12月には国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ダミーを設定した。四半期分割方法については、平成22年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成23年度に出荷系列に対して比例デントン法を導入した。	実施済	—	
○ 平成21年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、1次QEにおいては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次QEから2次QEへの改定幅の縮小を図った。また、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	実施済	—	
○ 平成21年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、平成22年度において、民間企業設備の推計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	実施済	—	
○ 経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計（工業統計と経済産業省生産動態統計）それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPTを中心に検討した。これらの検討成果を踏まえ、代替推計の枠組みを確立した。	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力をを行う。	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。
	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。
	○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。	財務省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 国民経済計算の四半期推計の精度向上に向け、内閣府と検討を行った。それを踏まえ、毎年提供している工業統計調査の個票データのほか、経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、内閣府から要望のあった直近の平成16年～20年の個票データ及び基準年である平成12年の個票データの提供を行った。また、より詳細な検討のため平成16年～20年の調査票の改正情報についても合わせて提供を行った。【経済産業省】</p>	実施済	—	
<p>○ 経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けたPTを中心として検討を行った。これにより、代替推計の枠組みを確立した。【内閣府】</p>	実施済	—	
<p>○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。所得面における営業余剰の推計等の課題についても、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を進めている。</p> <p>また、長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行った。平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成12年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施した。</p>	実施済(一部)及び検討中(一部)	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
<p>○ 現状の調査世帯数や調査項目について内閣府(経済社会総合研究所)及び日本銀行から意見を聴取した。</p>	検討中	平成24年度も引き続き関係機関からの意見聴取を行い、平成25年度までに結論を得る予定	
<p>○ 売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、今後、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえつつ、検討を行うこととしたい。</p>	実施予定①	事業所母集団データベースの本格稼動(平成25年1月予定)を待ってから検討を行う予定	平成24年経済センサス-活動調査の公表(平成25年夏頃予定)以降に検討を開始予定
<p>○ 関係府省間で統計の整備について検討を行ってきたところである。</p> <p>中央政府における公共事業予算の執行状況に関しては、特定の経費について各府省から執行状況の報告を受けているものの、これは、事業の性格上、施行調整(促進又は抑制)になじみやすい経費を指定してその執行状況を把握するためのものであり、全ての公共事業予算を対象とするものではなく、また、月次や四半期等定期的に公表を行う趣旨のものでもない。よって、当該目的以外での調査要請に対応することは困難である。</p> <p>また、地方政府における公共事業予算の執行状況に関しては、中央政府における状況に加え、地方公共団体数が1,789と非常に多く、その全ての地方公共団体から定期的に情報を集約し公表することは、容易に実現しえるものではない。また、地方公共団体における事務負担の観点からも困難と考えられる。</p> <p>上記のように、非常に整備の困難な当該統計を整備する必要性について、具体的かつ広範なニーズについても見受けられないことから、整備困難との結論に至ったものである。</p>	実施困難	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。
	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 経済センサス-活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス-基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	総務省	平成25年度までに所要の準備を実施する。
	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的実施する。	総務省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 政府最終消費の中の雇用者報酬の推計において、行政記録情報の活用による把握等について検討を行っているところである。今後、関係省庁とさらに検討を進めていく。	検討中	平成25年度までに結論を得る予定	
○ 府内に設けたPTを中心として、生産面からの四半期推計の検討を開始した。また、サービス産業動向調査の更なる改善に向けて、総務省主催のサービス産業統計研究会に参加してきたところであり、総務省と連携しつつ、検討を進めている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	
<p>① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経路機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整のARIMAモデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用しているWDLT方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。</p> <p>② 企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ&ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成23年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。</p> <p>③ 退職金支払額は、国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能のため、退職金についての調査は予定していない。</p>	①検討中 ②実施済 ③実施済	①については、有識者の検討会において検討を行っており、当該検討結果を踏まえ、平成25年度までに結論を得る予定	
○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における行政記録情報の活用等基礎資料の利用可能性について、府内に設けたPTを中心として、検討を実施している。	検討中	平成25年度までに結論を得る予定	
○ 平成23年度は、前年度に引き続き、研究会を開催し、平成21年経済センサス-基礎調査の実施状況についての検証や平成24年度に予定している試験調査の実施についての検討を行う等、平成26年経済センサス-基礎調査の実施に向けて所要の準備を進めている。	実施予定①	平成24年9月に試験調査を実施し、調査結果の分析及び評価を行い、平成25年1月を目途に平成26年経済センサス-基礎調査の実施計画案を作成予定	
<p>○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を定期的実施しており、平成23年度においても年4回の照会業務を引き続き実施した。</p> <p>○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。</p>	実施済	平成24年度からの商業・法人登記情報による照会業務については、労働保険情報に基づく照会業務で照会対象とした事業所との重複排除を実施した上で、年1回の照会業務として実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。	総務省	平成22年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 工業統計調査の出荷額等、全数調査の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する法人企業統計調査の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、関係府省との検討を開始する。 ○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。	総務省	平成21年度から検討する。
		総務省、財務省	平成21年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 厚生労働省との調整の結果、平成23年7月以降、月次で労働保険情報(名称、所在地、保険関係等)を受領。 受領したデータについて分析を実施し、保険関係の成立・消滅の届出が必ずしも事業所の新設・廃業の概念に一致するものではないことを踏まえ、事業所への照会業務を検討し、平成23年12月にオンライン手法を含めた照会業務を試験的に実施した。</p>	実施予定①	労働保険情報について、平成24年5月以降、新設・廃業事業所への照会業務を実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用	
<p>○ 平成23年3月に策定した整備方針の中で、優先的に記録する統計調査を整理し、各府省の協力を得て、平成23年7月から、順次、その統計調査結果(経済センサス-基礎調査、経済センサス-活動調査、サービス産業動向調査、科学技術研究調査、個人企業経済調査、法人企業統計調査、学校基本調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、医療施設調査、農林業センサス(法人組織経営体)、漁業センサス(法人組織経営体)、商業統計調査、工業統計調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査、特定サービス産業動態統計調査、エネルギー消費統計調査、中小企業実態基本調査、商業動態統計調査、建設工事施行統計調査の計21統計調査)の提供を受け、平成25年1月からのビジネスレジスターの正式運用開始に向け、効率的にビジネスレジスターに収録するための照合作業を実施した。</p>	実施予定①	ビジネスレジスターの円滑な運用開始のため、前年度に照合した結果を活用して、順次、平成24年度以降に提供を受ける優先的に記録する統計調査について、ビジネスレジスターに収録	
<p>○ EDINET情報について、売上高等の財務諸表数値に関するデータの出力を行うとともに、財務省・金融庁と打合せを行い、法人企業統計調査に利活用するためには、照合等が必要であることを確認した。【財務省】 ○ EDINET情報(有価証券報告書情報)について、ビジネスレジスターの基盤となるデータとの照合等を平成23年7月に実施した。また、法人企業統計調査とビジネスレジスターの基盤となるデータの照合等を平成23年8月に実施した。【総務省(統計局)及び財務省】</p>	実施予定①	ビジネスレジスターへの収録情報について、法人企業統計調査への活用を引き続き検討するとともに、平成25年1月のビジネスレジスターの正式運用開始に伴い、EDINET情報の収録を実施	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。
	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度から検討する。
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 特許庁の協力を得て、平成23年8月に登記情報も含むビジネスレジスターの基盤となるデータと産業財産権の企業出願人情報との照合作業を名称、所在地等により実施した。</p>	実施予定①	<p>整備方針に基づき、平成25年1月以降、毎年実施する知的財産活動調査(特許庁)の対象となる企業出願人の情報に対して継続して照合作業を実施し、共通事業所・企業コードを付与することで対応</p>	
<p>○ 日本輸出入者標準コード情報については、名称・所在地・コードのみの保有であり、海外取引実績等について把握できないことが判明したため、有用性は得られないという結論に至った。</p>	実施済	—	
<p>○ 当該課題への対応も含め、社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。</p> <p>○ 国際比較性の向上という課題に対応するため、OECD基準表による集計を充実させるとともに、SNAとの関係を含めた解説を加えることとし、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」を公表することとした。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(5) 財政統計の整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。
	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、開催してきた。</p> <p>第1回 平成22年4月26日 第2回 同 12月9日 第3回 平成23年3月14日(地震の影響により、持ち回り開催に変更)</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、推計手法、推計に当たっての課題等について検討を進め、その結果を基に公的統計として位置付けることについて、平成23年3月に同検討会から以下の指摘を受けた。 (指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民医療費、SHAについては、まずこれらの重要性を社会に認識いただき、その地位が高まって広く活用されることが重要である。 ・ 公的統計として位置付けることを検討する際には、SHAが民間機関の事業として作成されている状況にあることを考慮する必要がある。SHAの作成を継続して精度の高い統計を作成していくためには、作成主体が国であれ民間であれ、情報、経費及びマンパワーが必要であり、何らかの形で国が関与していく体制を整備する必要がある。 ・ SHAによる国際比較性を担保した上で、既存の統計を利用していくことが現実的な方向性である。 ・ 現時点においても様々な課題があり、どれか特定の面だけの観点から公的統計化を一義的に考えるのではなく、新たなデータソースの活用可能性も含め、今後も継続して検討を進めることも必要である。 <p>厚生労働省としても、上記の指摘事項を踏まえ、別途、「厚生労働統計の整備に関する検討会」においても検討をした結果、平成23年12月に、医療費に関する統計の国際比較可能性の向上のためには、現時点で直ちに公的統計化するのではなく、その前にまず国民医療費を始めとした既存統計において、データ精度を向上させる等の充実を図ることにより、現在作成されているSHAの質の担保に貢献していくことが重要であるとの結論を得た。</p>	実施済	—	
○ 政府財政統計について、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に主要項目の推計及び公表を行った。	実施済	—	
○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目の格付等、ストック統計の見直しについて引き続き検討を行っている。	検討中	平成25年度までに実施できるよう結論を得る予定	
○ 政府支出推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、COFOGの分類により公表を行った。	実施済	—	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (6) スtock統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本Stockマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
	○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物Stock全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施する。
	○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 生産的資本Stock及び純資本Stockの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齢的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
	○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
	○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
(7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する
	○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 恒久棚卸法等によるストック推計については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入し、公表した。併せて、固定資本マトリックス、固定資本ストックマトリックスの開発を行い、この結果についても公表した。 また、固定資本減耗についてもストック推計の見直しと総合的な時価評価によるものに改めた。	実施済	—	
○ 改定されたSNA(2008SNA)に対応した資本サービス投入量については、平成17年基準改定の次の基準改定に向け、府内に設けたPTを中心として、引き続き概念的な整理等の検討を行っている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定時に導入できるよう、結論を得る予定	
○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報告書に基づき、平成22年7月に、建築物ストック統計の試算値(平成22年1月1日現在)を算出し公表。引き続き、平成23年10月に推計値(平成23年1月1日現在)の公表を行ったところであり、更に平成24年1月1日現在の推計値の算出とその公表に向けて、作業を進めている。	実施済	—	
○ 恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保するため、平成22年度に公表された建築物ストック統計の推計結果について、府内に設けたPTを中心として、検討を進めている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定時に導入できるよう、結論を得る予定	
○ 設備投資の構造については、民間企業投資・除却調査を活用した詳細把握を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。	実施済	—	
○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づいた資産別経齢プロファイルの推計については、調査研究(平成21年4月～23年12月)を行い、平成17年基準改定(平成23年12月～24年1月)における推計に反映し公表した。	実施済	—	
○ 既取得資産の設備投資調査の必要性や社会的ニーズの評価及び国富調査の実施可能性については、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を進めている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定時まで結論を得る予定	
○ 企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法については、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を進めている。	検討中	平成17年基準改定の次の基準改定時まで結論を得る予定	
○ 日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成21年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。	実施済	—	
○ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成22年2月)を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。
	○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。
	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「季節調整法の適用に当たっての統計基準」について、基準案を平成22年11月開催の経済指標専門会議で検討。</p> <p>この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会に諮問(平成23年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成23年2月)を経て、平成23年3月9日に統計基準として設定し、同年3月25日に総務省告示第96号により公示。</p>	実施済	—	
<p>○ 日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討を平成22年12月に開始し、関係府省及び学識経験者により、統計基準設定の必要性や新たな商品分類の在り方等について検討した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、 ・ 国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、 ・ 現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと、 <p>から、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない、との結論を得た。</p> <p>ただし、現行の日本標準商品分類については、前回の改定から長期間経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことが考えられ、これまでの議論を踏まえ、平成25年頃から27年にかけて検討を行うこととしたい。</p> <p>○ また、従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、総務省政策統括官(統計基準担当)が総務省統計局及び厚生労働省から情報提供等の協力を得て検討を行ってきた。その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあること、 <p>から、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得た。</p>	実施済	—	<p>今後は、統計における従業上の地位に係る用語、分類と労働行政における用語、概念の整合性及び労働行政に必要な統計の継続的な把握について、関係省において検討することが必要である。</p>
<p>○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表した。</p> <p>○ 基幹統計化については、引き続き検討。</p>	実施済(一部)及び検討中(一部)	—	
<p>○ 平成22年度調査から世帯調査の都道府県別表章を行うため、必要な標本数を確保した調査設計とし平成23年1月に調査を実施。平成23年5月18日に結果を公表した。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成23年9月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所・企業コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。	実施済	—	
○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について、総務省及び経済産業省で検討を行っている。	検討中	平成24年度末までに、結論を得る予定	
○ 「サービスの計測に関する検討会」(平成21年10月にサービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員として設置)において平成22年度に実施した、「サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査」で国民的需要が高いとされたサービス分野を中心として、サービスの計測に係る方向性について検討を行った。 その結果、現在、学問的に、サービスの計測において不可欠なサービスの質の指標についてコンセンサスが得られたものはないことから、将来、サービスの質の指標が確立した時点で改めて検討するという結論を得た。	実施済	—	
○ 平成21年経済センサス-基礎調査(平成23年12月確報公表)の結果を踏まえ、定義、調査項目などの課題について引き続き検討しているところ。	検討中	平成24年度に、調査実施に向けて必要な対応を図る予定	
○ 厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成24年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。 なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。	実施済(一部)及び実施困難(一部)	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。
	○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し	総務省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するため、平成24年就業構造基本調査において育児休業・介護休業等の制度の利用状況等の調査事項を追加した。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握している。</p> <p>(1)雇用動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において、「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 平成24年雇用動向調査(予定) <p>入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。)</p> <p>(2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 21世紀出生児縦断調査 <p>就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等</p> <ul style="list-style-type: none"> 21世紀成年者縦断調査 <p>就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高年者縦断調査 <p>就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等【以上厚生労働省】</p>	実施済	—	
<p>○ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。</p> <p>○ 21世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加については、平成24年度に実施することとしている。</p>	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	21世紀成年者縦断調査については、平成24年度調査において実施予定	
<p>○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。</p>	実施済	—	
<p>○ 基本計画に例示された集計項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査(基準調査日)を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する集計項目を追加することとした。今後は、意見照会や調査結果等を踏まえ、これらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p>	検討中	平成25年度の調査から実施予定	
<p>○ 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。(追加統計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> (出生)出生数、出生月・母の生年年齢別 (婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 (離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。	総務省	平成23年中に結論を得る。
	○ 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成25年中に結論を得る。
	○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連:国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成22年度に個計化の状況を把握するためのアンケートを実施。この結果、世帯における家計簿記入者の世帯全体の収入・支出総額の把握状況は、「把握している」及び「把握可能」であるとの回答が全体の9割以上であった。</p> <p>○ 上記のアンケート結果を踏まえ、有識者等を含む家計調査等改善検討会(平成23年6月2日開催)において、家計調査では現行の調査方法により、世帯全体の家計の把握は可能との結論を得た。</p> <p>○ 今後は家計調査の精度の維持・向上を図るため、調査票の記入例に世帯全体の収支を漏れなく記入してもらうための注意喚起の文言を盛り込む等、世帯全体の家計収支のよりの確な把握に努める。</p>	実施済	—	
<p>○ 全国単身世帯収支実態調査の調査結果の分析、平成21年全国消費実態調査との統合方法の検討を行い、平成23年12月に平成21年全国消費実態調査との統合集計結果を公表した。</p> <p>平成24年度は、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用について、家計調査等改善検討会などで検討予定。</p>	検討中	家計調査等改善検討会の検討結果等を踏まえ、平成26年全国消費実態調査の実施までに結論を得る予定	
<p>○ 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から、平成23年社会生活基本調査において、「ボランティア活動の実施状況」について、NPOや地域に根付いた組織との関わりや、1回の活動当たりの平均時間を把握する調査項目を追加し、平成23年10月に調査を実施。</p>	実施済	—	
<p>○ 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。</p>	実施予定②	今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討	
<p>○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成22年1月25日)による審議等を経て、平成22年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充し、平成23年7月に公表。</p> <p>(追加統計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯数, 医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数, 医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数(6歳以上), 健康意識・生活意識別 ・世帯人員数(12歳以上), こころの状態(点数階級)・生活意識別 ・世帯人員数(15歳以上), 健康意識・性・生活意識別 ・世帯数, 医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別 	実施済	—	
<p>○ 平成23年9月に有識者等を構成員とする「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」を立ち上げ、平成23年度中に同研究会を4回開催し、所要の検討を行ったところ。平成24年度においても同研究会において引き続き検討を進める予定である。</p>	検討中	平成25年住宅・土地統計調査の実施計画案の策定時期(平成24年9月目途)までに最終的な結論を得る予定である。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。	文部科学省	平成21年中に結論を得る。
	○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。
	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。	文部科学省	平成25年中に結論を得る。
	○ 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成22年中に結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成20年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の実施により明らかとなった課題等への対応策について検討し、平成21年度調査から改善を図った。 〔具体的対応状況〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査票の様式や注記の改善。 2 調査項目の重複が見られるものや、統計上比較可能な顕著な差が見られない項目を整理・統合。 3 公表実績がなく、予算、分析に活用している実態も無い項目があったため調査項目を削除。 4 平成21年度から新たに制度として設けたもの(高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて)があるため調査項目に追加。 5 平成20年度調査結果を受けて、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めるよう通知を发出。 	実施済	—	
<p>○ 平成23年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているところであるが、学校現場における対応能力も踏まえつつ、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはなく、現時点においては追加すべき項目としては考えにくいとしていることから、対応は困難であるとの結論を得た。</p>	実施困難	—	
<p>○ 労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会(平成22年1月25日)による審議を経て、平成22年から国民生活基礎調査において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院)で把握することとした。【厚生労働省】</p> <p>○ 船員労働統計において、船員については、労働環境の特殊性から、雇用・労働等に影響のある事項として大卒・高卒等の学歴よりも、乗船する船舶の規模、教育・訓練の結果としての資格、船員としての経験年数等を把握して公表している。【国土交通省】</p>	実施済	—	
<p>○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施は、今後の厳しい財政状況を踏まえると、以下のような状況から実現困難との結論を得た。 現在、当省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、そのための予算を継続的に確保できる見込みが立たない。 当省としては、このライフコース全般を的確にとらえた統計の必要性については、その意義を認めるところであるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施していただく方が適切であり、かつ、現実的であるとの結論を得た。</p>	実施困難	—	
<p>○ 「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、この検討会の意見も踏まえ、本体調査の見直しも行った上で、附帯調査の実施について対応することとしている。</p>	実施予定①	平成24年度中に結論を得る。	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成21年度から実施する。
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。	環境省	平成22年度から実施する。
	○総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。
	○新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。
	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行ったところ。今後も引き続き、所要の対応方策の余地について検討予定。</p>	実施済	—	
<p>○ 温室効果ガス排出量・吸収量をより精緻に算定するため、環境省が設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等において、算定に用いる統計データの充実について、関係省庁と協力して検討を行った。今後も、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。</p> <p>○ 気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計整備を検討するための有識者によるワーキンググループを設置し、整備の基本方針をとりまとめた。平成24年度以降、基本方針に基づき、関係府省と協力して、統計を整備し、HPやレポートにより公開する。</p>	検討中	調査の必要性は認められているが、引き続き検討を進め、平成28年度の実現を目指す。	
<p>○ 平成21年全国消費実態調査(総務省)の耐久財等調査票及び家計簿を用いて、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係について集計し、平成24年3月に結果を公表した。</p>	実施済	—	
<p>○ 昨年度に引き続き、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての統計情報の整備を推進した。</p> <p>具体的には、「平成23年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギー等の利用実態調査)」を行い、再生可能エネルギーの普及に向けた検討のため、再生可能エネルギー等の市場動向やシステム設置費用等について調査を行い、利用実態の把握を行った。【資源エネルギー庁】</p>	検討中	引き続き、再生可能エネルギーの導入量の推計方法の評価・分析を実施し、諸外国の統計整備の進捗状況も考慮しながら、我が国の統計の整備のあり方について検討する。	
<p>○ 平成23年度の公表については、東日本大震災の影響により若干遅れるとともに、概数公表で取りまとめが出来なかった宮城県及び茨城県を加えた全国の結果を追加公表した。</p> <p>公表時期 平成22年:9月上旬 → 平成23年:10月上旬(概数)、11月下旬(確報)【林野庁】</p> <p>○ 総合エネルギー統計における基礎統計の提供元である各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ、平成21年度、22年度については速報値公表の早期化が図れたものの、23年度は一部の基礎統計データの東日本大震災の影響等を考慮する必要があったことから公表が遅れた。【資源エネルギー庁】</p>	継続実施	—	
<p>○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成21年12月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。</p> <p>○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。</p>	検討の場を設けることについては実施済	廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の算定への対応	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。
(6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成22年度までに実施する。
(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的ニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 環境分野分析用産業連関表(環境IO)の充実について検討を行うため、有識者による検討会を開催し、平成24・25年度に整備する環境IOの詳細な設計や今後の作業方針等を定めた「環境IO作成要領」を作成した。</p>	検討中	平成23年度に作成した「環境IO作成要領」に従い、平成24年度・25年度にかけて環境IOを整備する。	
<p>○ 「地図で見る統計(統計GIS)」の利用のため、環境統計のデータフォーマット変換手順等を整理した。</p>	検討中	平成24年度も引き続き検討	
<p>○ 旅行・観光消費動向調査については、平成22年度に、調査対象数(7,500人→2万5,000人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。</p> <p>○ 宿泊旅行統計調査についても、平成22年度に、従業者数10人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。</p>	実施済	—	
<p>○ 有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成22年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。</p>	実施済	—	
<p>○ 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成23年4月に公表した。</p>	実施済	—	
<p>○ 経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の整備については、現在、総務省統計局で鋭意作業が進められているところと認識するが、当該母集団情報が収納され、各府省あてに提供を行うとされている新たなシステムのビジネスレジスターの試行運用が、平成24年度においては総務省統計局内限定で行われることや、ビジネスレジスターの運用規程等の整備も平成24年度に行われることとなっている。</p> <p>また、母集団情報の精度向上作業も継続中とのことであり、次回の経済センサス-基礎調査も迫ってきている状況からも、母集団情報の提供時期も近々に見込む事が出来ないことから、本検討への活用は当面困難な状況。</p> <p>○ 貿易統計の発表に際しては、現状においても各企業の個別の取引情報等に十分な配慮が必要とされているところであり、さらに、輸出入行動を企業特性と関連付けて資料を作成する場合、個別取引の情報が特定・類推され、企業の個別情報の漏洩や企業活動にマイナスの影響が及ぶ恐れがある。また、個別企業毎の申告情報を分類し、他の統計調査との突合作業を行うためには、現行の貿易統計システムのプログラム変更等に係る予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応は困難な状況。</p>	実施困難	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。	財務省	平成21年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。	法務省	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」ホームページを利用したアンケート(「貿易統計の改善に向けたアンケート」H22.2.15～H22.3.31実施)などから、利用者の利便性の向上(ex.検索結果のCSVデータダウンロード機能の追加)に取り組んでいる。</p> <p>○ しかしながら、「委託加工等に関する情報については、上記アンケートの結果などから今のところニーズを確認できていないことや、公表に当たり、貿易統計システムのプログラム変更等にかかる予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応に係る緊急性は高くないことから、当該情報の貿易統計への反映は時期尚早との結論を得た。</p>	実施困難	—	
<p>○ 平成24年7月から新たな在留管理制度が実施されることに備え、平成23年度に在留外国人統計及び出入国管理統計を作成するために出力する統計帳票の内容等について検討した。</p>	検討中	平成24年度末までに在留外国人統計及び出入国管理統計に係る集計結果の項目について検討を行い、結論を得る予定	
<p>○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得て、平成21年人口動態統計(確定数)において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。</p> <p>【追加統計表】 (出生)</p> <p>【日本における日本人】</p> <p>①父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別</p> <p>②母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別</p> <p>【日本における外国人】</p> <p>③出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子—嫡出でない子別 (婚姻)</p> <p>【日本における日本人】</p> <p>①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)</p> <p>②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)</p> <p>【日本における外国人】</p> <p>③婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) (離婚)</p> <p>【日本における日本人】</p> <p>①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)</p> <p>②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)</p> <p>【日本における外国人】</p> <p>③離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。
	○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 労働力調査において、有期雇用契約者の総数を把握できるようにするため、従業上の地位における常雇を無期と有期に分割し、平成25年1月から調査することとした。</p> <p>また、平成24年就業構造基本調査において、従業上の地位に代えて1回当たりの雇用契約期間及び労働契約の更新回数を追加し、調査することとした。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行った。今後についても、総務省における取組を参考に、関係する統計調査において必要な対応について機会を捉えて検討する。</p> <p>○ なお、雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【以上厚生労働省】</p>	実施済	—	
<p>○ 「実労働時間に関するWEBアンケート」の結果を踏まえ、労働力調査において、年ベースの実労働時間の把握に必要な調査項目を追加し、平成25年1月から調査することとした。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計委員会(平成22年1月25日)等における審議を経て、平成22年国民生活基礎調査(大規模調査)において、1週間の実労働時間を把握することとした。</p> <p>○ 統計委員会における指摘(「雇用失業統計研究会」(総務省主催)と「厚生労働統計の整備に関する検討会」(厚生労働省主催)の連携要望(第36回統計委員会))も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に、関係する統計調査における必要な対応について検討することとし、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、世帯に対する月間労働時間を把握するための方法、労働力調査及び就業構造基本調査(ともに総務省)の調査内容に関する論点整理に加わり、労働力調査における就業日数等の把握について、調査技術的観点から助言を行った。【以上厚生労働省】</p>	実施済	—	
<p>○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、平成23年社会生活基本調査において、個人の年間収入や健康状態を把握する調査項目を追加し、実施。</p>	実施済	—	
<p>○ 労働政策研究・研修機構(JILPT)において当該指標の推計方法の研究を行い、同機構より平成23年4月28日に研究結果の概要について報道発表、平成23年10月21日に報告書が発行された。今後、当該研究を踏まえ指標の作成・公表について検討を行う。</p>	実施予定①	平成24年中に雇用創出・消失指標を推計、公表する予定	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。
	○ 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度までを目途に結論を得る。
	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している(重複は正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される)。</p> <p>今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえつつ、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。</p> <p>なお、事業所・企業データベース研究会の中間とりまとめが平成22年12月に出され、平成24年の試験運用の実施が提言されている。</p> <p>また、各種統計調査のための母集団情報の精度向上のため、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の調査票情報及び労働保険関係設立届などの行政記録情報を事業所母集団データベースに提供している。</p>	検討中	今後、ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、共通コードの維持管理方法の検討を行う予定	
<p>○ 総務省と共同(「厚生労働統計の整備に関する検討会(厚生労働省主催)」及び「雇用失業統計研究会(総務省主催)」)で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。</p> <p>統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等)において、毎年継続的に調査する事項(就業形態別の労働者割合等)と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応することとした。</p>	実施予定①	平成24年調査から対応予定	
<p>○ 平成22年度収集した既存の学術研究などの関連情報を基に経常的な集計が可能か否か技術的な面を検討。</p>	検討中	平成25年度末までに実施の可否を含め、結論を得る予定	
<p>○ 統計局における世帯調査においては、労働力調査により、従前から求職関連項目として求職活動の有無及び求職活動の種類を把握しており、データを公表済。【総務省(統計局)】</p>	実施済	—	
<p>○ ハローワーク以外のルートも含めた求人数の把握については、平成21年度に、諸外国における欠員調査の実施状況を調査したところ、我が国ではこれらの調査と類似の項目として未充足求人を雇用動向調査(5人以上、公務を除く16大産業)において調査しているが、当該調査では年1回(上半期)のみの把握となる。</p> <p>このため、四半期毎に実施している労働経済動向調査(30人以上、公務を除く12大産業)において、平成25年2月調査分から、未充足求人の把握が可能か試行的に調査を実施することとする。</p> <p>なお、これらの既存調査において全規模、公務を含む全産業に拡大することは、精度、コスト等の面から困難である。【厚生労働省】</p>	実施予定①	平成25年2月調査分から実施予定	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他	○ 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成24年調査の企画時期までに結論を得る。
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。
	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成21年度から具体的検討を開始する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。	財務省	平成21年度から具体的検討を行う。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成22年国勢調査では、東京都においてインターネットを用いた回答方式を導入するなど、調査結果の精度向上に向けた取組を実施し、平成23年度には、調査実施状況の概要を取りまとめた。</p> <p>○ 平成27年国勢調査についても、平成23年度から有識者を含めた「平成27年国勢調査の企画に関する検討会」を開催し、円滑な実施に向けた検討を開始するとともに、調査結果の精度向上に向け、インターネットによる回答の推進等について、試験調査等において検証を予定。</p>	検討中	「平成27年国勢調査の企画に関する検討会」や試験調査等の結果を踏まえて検討を進め、平成27年国勢調査の実施までに結論を得る予定	
<p>○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。</p>	実施済	—	
<p>○ 標本数の拡充は行っていないものの、調査票内容の整理等、回収率向上のための諸対策を取ることで、精度向上を図った。</p>	実施済	—	
<p>○ 雇用保険情報を含む労働保険情報(名称、所在地、保険関係等)の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。</p> <p>また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。</p>	実施済	—	
<p>○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。</p>	実施済	—	
<p>○ ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を21年度から開始した。現在の進捗状況は、平成23年7月に法人企業統計調査のデータ提供を受け、総務省の事業所母集団データベース担当において法人企業統計調査とEDINET情報との照合を実施している段階である。</p>	検討中	今後の見通しは未定	ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報の活用は、有識者を交えた検討を行う必要があり早期に活用することは困難である。また、システム改修には相当な費用を要し、その費用対効果を慎重に見極める必要があるため、現在のところ今後の見通し等はたてられない。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。
	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 財務省、国税庁及び経済産業省では、平成21年度から基本計画に基づき、税務データのオーダーメイド集計の形態による集計表の利用可能性について、経済産業省が所管する各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用の検討を行ってきた。</p> <p>しかし、統計調査(経済センサス-活動調査を含む。)と税務データとでは、①被調査者(申告者)の単位が統計調査は事業所単位であるが、税務データは法人単位であり、マッチングが困難であること、②税務データの「所得金額」と統計調査の「出荷額」、「販売額」などとはそもそも概念に相違があり、比較が困難であることが確認された。</p> <p>また、税務データは全てが電子化されているわけではなく、税務データの集計表に統計調査への活用に当たって有用な項目を表章するためには、税務データの更なる電子化が必要であるが、現下の厳しい財政状況では予算措置は容易ではない。</p> <p>以上を踏まえ、3省庁間で検討を重ねた結果、平成24年3月に、オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は困難との結論に至った。【財務省及び経済産業省】</p>	実施困難	—	
<p>○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。【以上厚生労働省】</p>	実施済	—	
<p>○ 2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行した結果を踏まえ、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年漁業センサスの実施計画に係る統計委員会への諮問・審議(平成24年度諮問予定)の中で、2013年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p>	検討中	平成24年度中を目処に結論を得る見通し	
<p>○ 法人土地基本調査については、有識者を含めた「土地基本調査検討会」を設置して次回調査に向けた調査設計を行っており、固定資産課税台帳データに限らず、広く行政情報活用の可能性について検討している。【国土交通省】</p>	検討中	平成24年度中を目処に結論を得る見通し	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成22年国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、行政記録情報(住民基本台帳、外国人登録原票)の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として活用。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 平成23年度の犯罪被害実態(暗数)調査において、行政記録情報(住民基本台帳)を活用し、調査を行った。【法務省】</p> <p>○ 平成23年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。</p> <p>○ 社会医療診療行為別調査、医療費の動向調査及び医療施設調査について、平成23年度から行政記録情報を活用し、統計作成を行った。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【農林水産省】</p> <p>○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】</p> <p>○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】</p> <p>○ 平成23年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認した。【内閣府(統計委員会)】</p>	継続実施	—	
[各府省ともに、平成23年度における該当事例はない。]	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。
イ 適正活用のための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成21年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成22年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「行政記録情報等の活用に関する環境整備」を検討する会議の設置については、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)で当該検討を行うことを、平成21年9月30日に開催された第1回検討会議において決定したことにより、措置済み。</p> <p>○ 左記①及び②の検討課題については、検討会議において、事業所母集団データベースに格納すべきとされている行政記録情報を中心に具体的な検討を進め、その結果に基づき行政記録情報の活用を推進しているところ。</p> <p>○ また、上記以外に、各府省が行政記録情報を統計作成に活用するに当たり、他の府省が保有している行政記録情報を活用する場合など総務省(政策統括官室)が検討すべき案件の有無等を把握するため、平成22年度及び23年度の2回にわたり、各府省に対し当該活用等に関する実態調査を実施。その結果については、第3回検討会議(平成23年4月28日開催)及び第4回検討会議(平成24年3月30日開催)に報告し、情報共有を図っているが、平成23年度末現在、総務省(政策統括官室)が検討すべき案件は把握されていない状況。</p> <p>○ 以上のとおり、左記検討課題については、今後、行政記録情報の活用等に関する実態調査を引き続き実施し、その結果、総務省において新たに検討すべき案件が把握された場合には、検討会議を活用して検討を行う予定。</p>	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	—	
<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、就業構造基本調査におけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した1件の民間委託(就業構造基本調査(照会対応(コールセンター)))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】</p>	継続実施	—	
<p>○ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「民間事業者活用ガイドライン」という。)に変更。</p>	実施済	—	
<p>○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下「民間事業者活用WG」という。)を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始。平成23年度においては、引き続き、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、民間事業者活用ガイドライン(平成24年4月6日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 ウ 民間事業者の活用に関する 不断の見直し・改善	○ 統計調査業務に関する民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成22年度から実施する。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等の際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。
イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 各府省と統計調査業務に関係する民間事業者団体・民間事業者との意見交換を平成23年度に2回開催し、民間事業者における統計調査業務の履行能力や、民間事業者を活用するに当たっての課題等を把握するとともに、民間事業者活用ガイドラインの趣旨等を民間事業者団体に周知。把握した民間事業者の実態等については、民間事業者活用WGにおいて、府省間で情報共有を図るとともに、同WGにおける民間事業者活用ガイドラインの改定を検討する際の基礎資料として活用。</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省における統計調査の実施に際しては、統計調査の承認審査手続の過程において、従前から、計画の見直し・改善に係る所要の具体的な指摘を行うこと等を通じ、各府省の調査計画策定等に対する支援を実施しているところ。今後も引き続き、このスキームを活用し、各府省の統計調査実施に対する支援等を実施していく。</p>	継続実施	—	<p>専門家集団の編成を行わなくとも、左記のスキームの活用により、同等の役割・効果を果たすよう継続的に実施</p>
<p>○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点を踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】</p> <p>○ 平成23年社会生活基本調査の実施に際し、調査票Bの対象世帯(約4,800世帯)に対し、インターネットを用いた回答方式を導入。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めた。平成23年医療施設静態調査において報告のオンライン化を実施した。【厚生労働省】</p> <p>○ 総人件費改革による大幅な人員削減に対応するため、行政ニーズ等を踏まえつつ、既存統計調査の見直し・効率化を推進しており、平成23年度においては農業経営統計調査(基幹統計調査)において調査対象の重点化などの見直しを行った。【農林水産省】</p> <p>○ 経済センサス-活動調査の実施に当たって、本邦鉱業のすう勢調査を廃止、平成21年商業統計調査、平成23年工業統計調査、平成23年特定サービス産業実態調査を中止した。</p> <p>○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、ニーズのある新規品目を追加し、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した(1,671品目→1,666品目)。【以上経済産業省】</p> <p>○ 既存統計について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 基本計画に基づく能動的な調整、基本計画推進機能の発揮を図るための経費を平成24年度予算に計上。また、基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成24年度予算に計上。【総務省】</p> <p>○ 「統計データの有効活用の推進」に必要となる経費等を平成24年度予算に計上。【文部科学省】</p> <p>○ 厚生労働統計の中長期的な観点から企画及び立案の支援を行うため、平成23年4月から新たに統計調査分析官を2名、平成23年10月から縦断調査の高度な分析のため、コーホート分析専門官1名(新規採用)及び21世紀出生児縦断調査の新たなコーホート追加に伴い係長1名を設置した。</p> <p>○ 平成24年度においては、国民生活基礎調査に関する分析のための国民生活基礎調査統計分析専門官(1名)と21世紀成年者縦断調査の新たなコーホート追加に伴う係長(1名)が平成24年10月から定員として認められた。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 戸別所得補償制度の着実な実施のために必要な統計の整備に向け、平成24年度の所要の予算・人員を確保。【農林水産省】</p> <p>○ 商業動態統計調査の業態別調査拡充を企画・実施していくため、新たな定員を措置した。</p> <p>○ 基本計画に定められた具体的取組や政府検討会議の検討内容に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成24年度予算を確保した。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。</p> <p>【人事院】</p> <p>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。</p> <p>○ 大学が主催する統計に関する研修に職員を派遣し、統計関連業務に必要な知識・技術の習得を図っている。【以上警察庁】</p> <p>○ 統計研修所においては、平成23年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を平成24年度研修計画に以下のとおり反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事例を含めた産業連関分析の要望に対応して、内容を再編して「産業連関の構造と分析」を「産業連関分析」に改称。 ・ 行政評価のみならず政策立案段階における統計の利活用を加えるため、「行政評価のための統計的手法」の内容を再編して「政策と統計」に改称。 <p>○ 総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成24年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけており、引き続き働きかけを行っていく予定。 ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】 <p>○ 省内において統計調査手法研修を実施した。【文部科学省】</p> <p>○ 人員数については業務毎に適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 計画的に研修を実施しており、平成23年度の受講者数は151人(前年度163人)。また、統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成23年度には計19講座を実施した。</p> <p>○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。
ウ 各府省の取組への支援	○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。	総務省	平成22年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、平成24年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。</p>	実施済	—	
<p>○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成23年6月)に、統計リソースWGの場を活用して、平成24年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。また、各府省のニーズも踏まえ、歳出予算概算要求書の提出後(平成23年11月)に開催した統計リソースWGにおいて、要求実績に係る情報共有等を実施。</p> <p>○ 各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを活用し、平成23年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施しているところ。</p> <p>○ また、各府省が次年度に実施予定の統計事業の事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成23年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図っているところ。</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成24年2月に第1回「経済センサス-活動調査」を実施。 【総務省(統計局)及び経済産業省】</p> <p>○ また、総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成23年7月に第2回「情報通信業基本調査」を実施し、平成23年12月20日に速報、平成24年3月23日に確報を公表した。 【総務省(情報通信国際戦略局)及び経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における該当実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応</p>	<p>○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。</p>	<p>関係府省</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 東日本大震災において、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年国勢調査(速報)及び平成21年経済センサス-基礎調査に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における浸水による被災地域の統計地図を作成し、各県に提供するとともに、統計局等ホームページに掲載。 ・平成21年経済センサス-基礎調査について、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における全域及び浸水による被災地域に関する特別集計を実施。また、これらの県における町丁・大字別の産業別全事業所数及び従業者数等について、他の都道府県結果に先立ち公表・提供した。 ・平成22年国勢調査について、岩手県、宮城県及び福島県における町丁・字等別の男女・年齢別人口等並びに産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施。また、これらの県における確報値について、全国結果に先立ち公表・提供した。 ・住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。 ・平成24年就業構造基本調査について、東日本大震災と雇用との関係を把握するため、震災による離職等の状況や避難の状況を追加。 ・平成25年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」を開催し、震災による住居の移転なども含め新規調査事項について検討中。【総務省(統計局)】 <p>○ 以下について資料を作成し、ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における津波により流失、冠水等の被害を受けた農地の推定面積(県別及び市町村別) ・東日本大震災に伴う被災4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の農業産出額 ・東日本大震災に伴う被災地域における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数 ・東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説) ・東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況(平成23年7月11日現在) ・東日本大震災に伴う被災6県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ ・東日本大震災に伴う被災7道県における漁業地区別漁業経営体数、漁業就業者数、養殖種類別経営体数と養殖面積、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数等 ・東日本大震災に伴う農林水産統計の対応について一覧で整理し、毎月情報提供 ・東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積(平成24年3月11日現在) ・東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況(平成24年3月11日現在) <p>○ 被災農業経営体及び漁業経営体の経営復興状況に関する定点調査の実施及び被災地域の農業産出額等の市町村別統計の作成について検討を開始。【以上農林水産省】</p> <p>○ 平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地域の産業規模についての既存統計の特別集計、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)等、被災地域の状況や復興状況を分析するための資料を作成し、専用ホームページに整理して随時追加公表した。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における該当実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応	○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 実査体制(都道府県の統計専門職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。</p>	継続実施	—	
<p>○ 平成24年経済センサス-活動調査について、事業所の調査票提出の利便性の向上を図るため、調査員調査は単独事業所と新設事業所のみに限定した。</p> <p>市・都道府県・国の直轄調査に係る事務のうち、調査関係書類の作成と発送、調査票の回収・整理、審査等を民間事業者へ業務委託することにより、事務の増加を抑制した。</p> <p>また、コールセンターの設置によって実査期間中の事業所からの照会対応事務の負担軽減を図った。</p> <p>○ 平成23年社会生活基本調査について、コールセンターの設置によって実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 経済センサス-活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施する方式を導入した。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。</p> <p>また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成23年度についても、24年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、24年3月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 地方公共団体を経由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成21年度から検討する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 平成22年度学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、市町村別集計を公表した。(平成23年9月)【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持される都道府県統計専任職員の定数は、国の定員削減計画に準じて毎年削減を行っている。しかしながら、平成23年度に大幅な前倒しの削減があったことから、24年度は前年度と同数の定員を確保した。同専任職員の基準単価の見直しについては、平成24年度予算の概算要求組替え基準で23年度当初予算額を上限とするとの方向性が示されたことから、基準単価の見直しができなかった状況である。</p> <p>平成24年度以降も「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」による給与減額措置が採られることや財政建て直しが急務となっているなど厳しい状況であるが、定数を維持しつつ基準単価を引き上げること等については引き続き努力していく所存。</p>	継続実施	—	
<p>○ また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。</p>	検討中	平成25年度末までに結論を得る予定	
<p>○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政を巡る状況の説明に努めた。</p> <p>なお、平成23年度始めに開催したブロック別統計主管課長会議(政策統括官室実施)において、都道府県統計主管課の庁内政策部門等に対する統計調査結果やそれらを分析した情報の提供など統計に対する理解増進に向けた取組状況の把握とともに、意見交換を実施。</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、また、23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定するなど、具体的な対応方策を取りまとめたところ。今後は、関係省等による取組の着実な推進を図るため、同WGにおいてフォローアップを実施するとともに、統計調査員の処遇改善等について、更なる具体的な検討事項等があれば、必要に応じ、検討を進める予定。</p>	継続実施	—	<p>なお、統計調査員の報酬については、昨今の厳しい財政事情等の中、関係府省との連携・協力の下、統計調査員単価(日額単価)について同額を維持するよう努めているところ。</p>

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成21年度から実施する。
(3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。 なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 ○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) <p>※ 版下を地方公共団体に提供</p> <p>○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省(統計局)】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】</p>	実施済	—	
<p>○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】</p> <p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】</p> <p>○ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成24年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。</p> <p>○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】</p> <p>○ 省内において統計調査手法研修を計画的に実施し、統計調査担当職員等が参加した。【文部科学省】</p> <p>○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成23年度に計19講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【経済産業省】 <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成22年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計関連職員については、統計調査業務の実実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】</p> <p>○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針（平成23年12月26日内閣府事務次官決定）において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とするとともに、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行うこととした。【内閣府】</p> <p>○ 統計関連職員にあつては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】</p> <p>○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。</p> <p>○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施。【以上総務省】</p> <p>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、統計の専門性の向上に関連する事項を、評価目標として設定するよう努めて参りたい。【財務省】</p> <p>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】</p> <p>○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】</p> <p>○ 人事評価において、引き続き、目標設定に当たって、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取り組み等に関する事項を目標として設定しているところ。</p> <p>○ 省内の優秀職員表彰制度（著しい成果をあげた職員を推薦し大臣から表彰する制度）を活用し、職員の活躍の推奨、士気の向上に努めている。【以上経済産業省】</p> <p>○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】</p> <p>○ 統計に係る部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。	総務省	平成22年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計研修所は、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討して研修の充実に努めている。</p> <p>一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修課程を実施するとともに、二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成22年度に新設し、23年度においても継続して実施した。</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組を推進・支援する観点から、統計リソースWGの場を活用し、上記第3-2-(1)-「ウ 各府省の取組への支援」の各府省における予算・定員面の取組状況に関する情報共有・意見交換の実施と併せ、各府省における統計職員等の人材の確保・育成に係る取組状況についても情報共有等を行っているところ。</p>	継続実施	—	
<p>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</p> <p>○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。</p> <p>○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。英会話、英文ライティング研修を実施し、それぞれ、職員6名、8名が受講。</p> <p>○ 国際会議に23度、職員のべ39名が出席。</p> <p>○ 外国の統計局等の関係機関に職員のべ5名が訪問し、情報収集等を実施。</p> <p>○ SIAPの研修プログラムに、職員9名が参加。【以上総務省】</p> <p>○ OECD等の国際統計関係会議に5回、職員のべ6名が出席。【文部科学省】</p> <p>○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。</p> <p>① ASEAN+3農業統計担当局長会議を企画し、平成24年3月に東京で開催した。</p> <p>② のべ10名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。</p> <p>③ JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員10名を派遣した。【農林水産省】</p> <p>○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の産業統計に係る本邦研修への講師として若手職員を派遣した。</p> <p>○ JICA事業で実施している日中国際IOプロジェクトや、ベトナム統計局に対するIIP基準改定支援、欧州や韓国の統計機関との意見交換、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力をを行っている。</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。</p> <p>平成23年度については、統計リソースWGの場において、経済産業省が把握した「欧州諸国における統計人材育成」について情報提供して貰い、各府省と情報共有を図ったが、諸外国の事例収集に関する各府省からの具体的なニーズは把握できなかったことから、具体的な研究の実施には至っていない。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要の理論や手法についての研修を実施しており、平成23年度には、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【総務省(統計研修所)】</p> <p>○ 総務省(政策統括官室)が開催している「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」等各種会議等での検討内容や、他府省等の検討・研究の実施状況や実情等についても情報交換を適宜行い参考とするなどして継続的に検討することとしたい。【財務省】</p> <p>○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において経済産業省から情報提供された「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」の内容を検討し、研修等に反映させた。【厚生労働省】</p> <p>○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握し、研修等も含め情報共有を図った。【農林水産省】</p> <p>○ 国際協力案件や国際会議、海外調査団の出席者による報告会を通じて、関係職員に対して情報共有を行うなど統計職員の実力の向上を図った。【経済産業省】</p> <p>○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の実力向上を図っている。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (1) 統計ニーズ の継続的な把 握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。
(2) 統計の評価 を通じた見直し・ 効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。
	○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。	各府省	平成22年度から実施する。
(3) 統計に対す る国民の理解の 促進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成22年度から実施する。
	○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。	総務省	平成21年度に実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成23年12月、平成24年2月に実施。平成23年12月は地域経済の分析・地域活性化のための統計利用について、平成24年2月は経済のグローバル化が進展する中で日本経済の中長期展望に必要な統計整備について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</p>	継続実施	—	
<p>○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成23年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。</p>	継続実施	—	
<p>○ 「統計の品質保証に関するワーキンググループ(以下「品質保証WG」という。)」における平成21年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について、平成22年度に各府省における試行結果を踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、同ガイドラインを改定(平成23年4月8日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。 また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成22年5月12日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。</p>	実施済	—	
<p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、自己評価を実施した。【人事院】 ○ 所管の基幹統計について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、品質表示及び品質評価に取り組んだ。 また、取組を通じて生じた課題等の整理を行い、次年度の取組につなげることとしている。【農林水産省】 [他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省における品質評価を含む品質保証の取組状況の情報共有を図るために、平成23年度は品質保証WGを4回開催し、情報共有とともに、各府省の取組を積極的に推進するように働きかけているものの、その取組が低調なこともあり、各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査に活用するには至っていない。</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」(注)を平成21年度に4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討。 ○ 上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。 (注) 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」は、①調査非協力者に対する具体的な対処方策の検討、②HP等において、調査結果の有用性や調査非協りに伴う不都合等の情報とともに、より分かりやすく使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策の策定等について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対す る国民の理解の 促進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの 掲載内容等の改善を図る。	各府省	平成21年度に 実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。</p> <p>○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】</p> <p>○ 統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。</p> <p>○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、統計局等ホームページにおいて、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサス-活動調査のキャンペーンサイトを開設し、調査概要等の周知を行うとともに、経済センサス総合ガイドには、経済センサス-基礎調査と連携し、内容例示や分類表が確認できるよう改善を行った。 ・ 平成23年社会生活基本調査のページを開設し、調査の概要、Q&Aを掲載するとともに、インターネット広告と連動した「都道府県トリビア」も掲載した。 ・ 上記サイトへの誘導手段とし、統計局ホームページのトップ画面に各サイトへの入り口を設置した。 <p>○ 統計局等ホームページトップ画面について、平成24年1月から3月にかけて、統計局等からのメッセージを伝える広報手段としての活用を重視し、トップ画面の各ナビゲーションの枠組み(調査実施のPR枠、結果利用のPR枠)を明確化、また、統計の注目情報やデータを中央ナビゲーション上部へ配置する見直しを行った。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】</p> <p>○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、府省共通メニューに基づき改善を図っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 平成22年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】</p> <p>○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供するとの観点から、東日本大震災関連の統計情報を新たに作成した専用ページに集約し、統計トップページのバナーから直接専用ページにアクセスすることを可能とした。</p> <p>○ 統計の最新情報を配信するRSSを統計トップページに設置し、利用者の利便性向上を図った。【以上経済産業省】</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対す る国民の理解の 促進 ア 国民・企業へ の広報・啓発活 動の充実	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効 果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施 を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管 理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府 省	平成21年度か ら実施する。
イ 非協力者への 対処方針	○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調 査への非協力者に対する具体的な対処方策について 検討する。	総務省	平成21年度に 結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。今後、適宜、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、各府省における取組状況・推進状況についてフォローアップを実施する予定。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 平成24年経済センサス-活動調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。</p> <p>○ 平成23年社会生活基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。【以上総務省(統計局)】</p>	継続実施	—	
<p>○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ)」を策定。</p> <p>上記行動指針を実現するため、平成23年度中に同ワーキンググループにおいて、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査等における法令違反の抑制等及び告発の考え方について、各府省と意見交換等を行い、今後の取りまとめに活かすこととした。 ・ 政府統計の統一ロゴタイプを策定し、その使用基準について、平成24年1月の各府省統計主管部局長等会議において申合せを行い、平成24年度から同ロゴタイプの使用を開始することとした。 	実施済(一部)及び実施予定①(一部)	統計調査等における法令違反の抑制等及び告発の考え方については、平成24年6月を目途に取りまとめ予定	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対す る国民の理解の 促進 イ 非協力者への 対処方針	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統 計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度か ら実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力的な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】</p> <p>○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】</p> <p>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 ・ 平成24年経済センサス-活動調査を正確かつ円滑に実施するため、日本経済団体連合会、日本商工会議所等を始めとする約5,600団体に対し調査の重要性を説明するとともに、協力依頼を行った。 ・ 平成23年社会生活基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。 ・ 平成23年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。【総務省(統計局)】 <p>○ 犯罪被害実態(暗数)調査の実施に当たり重要性が理解されるよう法務省ホームページで周知している。【法務省】</p> <p>○ 法人企業統計調査において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、統計調査への理解が深められるよう努めている。【財務省】</p> <p>○ 「社会教育調査」の実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等についての周知を図るため、パンフレットを配布した。【文部科学省】</p> <p>○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】</p> <p>○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】</p> <p>○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成23年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約4,000事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約1,000事業所から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。【経済産業省】</p> <p>○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】</p> <p>[他府省では平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 3 経済・社会の 環境変化への対 応 (3) 統計に対す る国民の理解の 促進 ウ 統計リテラ シーや統計倫理 を重視した統計 教育の拡充	○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成23年度から実施する。
	○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。
	○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成24年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成23年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。</p> <p>○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例(実践講習)を実施するなど、研修内容を充実。【以上総務省(政策統括官)】</p> <p>○ 平成23年度の統計研修所のリーフレット等には、研修の対象者に「教員を含む。」の文言を新たに記載。【総務省(統計研修所)】</p>	継続実施	—	
<p>○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、教育関係者の現場の意見も踏まえながら、より効果的なホームページの活用方策を検討。</p>	検討中	平成24年度末までに、具体的なホームページの活用方策、併せて、更なる統計教育の拡充方策を検討する予定	
<p>○ 新学習指導要領の改訂に併せて、高校生向けサイト「How to 統計」の改修を検討し、各コンテンツ案を作成(平成24年度末までに改修予定)。小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについてはリニューアル済みであり、データ等の内容を随時更新している。</p> <p>○ 小学生を対象とした統計グラフ教室の開催等の統計教育に関する都道府県の取組状況を総務省統計局ホームページに掲載している広報紙「統計調査ニュース」において、紹介した。また、平成24年度全国都道府県・政令指定都市統計主管課長会議において、統計教育に関する都道府県の取組状況を他の都道府県・政令市に紹介した(平成24年4月)。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 既に掲載している工業統計を用いたキッズページに加え、平成23年度は小学生に身近な小売業を中心として、商業統計を用いたキッズページを作成し、内容の拡充を図った。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>第3 4 統計データの 有効活用の推進 (1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメード集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメード集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンラインサイト利用について検討する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。</p> <p>○ 総務省(政策統括官室)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。</p> <p>○ 平成23年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は3調査であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は2調査であった。具体的には次のとおり。</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設(静態)調査、患者調査(厚生労働省) ・経済産業省企業活動基本調査(経済産業省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力調査(総務省) ・国民生活基礎調査(厚生労働省) <p>《参考:22年度までに実施済のもの》</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管) ・企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査(内閣府) ・国勢調査、労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査(総務省) ・年次別法人企業統計調査(財務省) ・学校基本調査(文部科学省) ・賃金構造基本統計調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査(特別調査)(厚生労働省) ・農林業センサス、漁業センサス、海面漁業生産統計調査(農林水産省) ・建築着工統計調査(国土交通省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省) <p>○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。</p> <p>○ オーダーメイド集計に関しては下記の13調査、匿名データの提供に関しては下記の5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。</p> <p>(オーダーメイド集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業行動に関するアンケート調査、消費動向調査(内閣府) ・国勢調査、労働力調査、家計消費状況調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、家計調査、全国消費実態調査(総務省) ・学校基本調査(文部科学省) ・賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ・建築着工統計調査(国土交通省) <p>(匿名データの提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、労働力調査(総務省) <p>○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催した(関係府省はオブザーバー参加)。同研究会においてはオーダーメイド集計及び匿名データの提供制度の見直しに加え、調査票情報のオンサイト利用等政府としての調査票情報の提供の在り方を含め検討し、オンサイト利用を可能とする環境の整備を図ることとした。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 4 統計データの 有効活用の推進 (2) 統計データ・ アーカイブの整 備 ア 統計データ・ アーカイブの整 備	○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取 組を実施する。 ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討 会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用 方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方 法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメイド集計並びに匿 名データの作成及び提供の将来の在り方についても 併せて検討し、結論を得る。	総務省	平成25年度ま までに結論を得 る。
イ 調査票情報 等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカ イブの入力データに活用する調査票情報等を各府省 が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統 計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書 類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報 等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度ま までに実施す る。
	○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査 に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符 号表等を適切に保管する。	各府省	平成23年度か ら実施する。
	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが 各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委 託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講 じる。	総務省	平成23年度ま までに実施す る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、統計データ・アーカイブについても、検討すべき事項、スケジュール等について検討を行った。</p> <p>○ 統計データ・アーカイブの整備に関する国内外の政府統計機関等による取組事例を調査した。当該調査により明らかとなった実施主体や収集するデータの範囲、コスト等の課題について、今後、上記研究会等において検討を進める。</p>	検討中	平成25年度までに検討し、結論を得る予定	
<p>○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成22年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成23年10月1日から施行した。</p>	実施済	—	
<p>○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応しているところ。【財務省】</p> <p>○ 文部科学省においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)の策定を踏まえ、平成23年10月に、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを策定し、適切に対応している。【文部科学省】</p> <p>○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理されている。【厚生労働省】</p> <p>○ 調査票情報等については、調査要領に従い適正な管理を行っているところ。総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定の作成に向け検討中。【農林水産省】</p> <p>○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】</p> <p>○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務省では統計センターの中期目標において、「国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うこと。」と定めており、この中期目標に従って、統計センターでは、平成21年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。 ・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 ・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。</p> <p>○ 共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</p> <p>○ 当庁で行っている統計の一部を共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っているとともに、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</p> <p>○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は約48万5000件を登録(平成24年3月末現在)(対前年度比約11%増)。</p> <p>○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成23年度中の統計表へのアクセス数は約5,100万件。</p> <p>○ 平成22年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成23年9月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行いつつ、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】</p> <p>○ 法人企業統計調査等ネットワークシステム(FABNET)について、平成23年度から政府統計共同利用システムとの連携を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン調査システムについて、FABNETとの並行運用を開始(並行運用は23年度末まで)。 ・ 統計情報データベースへのデータ移行作業を平成23年度中に実施した。【財務省】 <p>○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】</p> <p>○ 平成21年6月末をもって「厚生労働省統計表データベース」に蓄積されていた統計表データを「政府統計共同利用システム」の「統計表管理システム」に移行し、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。</p> <p>平成23年度は5月～6月及び12月～1月にフォローアップ調査を実施した。</p> <p>また、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」を作成し、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】</p> <p>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを毎年度着実に実施。【農林水産省】</p> <p>○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業を進めた。また、基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を進めた。【経済産業省】</p> <p>○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っているところ。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (2) 研究開発の 推進(情報通信 技術の利活用 等)と学会等との 連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。
	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。
	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」の開催(平成22年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。</p>	継続実施	—	
<p>○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】</p> <p>○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成23年度は、家計や働き方と住まいの関係分析等、5件の共同研究を実施。</p> <p>研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて逐次公表。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 犯罪被害実態(暗数)調査の実施に当たり、学識経験者及び実務経験者と連携を図っている。【法務省】</p> <p>○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」を開催した。主な検討事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の対応 ・ 季節調整方法の変更 <p>○ 学識経験者で構成される「法人企業景気予測調査ワーキンググループ」を開催した。主な検討事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設問の見直し【以上財務省】 <p>○ 平成22年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。</p> <p>また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】</p> <p>○ 基幹統計の調査設計の段階や基幹統計の取りまとめに当たって、研究会等で学識者の意見を聞くようにしている。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>○ 「経済センサス-活動調査後の工業統計、商業統計、特定サービス産業実態調査の在り方に関する調査研究」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。</p> <p>○ 環太平洋産業連関分析学会からの要請を受け、産業連関表関連の講演を行うと共に、パネルディスカッションに参画した(3名1回)。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。</p> <p>研究会の取組については、平成23年4月22日開催の第44回統計委員会において報告が行われた。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (2) 研究開発の 推進(情報通信 技術の利活用 等)と学会等との 連携強化	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。
(3) 統計の中立性	○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上で公表する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】</p> <p>○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修に延べ5名の大学教授を招へいた。【内閣府】</p> <p>○ 大学が主催する統計に関する研修に職員を派遣し、統計関連業務に必要な知識・技術の習得を図っている。【警察庁】</p> <p>○ 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。</p> <p>○ 平成23年度に実施した研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施(28コース、外部講師のべ98名)。</p> <p>○ フィンランド統計局からの来訪者によるビジネスレジスターに関する講演会を開催。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 従前、大学への講師派遣実績はあったが、現在は教授や担当した職員の退職に伴い実績は無い。今後、大学等からの要請があった場合は、講師の派遣を含み、連携を検討することとしたい。【財務省】</p> <p>○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】</p> <p>○ 平成23年度においても、省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS、SAS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点・産業研究所主催のシンポジウム及び解析セミナー等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き、講義いただいている。【農林水産省】</p> <p>○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】</p> <p>○ 調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに既存の掲載内容の見直しを実施した。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】</p> <p>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、基幹統計の品質表示に取り組み、調査の概要を充実した上で、HPで公開した。【農林水産省】</p> <p>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の取り組みを進めている。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成23年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 5 その他 (3) 統計の中立 性	○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。	各府省	平成22年度から実施する。
第4 1 基本計画の進 捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 総務省(政策統括官室)において、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成22年5月12日に決定。これを基に、各府省は、以下のとおり、所管する基幹統計について、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定(一部、実施予定を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民経済計算に関する公表期日前統計情報等を共有する者の範囲」を定めた(公表は平成23年4月1日)。【内閣府】 ・産業連関表については、調査結果の公表は平成26年度を予定していることから、内規は平成24年度末までに策定・公表する予定。【総務省(政策統括官)】 ・平成23年4月に「公表期日前統計情報等を共有する者の範囲等に関する要領」を策定し、公表した。【総務省(統計局)】 ・「統計の公表期日前資料の共有範囲等について」を作成し、ホームページに公表(平成23年3月)。【財務省】 ・「文部科学省が所管する基幹統計の公表前資料の共有範囲等に関する内規」を定め、公表している(平成23年3月)。【文部科学省】 ・「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲については、ホームページにおいて公表した(平成23年3月)。【厚生労働省】 ・公表期日前の情報共有者の範囲に関する規程を作成し、一般的な情報共有者の範囲については、平成23年3月に公表済。【農林水産省】 ・「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」に基づき、平成23年3月に経済産業省の内規を作成し、公表期日前の情報共有者の範囲について、ホームページに掲載公表を行っている。【経済産業省】 ・「公表期日前の統計情報を共有する範囲に関する指針」に基づき、公表期日前の統計情報等の共有範囲等についての内規を定め、公表した(平成23年3月)。【国土交通省】 	<p>実施済(一部)及び実施予定①(一部)</p>	<p>産業連関表に係る内規の策定・公表については、平成24年度末までに実施予定</p>	
<p>○ 平成23年度の「公的統計基本計画推進会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、以下のとおり、平成23年7月(第6回)及び平成24年2月(第7回)の計2回開催し、各府省間で情報共有・調整等を行った。</p> <p>《第6回会議(平成23年7月)》 平成22年度統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告に当たり、当該報告のうち、基本計画に掲げられた措置・方策についての検討状況・推進状況に係る取りまとめ部分について、事前に各府省間で情報共有し、合意形成。</p> <p>《第7回会議(平成24年2月)》 平成23年度末に向け、平成23年度から実施及び23年度末を期限として結論を得ることが求められている事項を中心に、各府省における着実な取組の推進を図るため、本会議開催時点までの各府省の取組状況について報告を求め、各府省間で情報共有等を実施。</p> <p>また、次期基本計画の策定に向けた検討のベースとするため、現行の基本計画の進捗状況を精査するとともに、今後の課題の整理を行うことが必要となることから、平成23年度統計法施行状況報告(基本計画関連部分)の報告様式中に、現在の検討状況・進捗状況及び今後の対応の見通しを記載する欄(「実施済・検討中等の別」欄及び「実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等」欄)等を追加することについて事務局から説明し、各府省の合意を得た。</p>	<p>継続実施</p>	<p>—</p>	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	<p>○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。</p> <p>○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。</p>	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 基本計画に掲げられた措置・方策に関する各府省の平成22年度の検討状況・進捗状況については、平成22年度統計法施行状況報告の一部として平成23年5月下旬までに各府省から報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成23年7月8日開催の第46回統計委員会において報告。なお、平成22年度統計法施行状況報告については、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う各府省等の所要の対応業務の関係も考慮し、当初の予定より全体のスケジュールを1か月間延期する形で実施。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 平成23年7月に総務大臣から平成22年度統計法施行状況報告を受けた後、当該法施行状況について、以下のとおり、重要検討事項を選定して審議し、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求めた。審議結果については、平成23年9月に「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてとりまとめ、取り組むべき統計整備等の方向性、施策の推進に当たっての留意事項等を示した。【内閣府(統計委員会)】</p> <p><新たな課題への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の発生が被災地に関する統計調査やその結果に広範囲にわたって影響を及ぼすこと等を勘案し、新たな課題(重要検討事項)として、東日本大震災に係る統計データの提供等について審議。 <p><昨年度の重要検討事項のフォローアップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の審議において重要検討事項とした以下に掲げる7課題については、引き続き、その後の措置状況等について審議。 <p>①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ②ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用 ③ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備 ④非正規雇用の実態を的確に把握するための関連統計整備 ⑤オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供 ⑥統計職員等の人材の育成・確保 ⑦行政記録情報等の活用</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。
	○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成23年4月～平成24年3月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。</p> <p>■ 諮問「労働力統計の変更について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画別表において、「就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。」とされていることを踏まえ、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来「家事・育児のため」としていたものを、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」に分割することについて、「適当」との答申をした。 基本計画別表において、「労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。」とされていることを踏まえ、「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」を新たに「常雇(有期の契約)」及び「常雇(無期の契約)」に分割することについて、「適当」との答申をした。 基本計画別表において、「実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。」とされていることを踏まえ、「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項の追加について、「適当」との答申をした。 <p>■ 諮問「就業構造基本統計の変更について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画別表において、「就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。」とされていることを踏まえ、育児・介護に関する調査事項の追加や非求職理由等に関する調査事項の選択肢における「出産・育児のため」の明示について、「適当」との答申をした。 基本計画別表において、「労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。」とされていることを踏まえ、非正規雇用者の実態把握のための雇用契約期間に関する調査事項の追加について、「おおむね適当」との答申をした。 	継続実施	—	
<p>○ 行政記録情報等の活用などについて、平成22年度統計法施行状況に関する審議の過程において、事務局を通じて各府省の個別の取組について調査・分析し、その結果を、「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の中で取りまとめるなど、引き続き調査研究を実施した。</p>	継続実施	—	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (2) 統合(共管) に向けて検討す る基幹統計	<p>【薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船機械統計、鉄道車両等生産動態統計調査】</p> <p>これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。</p>	厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
(3) 一定の検討 を行う基幹統計	<p>【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】</p> <p>民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイルズ指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。</p> <p>これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。</p>	総務省	平成21年中に結論を得る。
	<p>【船員労働統計】</p> <p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。</p>	総務省	平成21年中に結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 平成23年度は、「生産動態統計の整備に関する検討会」(平成22年2月に関係4省により設置)の下に設けたワーキンググループを8回開催して検討し、平成26年1月調査分から、以下のとおり実施することとした。</p> <p>① 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。</p> <p>② 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計(共通集計表)」として定め、e-Stat上に掲載。</p> <p>③ 「生産動態統計(共通集計表)」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。</p> <p>これにより、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編をしなくとも、指摘内容と実質的に同等の効果が得られると考えられる。</p>	実施予定①	平成26年1月調査分から実施予定	
<p>○ 民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。</p> <p>○ 三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的との結論を得た。</p> <p>○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。</p>	実施済	—	
<p>○ 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。</p> <p>○ 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であるとの結論を得た。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。</p> <p>○ なお、この方針については、内閣府統計委員会における平成21年度統計法施行状況審議でも、特段の指摘はなかった。</p>	実施済	—	

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 1 指定統計から 基幹統計に移行 する統計の整備 (4) 基幹統計から 除外する統計	【埋蔵鉱量統計】 本統計は、昭和25年8月に指定統計として指定され、平成16年から5年周期の調査として実施されてきているが、その重要性が低下してきていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	経済産業省	平成22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置する。
2 新たに基幹統計として整備する統計	【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。	総務省	平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。
	【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	総務省等10府省庁	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	【完全生命表/簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	厚生労働省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。
	【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。	厚生労働省	別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。
【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	経済産業省	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。	

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
○ 平成21年度まで基幹統計調査として実施。平成24年度中を目途に調査廃止の手續等を行う予定。	実施予定①	平成24年度中を目途に廃止する予定	
○ 基本計画決定後に行われた住民基本台帳法改正に伴い、新たに外国人住民の登録が平成24年7月以降順次行われるなど、人口推計の方法等に関連する制度の変更がなされることから、その状況を踏まえつつ、基幹統計化の検討を進めることとした。	検討中	平成24年7月からの外国人住民の登録の状況を踏まえ、引き続き検討を進め、平成25年度中を目途に結論を得る予定	
○ 産業連関表の基幹統計としての指定について、産業連関表作成府省庁(10府省庁)との協議(平成22年5月)が行われた後、統計委員会へ諮問(平成22年5月)され、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成22年6月)を受けた。当該答申を踏まえ、平成22年7月26日に産業連関表が基幹統計として指定され、その旨が平成22年9月24日に総務省告示第345号により公示された。	実施済	—	
○ 生命表(完全生命表及び簡易生命表)の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年1月26日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年2月17日付けで基幹統計として指定され、同年3月2日の総務省告示第70号により、その旨が公示された(平成23年度に公表するものから適用)。	実施済	—	
○ 社会保障給付費の基幹統計としての指定について、平成24年3月16日に統計委員会に諮問され、平成24年4月20日に統計委員会において基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、基幹統計としての指定等に向けた手續を行っているところ。	実施予定①	平成24年7月を目途に、基幹統計としての指定の告示を行う予定	
○ 鉱工業指数の基幹統計としての指定について、平成22年11月19日に統計委員会に諮問され、同委員会産業統計部会による審議を経て、平成22年12月17日に統計委員会において、生産(付加価値額ウエイト)、出荷、在庫、在庫率、生産能力、稼働率の6系列の指数の基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成23年1月27日付けで基幹統計として指定され、同年2月9日の総務省告示第35号により、その旨が公示された(平成23年1月分の指数から適用)。	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	<p>【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</p>	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。
	<p>【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。</p>	総務省	平成22年を目途に実施する。
	<p>【貿易統計(業)】 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討を行う。</p>	財務省	平成21年度から検討を開始する。
	<p>【食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査】 上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計(仮称))を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら3調査を対象とすることについてその可能性を検討する。</p>	農林水産省	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行うこととした。基幹統計化については当面見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、判断することとした。</p>	実施予定②	基幹統計化については、見直し後の調査の状況等を踏まえて判断	
<p>○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経済産業省共管の一般統計調査）として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表した。</p> <p>○ 基幹統計化については、引き続き検討。</p>	実施済（一部）及び検討中（一部）	—	
<p>○ 基幹統計化の検討過程において、貿易統計は国際条約等に定められた計上方法に基づき作成されていること、また、商品の分類や品目コード等の表章事項については、既存の品目の統廃合や分割、品目の新設など、貿易実績に応じて毎年改訂されているところであるが、これは日本の統計法や統計基準に基づくものではないことなどから、統計法第26条第2項及び第3項（基幹統計の作成方法に係る総務大臣による改善意見及び統計委員会への付議）については、現在の貿易統計の位置づけから勘案すると基幹統計化に馴染むものではなく、対応が困難であることが確認された。</p> <p>○ 貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続きの円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告手続きの簡略化への取組が求められているところである。さらに同様の観点から、申告手続きの国際的統一化に対応することが不可欠となっているところでもあり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについては、申告手続きが煩雑になる恐れがあり、輸出入申告者等からの理解を得ることが困難である。また、貿易手続きの円滑化に関して、今後についても引き続き国際機関等からの求めに対して、適切に対応していかなければならない現状にある。</p> <p>○ 貿易統計を基幹統計化することについては、本来業務への要請と両立し得るかという観点から検討を継続してきたところであるが、上記のような状況に鑑みれば、現時点における基幹統計化は時期尚早と考えられるところであり、今後も国際条約等に基づき貿易統計の作成公表が確実に継続されていく事も踏まえ、現状を維持するとの結論を得た。</p>	実施困難	—	
<p>○ 「生産動態統計の整備に関する検討会」における府省横断的な生産動態統計の整備内容を踏まえ、平成24年度に対応を検討。</p> <p>なお、食料品生産実態調査及び米麦加工食品生産動態等統計調査については、民間が作成する統計を活用することとし、既に調査を廃止。</p>	検討中	「生産動態統計の整備に関する検討会」における府省横断的な生産動態統計の整備内容を踏まえ、平成24年度に対応を検討	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	<p>【エネルギー消費統計調査】 経済産業省特定業種石油等消費統計等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲について併せて検討する。</p>	経済産業省	平成23年度までに結論を得る。
	<p>【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。</p>	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ エネルギー消費統計調査については、国連報告データ(温室効果ガス排出量)の算出基礎となる「総合エネルギー統計」への組み込みに向け、記入者負担の軽減となる調査票改正、調査対象事業所の見直し等データの精緻化を図っているところ。また、関係整理対象である経済産業省特定石油等消費統計調査は、「総合エネルギー統計」に使用されており、京都議定書の第一約束期間(平成20-24年度)中の排出量計算方法は少なくとも平成24年度までは原則同じ方法が求められていること等から、調査実施体制の見直しを含めた検討を行いつつ調査を継続実施しているところ。</p> <p>今後は、エネルギー基本計画の見直しや、地球温暖化の諸外国情勢などの大きな情勢変化を踏まえつつ、算出基礎方法の変更時期を考慮しながら、引き続き基幹統計化について検討する。</p>	実施予定②	<p>① 経済産業省石油等消費統計調査との関係整理は平成24年度に具体的な検討の場を設け、夏を目処に結論を得る。</p> <p>② エネルギー消費統計調査は、拡大推計データや「総合エネルギー統計」への組み込み推計方法等の精度向上といった課題等が残されていることから、平成25年度の新しい「総合エネルギー統計」公表後に基幹統計化を目指す。</p> <p>具体的には、平成24年度、25年度の2年間で課題を整理・検討し、必要な調査事項等を反映した25年度調査を新しい「総合エネルギー統計」への組込の最終確認調査とする。その後、平成27年度調査での基幹統計化を目指す。</p>	
<p>○ 平成23年4月分から従来より3、4日程度公表を早期化すると共に、速確差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法の検証・見直しを行って精度の向上に努めた。</p>	検討中	<p>引き続き精度の向上を目指すと共に、必要な手順の整理を行い、平成24年度内に基幹統計化するか判断を行う予定</p>	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	【宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査】 観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	国土交通省	平成22年度までに結論を得る。
	【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。	国土交通省	平成24年度までに結論を得る。

平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 延長表の基幹統計化に向けた「延長表の精度向上」については、前年度の委託業者による調査研究・有識者による検討会や内部の勉強会で得られた情報を基に、国民経済計算の年次産業連関表との整合性の確保における取り込み可能な部分、産業構造の変化の取り込み(ハイブリッドカー、学費制度の改正)、バランス調整における確定部門情報の追加など、精度向上に向けて推計方法の改善を行った。</p>	検討中	引き続き、国民経済計算の年次産業連関表との整合性の確保、産業構造の変化の取り込みなど精度向上に向けて推計方法の改善を検討し、平成24年度内に基幹統計化するか判断を行う予定	
<p>○ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、平成21年度における「観光統計の整備に関する検討懇談会」(有識者を含めた省内検討会)の指摘等を踏まえ、平成22年度は、両調査について必要な拡充を行い、回収状況等の安定性の向上や更なる改善・充実を実施の上、基幹統計化の検討を行うべきとの結論を得た。</p> <p>他方、基幹統計化については、平成22年度より実施している「訪日外国人消費動向調査」や、平成24年度に初めて本格調査の実施を予定している「観光地域経済調査」を含め、観光に係る統計全体として基幹統計化を図る余地も含め検討する必要があると考えられることから、現時点では観光に係る統計の必要な整備を進めている段階であるため、当面は基幹統計化を見送るとの結論を得た。</p>	実施予定②	今後の観光地域経済調査等の実施状況を踏まえて必要な整備が整い次第、基幹統計化の検討を実施予定	
<p>○ 法人建物調査の基幹統計化については、有識者を含めた「土地基本調査検討会」を設置し、次回調査に向けた調査設計の中で法人土地基本調査及び法人建物調査を統合することを前提に、調査票の統合案を作成した。平成23年度の予備調査結果を踏まえ基幹統計化することを検討する。</p>	実施予定①	次回調査(平成25年度)における基幹統計化を目指して、24年度内に結論を得る予定	

【資料編】

資料1 統計法の概要

旧統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的（第1条）

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備（第2条～第31条）

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第 32 条～第 43 条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第 44 条～第 51 条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雑則 (第 52 条～第 56 条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第 57 条～第 62 条)

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査の全てに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

○ 施行 (附則第 1 条)

- ・ 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進
- (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

<ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用>

- ◇ 経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
- ◇ 各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

<福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備>

- ◇ 社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

<統計基準の設定>

- ◇ 日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

<サービス活動に係る統計の整備>

- ◇ 高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
- ◇ 知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

<少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備>

- ◇ 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討
- ◇ 就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

<環境に関する統計の段階的な整備>

- ◇ 温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備
- ◇ 総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

<観光に関する統計の整備>

- ◇ 主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

<企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備>

- ◇ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進
- ◇ 事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

<行政記録情報等の活用>

- ◇ 労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇ 統計調査の実実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

<民間事業者の活用>

- ◇ 民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇ 統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇ 基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇ 地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇ 統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇ 統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇ 統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇ 新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇ 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇ 統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇ 「基本計画推進会議」（仮称）を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇ 統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成 21 年 4 月 23 日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）
法務省大臣官房司法法制部長	外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官
文部科学省生涯学習政策局長	厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長	国土交通省総合政策局情報政策本部長	環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房長 （オブザーバー）		
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）



資料4 統計調査の見直し・効率化

基本計画において、各府省は、新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行うこととされている。これに係る平成23年度の実施状況は以下のとおりであり、基幹統計調査6件、一般統計調査18件、計24件の調査において、見直し・効率化措置が図られている。

表1 統計調査見直し実績 (平成23年度中)

統計調査の種別		基幹統計調査	一般統計調査	計
見直し・効率化がなされた統計調査数		6	18	24
見直し措置内容	廃止等 ^(注1)	0	8	8
	統合	1	0	1
	休止	0	1	1
	調査客体数の削減	1	4	5
	調査事項の削減	1	0	1
	調査方法の改善	4	7	11
見直し措置数(計) ^(注2)		7	20	27

注1)「廃止等」には、統計法第2条第5項でいう「統計調査」に該当しなくなった調査を含む。また、平成23年度に調査を実施し、その後、23年度中に廃止等の手続が行われた統計調査であった1件の統計調査を含まない。

注2)一つの調査において、複数の見直し措置が図られている場合があるため、「見直し・効率化がなされた統計調査数」と「見直し措置数(計)」は一致していない。

表2 府省別統計調査見直し実績 (平成23年度中)

	基幹統計調査	一般統計調査	計
内閣府	0	0	0
消費者庁	0	1	1
総務省	1	0	1
財務省	1	0	1
文部科学省	0	1	1
厚生労働省	1	0	1
農林水産省	2	5	7
経済産業省	1	6	7
国土交通省	0	3	3
環境省	0	2	2
防衛省	0	0	0
人事院	0	0	0
合計	6	18	24

資料5 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成23年度に実施した統計調査に係る事務については、222統計調査中185統計調査(全体の83.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図1のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成23年度中)

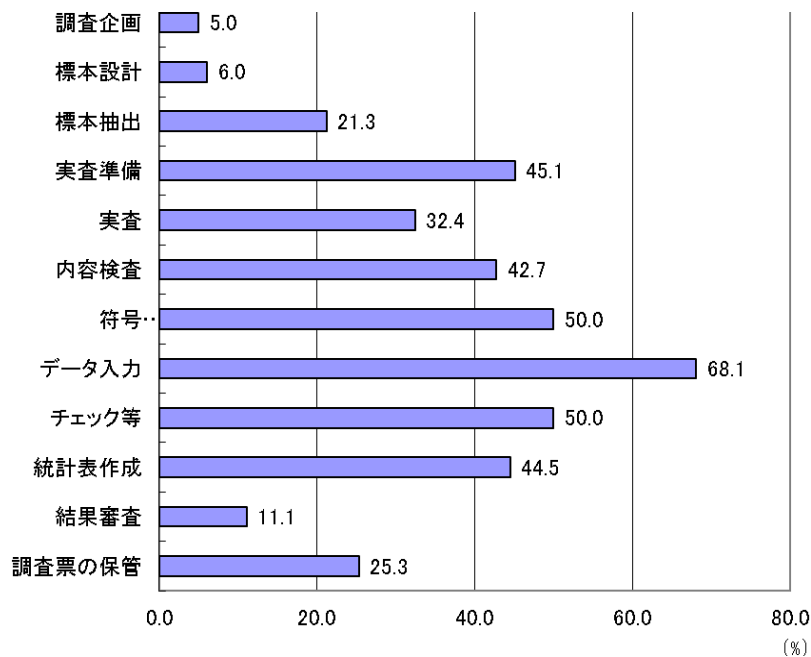
		統計事務の種類												全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	222	166	160	215	222	220	80	213	218	218	208	221	222
	うち民間委託を実施しているもの (割合:%)	11 (5.0)	10 (6.0)	34 (21.3)	97 (45.1)	72 (32.4)	94 (42.7)	40 (50.0)	145 (68.1)	109 (50.0)	97 (44.5)	23 (11.1)	56 (25.3)	185 (83.3)
	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの (割合:%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	6 (2.7)	11 (5.0)	8 (10.0)	11 (5.2)	18 (8.3)	18 (8.3)	2 (1.0)	11 (5.0)	21 (9.5)
	当該事務が存在する統計調査件数	3	2	24	24	39	37	6	24	22	4	15	24	44
地方支分部局	うち民間委託を実施しているもの (件数)	1	1	1	2	1	1	1	5	2	1	1	0	5

注1) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成23年度に実施された統計調査の総件数。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図1 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成23年度中）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの(件数)	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	10	9	0	1	0
総務省	12	12	9	—	—
法務省	1	1	0	—	—
財務省	5	5	0	2	0
文部科学省	14	6	1	—	—
厚生労働省	62	58	4	7	1
農林水産省	36	26	0	23	1
経済産業省	35	29	1	3	0
国土交通省	38	31	4	8	3
環境省	6	6	0	—	—
人事院	3	2	2	—	—
合計	222	185	21	44	5

注) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計データを収録しているデータベースの整備に関する事務の民間委託状況は、次のとおりであり、平成23年度末において、国の行政機関の統計関係部局の管理下であり、統計調査に基づく統計データを収録しているデータベースは8件あり、表3のとおり、その全てのデータベースにおいて、1と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。

表3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況（平成23年度中）

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	8	8	8	8	7	8
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	7	2	7	2	8

なお、府省別民間委託の状況は、表4のとおりである。

表4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
（平成23年度中）

府省名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの（件数）
内閣府	-	-
総務省	2	2
法務省	-	-
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	-	-
国土交通省	1	1
環境省	-	-
防衛省	-	-
人事院	-	-
合計	8	8

資料6 基幹統計調査の承認一覧

(平成23年度中)

実施府省	基幹統計調査の名称	調査分野	承認 年月日
総務省	社会生活基本調査	生活・環境	H23.7.8
	科学技術研究調査	教育・文化・科学	H24.3.1
	労働力調査	労働・賃金	H24.3.6
	就業構造基本調査	労働・賃金	H24.3.6
財務省	法人企業統計調査	企業・経営	H23.7.11
	民間給与実態統計調査	労働・賃金	H23.12.12
文部科学省	学校基本調査	教育・文化・科学	H23.7.11
	社会教育調査	教育・文化・科学	H23.9.30
	学校保健統計調査	教育・文化・科学	H23.12.26
厚生労働省	医療施設調査	福祉・衛生	H23.4.27
	患者調査	福祉・衛生	H23.4.27
	国民生活基礎調査	生活・環境	H23.5.18
	医療施設調査	福祉・衛生	H23.6.29
	患者調査	福祉・衛生	H23.6.29
	毎月勤労統計調査	労働・賃金	H23.8.4
	賃金構造基本統計調査	労働・賃金	H23.8.4
	国民生活基礎調査	生活・環境	H24.2.9
農林水産省	作物統計調査	農林水産	H23.5.18
	農業経営統計調査	農林水産	H23.7.26
	農業経営統計調査	農林水産	H23.8.30
	農林業センサス	農林水産	H23.8.30
	漁業センサス	農林水産	H23.8.30
	作物統計調査	農林水産	H23.8.30
	木材統計調査	鉱工業	H23.8.30

	海面漁業生産統計調査	農林水産	H23. 8. 30
	海面漁業生産統計調査	農林水産	H23. 12. 20
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	鉱工業	H23. 8. 3
国土交通省	建設工事統計調査	建設・土地	H23. 10. 6
総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動調査	企業・経営	H23. 12. 1

注) 本表は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、平成 23 年度中に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料7 統計委員会における諮問・答申実績

(平成23年度)

	諮問者	諮問日	答申日
国民経済計算の作成基準の変更について	内閣総理大臣	平成21年 4月13日	平成23年 5月20日
医療施設調査の変更について	総務大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について	総務大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
農業経営統計調査の変更について	総務大臣	平成23年 4月22日	平成23年 7月22日
労働力調査に係る匿名データの作成について	総務大臣	平成23年 5月20日	平成23年 8月29日
建設工事統計調査の変更について	総務大臣	平成23年 7月22日	平成23年 9月22日
労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更(名称の変更)について	総務大臣	平成23年 10月21日	平成24年 1月20日
就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について	総務大臣	平成23年 10月21日	平成24年 1月20日
小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について	総務大臣	平成23年 11月18日	平成24年 1月20日
科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について	総務大臣	平成23年 12月16日	平成24年 1月20日
社会保障費用統計(旧社会保障給付費)の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成24年 3月13日	平成24年 4月20日

資料 8 基幹統計調査の年度別承認件数

府省名	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
総務省	5*	3*	4(2)	8	6(2)	6(2)
財務省	2	1	0	2	1	1
文部科学省	3	4	1	3	3	3(2)
厚生労働省	8(6)	3	1	2	4	4(2)
農林水産省	9(6)	0	2	2	3	4(2)
経済産業省	2*	7(4)*	4	4	4	5
国土交通省	1	0	4(2)	11(8)	2	4
合計	29(6)	17(2)	16(2)	32(4)	23(1)	27(4)

府省名	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
総務省	2	4(2)	4(2)	23(14)	7
財務省	1	1	2(2)	1	1
文部科学省	2	3(2)	7(5)	3	1
厚生労働省	4	5(2)	6(5)	9(4)	4
農林水産省	12(8)	1	9(4)	4(2)	5(2)
経済産業省	5(2)	7(2)	7	7	13(2)
国土交通省	3(2)	5(4)	5	13(9)	3
合計	29(6)	26(6)	40(10)	60(17)	34(2)

注 1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注 2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成 22、23 年度は経済センサス-活動調査。）。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 3) 平成 13～20 年度は旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数。

注 4) 平成 12 年度の指定統計調査の承認件数は 84 件（同一年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの件数：14 件）となっている。

資料9 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成23年度中)

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
総務省	5	44 <43>
財務省	2	67 <95>
文部科学省	2	68 <71>
厚生労働省	6	101 <88>
農林水産省	5	62 <62>
経済産業省	8	107 <108>
国土交通省	8	26 <41>
合計/全体平均	36<36>	68※ <72※>

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算(内閣府)、鉱工業指数(経済産業省)及び生命表(厚生労働省)並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

注4) 表中<>内は、平成22年度における実績。

注5) 表中※は該当する全調査に関する平均である。

周期調査により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成23年度中)

府省名	統計調査の 名称	調査の 周期	公表までの期 間(今回調査)	公表までの期 間(前回調査)	公表までにかか った期間の前回 調査との差
文部科学省	学校教員統 計調査	3年	178日 (H23.7公表)	217日 (H20.9公表)	-39日

注) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料 10 一般統計調査の承認一覧

(平成 23 年度中)

実施府省	一般統計調査の名称	調査分野	最終承認 年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	労働・賃金	H23. 9. 22
内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	運輸・通信	H23. 6. 7
	民間非営利団体実態調査	企業・経営	H23. 6. 21
	男女間における暴力に関する調査	生活・環境	H23. 8. 4
	消費動向調査	家計・物価	H24. 1. 16
総務省	通信利用動向調査	運輸・通信	H23. 12. 22
	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	商業・サービス業	H23. 12. 28
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H24. 1. 25
	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	企業・経営	H24. 3. 1
	産業連関構造調査（商品・サービス等の販売先に関する実態調査（試行調査））	企業・経営	H24. 3. 1
法務省	安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）	その他	H23. 8. 5
財務省	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	福祉・衛生	H23. 12. 13
文部科学省	社会教育調査補完調査	教育・文化・科学	H23. 12. 20
厚生労働省	社会医療診療行為別調査	福祉・衛生	H23. 4. 13
	パートタイム労働者総合実態調査	労働・賃金	H23. 4. 27
	労務費率調査	労働・賃金	H23. 4. 27
	障害福祉サービス等経営実態調査	福祉・衛生	H23. 5. 12
	医療経済実態調査	福祉・衛生	H23. 5. 16
	有期労働契約に関する実態調査	労働・賃金	H23. 5. 25
	歯科技工料調査	福祉・衛生	H23. 5. 31
	訪問看護療養費実態調査	福祉・衛生	H23. 5. 31
	就労条件総合調査	労働・賃金	H23. 6. 14
	21 世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	生活・環境	H23. 6. 17
	医療給付実態調査	福祉・衛生	H23. 6. 29
	労働安全衛生特別調査	労働・賃金	H23. 6. 29
	受療行動調査	福祉・衛生	H23. 6. 30
	歯科疾患実態調査	福祉・衛生	H23. 7. 22

	地域児童福祉事業等調査	福祉・衛生	H23. 7. 29
	国民年金被保険者実態調査	福祉・衛生	H23. 8. 4
	雇用均等基本調査	労働・賃金	H23. 8. 5
	家内労働等実態調査	労働・賃金	H23. 8. 10
	全国母子世帯等調査	福祉・衛生	H23. 8. 12
	能力開発基本調査	労働・賃金	H23. 8. 12
	医療扶助実態調査	福祉・衛生	H23. 9. 26
	年金制度基礎調査	福祉・衛生	H23. 9. 30
	21世紀出生児縦断調査	生活・環境	H23. 9. 30
	国民健康・栄養調査	福祉・衛生	H23. 10. 18
	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	福祉・衛生	H23. 12. 26
	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	福祉・衛生	H24. 2. 6
	社会福祉施設等調査	福祉・衛生	H24. 2. 15
	福祉行政報告例	福祉・衛生	H24. 3. 1
	被保護者調査	福祉・衛生	H24. 3. 1
農林水産省	特定作物統計調査	農林水産	H23. 5. 24
	メッシュ標本調査の試行調査	農林水産	H23. 6. 2
	作物統計調査の見直しに係る試行調査	農林水産	H23. 7. 7
	農業・農村の6次産業化総合調査	農林水産	H23. 8. 5
	木材流通統計調査	鉱工業	H23. 10. 21
	森林組合一斉調査	農林水産	H23. 11. 22
	食品循環資源の再生利用等実態調査	生活・環境	H24. 1. 31
経済産業省	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	鉱工業	H23. 4. 27
	外資系企業動向調査	企業・経営	H23. 6. 30
	商品流通調査	商業・サービス業	H24. 2. 13
	貴金属流通統計調査	鉱工業	H24. 2. 20
	非鉄金属海外鉱等受入調査	鉱工業	H24. 2. 20
国土交通省	鉄道輸送統計調査	運輸・通信	H23. 5. 12
	建設機械等損料調査	建設・土地	H23. 5. 18
	産業連関構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）	運輸・通信	H23. 7. 21
	パーソントリップ調査	運輸・通信	H23. 10. 3
	観光地域経済調査（仮称）予備的調査	商業・サービス業	H23. 10. 25
	法人土地・建物基本調査予備調査	建物・土地	H23. 11. 28

	建設業構造実態調査	建設・土地	H24. 1. 12
	産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査における予備調査）	建設・土地	H24. 3. 27
環境省	環境経済観測調査	企業・経営	H23. 6. 13
	産業廃棄物処理業実態調査	生活・環境	H23. 8. 12
	環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査	生活・環境	H24. 3. 6

注1) 本表は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、平成23年度中に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

注3) 複数の変更がなされているものについては、最終承認年月日で集約して掲載している。

資料 11 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 18～23 年度)

府省名	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度		平成 19 年度		平成 18 年度	
				承認	届出	承認	届出	承認	届出
内閣府	4	5	4(1)	10(1)	1	7(1)	1	8(1)	0
総務省	3	6	10(2)	9(1)	0	25	1	18(1)	3
法務省	1	0	0	0	0	2	0	1	0
財務省	1	3	3(1)	4(1)	0	4(1)	0	7(2)	0
文部科学省	1	5	9(1)	8(1)	4	7(1)	0	6(1)	8
厚生労働省	28	31	44(1)	43(1)	16	42(1)	8	42(2)	14
農林水産省	7	15(1)	26	21(1)	4	29(1)	4	40(2)	6
経済産業省	4	13(2)	18(2)	32(4)	0	24(2)	0	19(4)	0
国土交通省	6	20(1)	17	29(1)	5	28	0	29(2)	2
環境省	3	5	6	5(1)	1	2(1)	3	4(2)	0
防衛省	0	0	0	1	0	1	0	0	0
人事院	1	4	3	0	6	0	7	0	6
合計	59	105(2)	136(4)	156(6)	37	167(4)	24	163(6)	39

注 1) 平成 18～20 年度は、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徴集の承認件数及び旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数。

注 2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 3) 産業連関構造調査については、総務省において 1 件と計上している。

(参考) 統計報告の徴集の承認件数及び届出統計調査の受理件数 (年別)

(平成 13～17 年)

	平成 17 年		平成 16 年		平成 15 年		平成 14 年		平成 13 年	
	承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出	承認	届出
合計	160	42	132	20	145	38	154	33	164	21

資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間（平成 23 年度中）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
内閣府	9(1)	68
総務省	5(1)	49
財務省	3(1)	226
文部科学省	10(1)	203
厚生労働省	29(1)	202
農林水産省	25(1)	77
経済産業省	27(2)	78
国土交通省	19	104
環境省	2	255
人事院	2	86
合計/全体平均	127(4) <126(4)>	125※ <116※>

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1つの一般統計調査の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注 3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 4) 表中<>内は、平成 22 年度における実績。

注 5) 表中※は該当する全調査に関する平均である。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間（平成 23 年度中）

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	公表までの期間の前回調査との差
文部科学省	子どもの学習費調査	2年	271 日 (H24.2 公表)	256 日 (H22.1 公表)	+15 日
厚生労働省	労務費率調査	3年	158 日 (H23.12 公表)	153 日 (H20.12 公表)	+5 日
	介護事業実態調査	3年	153 日 (H23.9 公表)	156 日 (H20.10 公表)	-3 日

(厚生労働省 続き)	医療経済実態調査 (医療機関等調査)	2年	57日 (H23.11 公表)	42日 (H21.10 公表)	+15日
	平成23年障害福祉 サービス等経営実態 調査	3年	147日 (H23.11 公表)	64日 (H20.11 公表)	+83日
	家内労働等実態調 査	3年	84日 (H24.3 公表)	285日 (H19.9 公表)	-201日
	衛生行政報告例	隔年	134日 (H23.7 公表)	139日 (H21.7 公表)	-5日
	医師・歯科医師・薬 剤師調査	2年	281日 (H23.12 公表)	292日 (H21.12 公表)	-11日
	労使関係総合調査 (労働組合活動実態 調査)	5年	343日 (H23.6 公表)	349日 (H18.7 公表)	-6日
	労働安全衛生特別 調査(労働安全衛生 基本調査)	5年	285日 (H23.9 公表)	313日 (H18.9 公表)	-28日
	乳幼児身体発育調 査	10年	329日 (H23.10 公表)	366日 (H13.10 公表)	-37日
	出生動向基本調査	5年	437日 (H23.10 公表)	316日 (H18.6 公表)	+121日
	全国家庭児童調査	5年	637日 (H23.12 公表)	529日 (H18.6 公表)	+108日
国土交通省	航空貨物動態調査	2年	140日 (H24.3 公表)	412日 (H22.12)	-272日
	国際航空貨物動態 調査	2年	133日 (H24.3 公表)	405日 (H22.12 公表)	-272日
	建設資材・労働力需 要実態調査	3年	203日 (H23.6 公表)	322日 (H20.10 公表)	-119日
経済産業 省・国土交 通省	建設機械動向調査	2年	128日 (H23.7 公表)	128日 (H21.7 公表)	±0日

注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

注2) 一般統計調査(周期調査)のうち、新規調査など前回調査のなかった調査については記載していない。

資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 23 年度中)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
北海道	0	1	1	0	滋賀県	0	1	11	0
青森県	5	1	10	0	京都府	3	3	7	0
岩手県	1	2	5	0	大阪府	8	5	15	0
宮城県	0	4	5	0	兵庫県	4	0	7	0
秋田県	3	0	6	0	奈良県	8	1	8	0
山形県	0	0	11	0	和歌山県	1	0	2	0
福島県	0	0	14	0	鳥取県	2	2	7	0
茨城県	1	3	7	0	島根県	0	4	5	0
栃木県	3	2	11	0	岡山県	0	0	4	0
群馬県	0	1	1	0	広島県	0	2	6	1
埼玉県	8	1	12	0	山口県	0	2	4	0
千葉県	5	1	19	0	徳島県	1	1	4	0
東京都	12	7	31	0	香川県	2	3	8	0
神奈川県	1	3	12	0	愛媛県	0	1	3	0
新潟県	1	5	23	0	高知県	2	1	10	0
富山県	0	0	1	0	福岡県	2	4	10	0
石川県	7	1	11	0	佐賀県	5	1	9	0
福井県	5	2	10	1	長崎県	0	1	1	0
山梨県	0	1	3	0	熊本県	2	4	4	0
長野県	3	1	4	0	大分県	0	0	7	0
岐阜県	2	0	6	3	宮崎県	3	1	8	0
静岡県	1	0	9	0	鹿児島県	2	0	13	0
愛知県	13	5	23	0	沖縄県	5	1	14	0
三重県	5	3	10	0	合計	126	82	412	5

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 23 年度中)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
札幌市	0	0	1	0	京都市	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	大阪市	3	3	5	1
新潟市	0	2	1	0	堺市	0	1	0	0
さいたま市	0	0	0	0	神戸市	5	5	14	0
千葉市	0	0	0	0	岡山市	0	0	0	0
横浜市	0	0	1	0	広島市	1	1	3	0
川崎市	1	2	3	0	福岡市	3	2	4	0
静岡市	6	1	6	0	北九州市	6	6	15	0
浜松市	0	0	0	0	相模原市	0	0	0	0
名古屋市	2	0	3	0	合計	27	23	56	1

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 15 東日本大震災以後の統計行政における主な動き

月 旬	国民に向けた対応	政府部内における対応
3月中旬	◇ 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平23政19。以下「指定政令」）の公布、即日施行（3/13）により、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行が免責	◇ ①基幹統計調査の報告義務にも、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責措置が適用（適用範囲は全国）されることや、②統計法に基づく統計調査の実施・変更承認手続に関して、弾力的な運用を行う方針であることを、総務省政策統括官（統計基準担当）から各府省に周知（3/15）
3月下旬	◇ 以後、各府省において、月次統計調査等の実施・結果公表に際し、被災地の一部を対象から除外するなどの特別の措置を実施した場合、その内容を公表 例：2月分速報結果に、岩手県、宮城県及び福島県の調査票が利用できないため、3県分を除外して集計することを予め公表（3/25 労働力調査） 等	◇ 審査手続きの簡素化など、弾力的な運用の詳細を、総務省政策統括官（統計基準担当）から各府省に通知（3/23） ➢ 基幹統計調査の本災害に起因する変更については、まず、メールにより連絡し、状況が落ち着き次第、公文書による変更申請を行えば良いこと。また、統計委員会の諮問については、「軽微な事項」として取り扱うこと ➢ 一般統計調査については、調査対象範囲の変更等に加え、災害に起因するその他の変更も承認手続を不要とすること ◇ 上記の通知を受けて、各府省は、機動的に調査対象地域・集計範囲等の一部を変更（月次の基幹統計調査21調査のうち、4月時点で特別の措置を講じたもの7調査。また、年次・周期調査を含め、これまでに5件を「軽微な事項」として統計委員会に報告）
4月上旬	◇ 統計委員会委員長談話の公表（4/8） ① 震災に伴う特別の措置（調査対象・時期等や集計事項・方法等の変更）を講じた場合、その情報を開示 ② この情報開示に当たっては、除外地域の集計上の取り扱いや、集計に及ぼす影響に留意 ③ 震災への対応状況を可能な限り記録し保存	◇ 各府省統計主管課長等会議幹事会において、3月23日付け統括官室通知及び4月8日付委員長談話について周知を図るとともに、震災に伴う調査実施や、集計・公表への影響について、各府省への情報の共有を実施（4/6）
4月中旬	◇ ①政府全体としての情報共有、②震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示、③調査結果と併せて公表する事項、④記録の保存等を内容とする統計調査結果の情報提供等に当たっての留意事項を、総務省政策統括官（統計基準担当）から各府省に通知するとともに、HPにおいて公表（4/15）	
4月下旬以降	◇ 各府省の対応状況の一覧をHPにおいて公表。7月以降、毎月更新（別添参照）	◇ 各府省統計主管課長等会議幹事会において、被災地における調査の実施・変更の状況や、集計結果の公表方法等に関する情報の共有を実施
9月下旬	◇ 平成22年度統計法施行状況に関する審議結果についての統計委員会委員長談話において、右記の①及び②に留意するよう意見を付した旨言及（9/22）	◇ 第49回統計委員会で示された「平成22年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果」において、①被災により調査対象地域の一部を除外等した場合、可能な限り補完的、補足的な調査や推計などを実施し、②全国集計値の時系列データの分析等において、利用者の誤解を招かないよう、上記に関する情報を適切に公表・保存するよう意見が付された（9/22）

資料 16 平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について

総政企第 82 号の 1

平成23 年3 月15日

各府省統計主管課長等会議担当課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定され、平成 23 年 3 月 11 日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第 4 条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、及び当該免責に係る期限は平成 23 年 6 月 30 日とすることが定められました。
この結果、平成23 年3 月11 日以降に報告期限が到来する基幹統計調査の報告義務であって、本件特定非常災害によりその期限までに履行されなかったものについては、特定非常災害特別措置法第 4 条の定める措置により、平成23 年6 月30 日までに報告を行うことによって当初報告期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなりますので、ご連絡いたします。
- 2 今後、被害の程度が甚大な地域において、調査対象地域からの被災地域の除外や統計調査の延期を行うなど、本特定非常災害への対応のために統計調査の承認事項を変更する状況になることが想定されます。
このような場合、総務省では、統計法に基づく承認手続きに関して弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、震災に対応するため緊急に統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合も、総務省として弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

総政企第 82 号の 2
平成 23 年 3 月 15 日

都道府県統計主管部課長
指定都市統計主管部課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統 計 企 画 管 理 官

平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成 23 年 3 月 11 日午後に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下「本特定非常災害」という。）は、東北、関東を中心に甚大な被害をもたらしました。被災された地方公共団体の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
今後、本特定非常災害により、被災地域における国の統計調査の実施に関し様々な対応が必要になることが想定されます。総務省では、国の行政機関（以下「調査実施者」という。）に対し、別紙のとおり通知を行っておりますので、都道府県及び指定都市におかれましては、調査実施者と連携して対応いただきますようお願い申し上げます。
- 2 都道府県、指定都市が独自に実施している統計調査につきましても、本特定非常災害への対応のため統計調査の届出事項を一時的に変更せざるをえない状況になることが想定されます。このような一時的な変更の対応を行う場合、総務省では、統計法に基づく届出手続きに関して弾力的な対応を行うことといたしますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、都道府県、指定都市において、緊急に独自の統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合の届出手続きについても、総務省として、弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令案の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、緊急災害対策本部を設置し（これまで設置事例なし）対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震」について特定非常災害とするとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令案の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例

3 今後の予定

- 平成23年3月13日 閣議

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年六月十四日法律第八十五号)

最終改正：平成二〇年五月二三日法律第四〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつて

は、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。)により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

- 2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。
- 4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定に

かかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則 (略)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一九）

本号で公布された 法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
（内閣府本府）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - (二) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
 - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

① ~ ⑥（略）

⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期

⑧、⑨（略）

(2)（略）

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

各府省統計主管課長等会議幹事会 構成員各位

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付総括担当

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応 に係る統計調査の審査手続について

標記については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）」（平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1）により通知したところですが、当該通知の「2」に記載している「弾力的な運用」については、下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせします。

記

基幹統計調査

- 1 既に承認されている統計法第 9 条第 2 項各号の事項を記載した調査計画について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害（以下「本災害」という。）に伴う変更が生じた場合には、メール又はファックスにより、その内容を担当する統計審査官室までお知らせください。（具体的な変更内容が決まっていない場合には、まず、変更がある旨の連絡をいただき、その後、随時御連絡をいただければ結構です。）
- 2 公文書による変更申請は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。
- 3 公文書による申請に当たって、調査票、調査票の新旧対照表、必要性に関する書類及び利用実態に関する書類の添付は不要とします。したがって、提出いただくものは次に掲げるものになります。
 - 1) 申請書（かがみ）及び申請事項記載書（変更箇所のみ記載した新旧対照形式のもの）【別記様式】
 - 2) 変更内容を反映した調査計画なお、調査票を変更した場合は、実際に使用した調査票について後日提出願います。
- 4 同一省で複数の調査について変更が生じる場合には、申請書（かがみ）を一つにし、調査ごとに別添とする形で一括して申請をしても構いません。
- 5 本災害による変更が、『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）に掲げられた「災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期」に該当する場合はもとより、これに該当しない案件であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、統計法第 9 条第 4 項で定める軽微案件として取り扱うことについて統計委員会の了解を得ています。（統計法第 9 条第 4 項で定める軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとされています。）

一般統計調査

- 1 一般統計調査については、統計法第21条第1項ただし書に基づく統計法施行規則第7条の規定により、
 - ・「災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更」(第2号)
 - ・「災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更」(第4号)

について、「軽微な変更」として、総務大臣の承認手続きが不要とされていることから、これに該当する案件については、申請の手続は不要です。

また、これらに該当しない場合であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、「前各号に掲げる変更のほか、法第二十号各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの」(第6号)に該当するものとして、申請の手続を不要とします。

なお、軽微な事案に該当するかどうか不明な点は担当する統計審査官にご相談ください。

- 2 本災害により統計調査を中止(今後全く行わない)する場合は、以下のとおりとします。

- 1) 中止する「一般統計調査の名称」及び「中止の時期」について、メールやファックスで構いませんので担当する統計審査官室にご連絡ください。

- 2) 公文書による中止の通知は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。

【別記】

(文書番号)
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長

印

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、○月○日に総務省に伝達した内容で、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

~~~~~  
別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

平成 23 年 4 月 8 日

## 東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話

東日本大震災が3月11日に発生してから1か月近くが経過したところです。被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表させていただきます。

我々は、国の統計行政にたずさわる統計の専門家として、今後とも被災地を含む我が国のおかれた状況をでき得る限りの確に把握し適切な政策を実施できるように、国民の皆様には統計データとして継続的に提供していくことが責務であると考えております。

国が毎月実施している統計調査については、今月(4月)以降、大震災後の調査結果を含む3月分以降の集計・公表が所管府省から行われる予定です。どのような形で公表することが、国民の皆様にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるのかについては、実態に照らし合わせて、関係府省間で検討を進めているところでありますが、被災地によっては、調査を実施することが極めて困難になっている地域があるとの報告も受けており、そのような現実も踏まえた対応をする必要があると思います。

このため、各府省が行う3月分以降の統計調査結果の公表に資するよう、大震災後の集計・公表を行う上で必要と思われる事項を以下に掲げる形で明らかにさせていただきました。これらの事項に沿って、各府省の実施する統計調査結果の集計・公表が、国民の皆様に分かりやすい形で適切に行われることを期待しております。

なお、統計調査結果は今後の復興のために重要な基礎資料ともなるものですので、国民の皆様におかれても、統計調査へのご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

### 1. 情報開示

東日本大震災により、調査対象、調査方法、調査時期、集計事項及び集計方法等に特別の取扱いを行っている場合は、その内容を結果の公表に併せて明示すること。

また、公表期日を変更する場合は、事前にその旨を公表すること。

### 2. 被災地データの取扱い等

上記事項の公表に当たっては、以下の事項について特に留意すること。

- 被災地を調査対象地域から除外したり、調査票の回収ができなかった地域がある場合、当該地域のデータの集計上の取扱い(全国値に復元する方法等を含む。)の可能な限りの具体的な明示
- 上記集計上の取扱いが集計値に及ぼす影響の定量的な目安等の可能な範囲での明示
- 暫定的な集計結果を公表する場合は、暫定的な集計結果である旨及び今後の確報値等の公表スケジュール等の明示

### 3. 記録の保存

東日本大震災への対応状況は可能な限り記録し保存すること。

東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について

平成 23 年 4 月 15 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 政府全体としての情報共有

東日本大震災（以下「本震災」という。）により、多くの統計調査が多大な影響を受けている。しかしながら統計調査は、調査対象、調査方法、調査事項、調査周期等がそれぞれの調査に応じて千差万別であり、例えば、調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律・包括的に定めることは不適當である。

一方で、政府全体としては、本震災に係る個々の統計の影響を最小限とするために、それぞれの統計調査における対応状況の情報交換を密にして、類似する統計調査の先行事例を参考として対応していくことが望ましいと考えられる。したがって、各府省は、統計調査における本震災への対応について相互の情報交換を心がけるとともに、総務省は、これらの情報交換を円滑に行えるようにする環境整備や自らの対応についての発信を行うことが必要と考えている。

なお、稼働状態にある各種統計調査の当面の対応については、被災地の住民感情や調査組織における業務体制を踏まえ、無理のない範囲で統計調査を実施し、状況を踏まえて通常の業務を回復させることが一般的な対応であると考ええる。

2. 本震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示

- (1) 統計調査は、国内外に大きな影響を与え、国際的に注目を集めるものもいくつか存在している。また、統計調査は、本震災後の日本の姿を把握する手段であり、これまで未経験の広大な地域に対する復興政策立案などの局面において、データに基づく適正な判断が一層求められることが想定されることから、その重要性は一層高まるものと考えられる。

一方で、本震災により統計調査が通常とは異なる特別の対応を取らざるを得ないことも事実であり、したがって、特別の対応が取られている統計を正しく理解し、適正に利用してもらうためには、調査結果の公表の際に、特別の対応の具体的内容の情報を提供することが必要であると考える。

- (2) また、統計調査の一時的な中止等による公表の中止や特別処理の検討のための公表期日の延期などを行う場合は、統計の公表を待ち受けている利用者があることを想定すれば、本来の公表期日以前に変更を行う措置等について可能な限り早期に周知することが求められる。しかしながら、行政機関は、可能な限り本来の公表期日を守るための努力をギリギリまで行うことも勘案し、公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の 1 週間前までに周知することが適當であると考える。

さらに、公表期日を変更した場合、又は変更しない場合の双方において、調査や集計において非常時の対応の影響があるとの前提で公表を行う必要があることから、可能な限り確実に統計を公表する公表期日の 1 週間前までに、確実に公表を行う公表期日（延期等により公表期日を明示していない場合）、本震災に伴う特別の対応の有無、などの情報を各府省ホームページに掲載するとともに、「東日本大震災の影響による〇〇省〇〇調査結果の公表・集計の取扱いについて」等として e-Stat の「各府省からのお知らせ」に掲載することが適當であると考える。

### 3. 周知事項（調査結果と併せて公表する事項）

本震災における特別の対応の具体的内容として以下の事項について周知することが想定される。

- ア) 調査対象から被災地域を除外する等の特別措置（調査対象の範囲の変更）
- イ) 調査対象数等の特別措置（報告を求める者の変更）
- ウ) 調査期日又は調査期間の特別措置（報告を求める基準となる期日又は期間の変更）
- エ) 調査方法の特別措置（報告を求めるために用いる方法の変更）
- オ) 集計事項及び集計方法の特別措置

（一部集計表の未作成、除外した地域を推計して全国結果を算出等）

集計方法の変更は、例えば、被災地域を調査対象から除外したことや被災地域における回収率の著しい低下等により、被災地以外の全国の平均や伸び率等の結果を使用して、これを災害地域の平均や伸び率等の推計値とし、それを元に全国の推計を行う、②被災地域を除く全国の結果とするなど、集計における特別措置の概要を公表することを想定している。

- カ) 公表した結果の位置付けの特別措置

本来は確報値のみの公表を行うところ、一部統計表について速報値を公表し、後に確報値を公表することに変更する場合などは、その内容を公表することを想定している。

### 4. 記録の保存

各府省における本震災への対応状況は可能な限り記録し保存することが必要であると考える。

### 5. その他の留意事項

上記の他、可能な範囲で以下の情報を提供することが望ましい。

- (1) 全国の結果から一部地域を除外した場合、一定の過去の期間について同様の地域を除外した結果（遡及情報の提供）
- (2) 一部地域の結果を何らかの情報で推計を行った場合、当該推計を行った時に想定される影響  
(例えば、災害発生前の情報で当てはめた場合の結果の差異等)
- (3) 回収率が著しく低下した地域がある場合、当該地域の回収率の変化

資料 20 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況（類型別）

（平成24年 3月31日現在）

| 区分<br>類 型                                    | 基幹統計調査名<br>(府省名)       | 調査対象<br>(調査周期)        | 措置のポイント                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象<br>地域の除<br>外(一部地<br>域におけ<br>る調査の<br>中止) | 労働力調査(総務省)             | 世帯、個人<br>(月)          | ▶平成23年3月分及び4月分については、岩手県、宮城県及び福島県を調査対象から除外。岩手県、宮城県においては5月分から、また福島県においては8月分から可能な範囲で調査を再開。                                                  |
|                                              | 小売物価統計調査(総務省)          | 事業所及び<br>世帯(月、旬<br>別) | ▶岩手県、福島県及び茨城県においては平成23年4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。                                                                                 |
|                                              | 個人企業経済調査(総務省)          | 企業(四半<br>期、年)         | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、一部の市を除き7～9月期から調査を再開。                              |
|                                              | 社会生活基本調査(総務省)          | 世帯(5年)                | ▶平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施。                                                                                                |
|                                              | 経済センサス-活動調査(総務省、経済産業省) | 事業所及び<br>企業(5年)       | ▶調査対象の地域的範囲から、福島第一原発事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。                                                                                               |
|                                              | 学校保健統計調査(文部科学省)        | 学校(年)                 | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出。                                                   |
|                                              | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)        | 事業所(月、<br>年)          | ▶当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査を中止。                                                                                                    |
|                                              | 国民生活基礎調査(厚生労働省)        | 個人、世帯<br>(年、3年)       | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。                                                                                           |
| 調査対象・項目の<br>限定(一部<br>除外・中<br>止)              | 患者調査(厚生労働省)            | 事業所(3<br>年)           | ▶宮城県の一部地域及び福島県の全域を除外して調査を実施。                                                                                                             |
|                                              | 学校基本調査(文部科学省)          | 学校、教育委<br>員会(年)       | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を中止。                                                                                             |
|                                              | 社会教育調査(文部科学省)          | 事業所(3<br>年)           | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年度調査について民間体育施設を調査対象外とし、また調査項目について現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出。なお、調査を行わなかった項目については、平成24年度に補完調査を行う予定。 |
| 調査対象・項目の<br>限定(一部<br>除外・中<br>止)              | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)        | 事業所(月、<br>年)          | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年3月～4月分(宮城県は3月～5月分)の全国調査のうち調査員調査部分及び地方調査について、知事の判断により中止。                                                      |
|                                              | 医療施設調査(厚生労働省)          | 事業所(月、<br>3年)         | ▶静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定して実施。福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施。また、診療所については調査対象から除外して調査を実施。               |

| 区分<br>類 型                             | 基幹統計調査名<br>(府省名)             | 調査対象<br>(調査周期)  | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------|------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査実施<br>時期・調査<br>票提出期<br>限等の延<br>期    | 法人企業統計調査(財務省)                | 企業(四半<br>期、半年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで延期。</li> <li>➢年次別調査については、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期。</li> </ul>                                                                                                                                              |
|                                       | 学校基本調査(文<br>部科学省)            | 学校、教育委<br>員会(年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                       | 賃金構造基本統<br>計調査(厚生労働<br>省)    | 事業所(年)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期(通常は8月20日)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                       | 経済産業省企業<br>活動基本調査(経<br>済産業省) | 企業(年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を1か月遅らせ、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更 | 国勢調査(総務<br>省)                | 世帯(5年)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、統計局HPに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。</li> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。</li> </ul>                                                                                                                                         |
|                                       | 経済センサス-基<br>礎調査(総務省)         | 事業所、企業<br>(5年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                       | 労働力調査(総務<br>省)               | 個人、世帯<br>(月)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢調査結果については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外した全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。</li> <li>➢なお、除外した3県に係る補完推計等の措置については、今後検討予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |
|                                       | 家計調査(総務<br>省)                | 世帯(月)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢平成23年3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の収集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。</li> <li>➢平成23年3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。</li> <li>➢平成23年3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できたことに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。</li> <li>➢平成24年1月調査より調査の実施が困難になっていた岩手県大槌町から同県遠野市に調査市町村を変更、これにより回収不能地域はなくなり、通常どおりの調査・集計・公表となった(3/2)。</li> </ul> |



| 区分<br>類 型                                      | 基幹統計調査名<br>(府省名)    | 調査対象<br>(調査周期)        | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更(つ<br>づき) | 小売物価統計調<br>査(総務省)   | 事業所及び<br>世帯(月、旬<br>別) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、調査精度を維持しつつ公表。</li> <li>➢全国平成23年4月分調査については、平成23年5月27日に通常どおり公表。</li> <li>➢全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。</li> </ul>       |
|                                                | 個人企業統計調<br>査(総務省)   | 企業(四半<br>期、年)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1～3月期動向編(5/26公表)、4～6月期動向編(8/25公表)及び平成22年構造編(7/12公表)について、全国結果への影響が軽微なことから、3県を除く全国の結果として公表。</li> </ul>                                                                              |
|                                                | 法人企業統計調<br>査(財務省)   | 企業等(四半<br>期、半年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることで、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表。(昨年は1～3月分を平成22年6月3日公表)</li> <li>➢年次別調査については、下期調査の公表時期を10月31日とした。</li> </ul> |
|                                                | 毎月勤労統計調<br>査(厚生労働省) | 事業所(月、<br>年)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により平成23年3～4月分(宮城県は平成23年3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。</li> <li>➢上記対応状況や集計結果への影響等を公表。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|                                                | 人口動態調査(厚<br>生労働省)   | 地方公共団<br>体(月)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢速報と月報(概数)では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表。なお、本年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報(確定数)において、発生月別の集計を行う予定。</li> <li>➢また、調査票の収集状況を踏まえつつ、震災に関連する特別集計の可能性についても検討中。</li> </ul>                                                                  |
|                                                | 農業経営統計調<br>査(農林水産省) | 世帯等(年)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢平成22年の調査結果のうち、一部の統計については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)における一部回収困難な客体を除外して推計し、公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |

| 区分<br>類 型                                      | 基幹統計調査名<br>(府省名)                    | 調査対象<br>(調査周期)         | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更(つ<br>づき) | 作物統計調査(農<br>林水産省)                   | 世帯(年)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢果樹調査(平成22年産りんご収穫量等)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外して全国値を推計し、公表(5/20)。</li> <li>➢3県の取りまとめが可能となったため、3県を含めて全国値を再集計し、第2報を公表(7/20)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
|                                                | 木材統計調査(農<br>林水産省)                   | 事業所(月、<br>年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢製材月別調査については、2月分以降、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いて公表していたが、7月分から当該3県を含めた調査・公表を再開(8/25公表)。</li> <li>➢合単板月別調査については、2月分以降、2県(岩手県及び宮城県)を除いて公表していたが、10月以降は宮城県分が取りまとめ可能となっていたため、岩手県分を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、岩手県を含め調査・公表を行う予定。</li> <li>➢また、一部の県を除外して行った集計の公表に当たっては、一部の県を除外した数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、当該県を除いた数値を参考値として併記。</li> <li>➢欠落データを補完する可能性については、復興状況を見極めて判断。</li> </ul> |
|                                                | 海面漁業生産統<br>計調査(農林水産<br>省)           | 世帯、事業所<br>等(四半期、<br>年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢当初公表予定時期に、岩手県、宮城県及び福島県を除いて公表(5/9)。</li> <li>➢宮城県、福島県を含めた第2報を公表(6/24)。岩手県を含めた全国の結果を公表(11/10)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                                | 牛乳乳製品統計<br>調査(農林水産<br>省)            | 事業所(月、<br>年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期(2月分(3月末公表予定)は4月20日、3月分(4月末公表予定)は5月9日公表済み)。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。</li> <li>➢4月分(5月末公表予定)以降は、通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
|                                                | 経済産業省生産<br>動態統計調査(経<br>済産業省)        | 事業所、企業<br>(月)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。同情報を被災県にも提供。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                | 経済産業省特定<br>業種石油等消費<br>統計(経済産業<br>省) | 事業所(月、<br>年)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができなかった事業所は、生産動態統計調査で実施したヒアリングを基に推計。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                | 商業動態統計(経<br>済産業省)                   | 事業所、企業<br>(月)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                | 石油製品需給動<br>態統計(経済産業<br>省)           | 事業所(月)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。</li> <li>➢4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        |

| 区分<br>類 型                                      | 基幹統計調査名<br>(府省名)               | 調査対象<br>(調査周期)        | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集計・推計<br>の方法や、<br>公表時<br>期・期日等<br>の変更(つ<br>づき) | ガス事業生産動<br>態統計調査(経済<br>産業省)    | 事業所(月、<br>四半期)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3～5月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表。</li> <li>➢ 6月分以降については、全調査客体について回収を行い、通常どおり公表。あわせて、3～5月分についても遡及して回収し、補正版を公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
|                                                | 建設工事受注動<br>態統計調査(国土<br>交通省)    | 企業(月、年)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。</li> <li>➢ 4月分の公表については、宮城県分の取りまとめが遅延したため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。</li> <li>5月分の公表時に宮城県分を含んだ4月分の再集計値を公表(7/11)。</li> <li>➢ 今後は、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                              |
| その他(参<br>考値の公<br>表等)                           | 国勢調査(総務<br>省)                  | 世帯(5年)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、統計局HPに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。</li> <li>➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。</li> <li>➢ 平成22年調査結果を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を公表(平成23年4月25日)。</li> </ul>                                                                                 |
|                                                | 小売物価統計調<br>査(総務省)              | 事業所及び<br>世帯(月、旬<br>別) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。</li> <li>➢ 全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。</li> </ul>                                                                                                                                            |
|                                                | 科学技術研究調<br>査(総務省)              | 企業等(年)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)における調査対象事業所等に対しては、調査票配布時に、電話等により調査実施の可否等を確認。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                | 経済センサス-基<br>礎調査(総務省)           | 事業所、企業<br>(5年)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。東日本太平洋岸地域等(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村別産業(大分類・小分類)別事業所数及び従業者数について平成23年5月11日に掲載(6月3日確報集計に基づき更新)。</li> <li>・市区町村別産業(大分類)別事業所数及び従業者数-浸水調査区について平成23年5月11日に掲載(6月15日調査区別集計に基づき更新)。</li> </ul> </li> </ul> |
|                                                | 経済センサス-活<br>動調査(総務省、<br>経済産業省) | 事業所及び<br>企業(5年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |

| 区分<br>類 型            | 基幹統計調査名<br>(府省名)  | 調査対象<br>(調査周期) | 措置のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|-------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他(参考値の公表等)(つづき)    | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)   | 事業所(月、年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤特別集計(3県(岩手県、宮城県及び福島県)における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31、6/17等))を公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
|                      | 木材統計調査(農林水産省)     | 事業所(月、年)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤製材月別調査については、2月分以降、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除いて公表していたが、7月分から当該3県を含めた調査・公表を再開(8/25公表)。</li> <li>➤合単板月別調査については、2月分以降、2県(岩手県及び宮城県)を除いて公表していたが、10月以降は宮城県が取りまとめ可能となったため、岩手県を除いて公表。取りまとめが可能となった月から、岩手県を含め調査・公表を行う予定。</li> <li>➤また、一部の県を除外して行った集計の公表に当たっては、一部の県を除外した数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、当該県を除いた数値を参考値として併記。</li> </ul> |
|                      | 商業動態統計(経済産業省)     | 事業所、企業(月)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</li> <li>➤今後も、被災県を除外せず通常どおり公表。</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
|                      | 自動車輸送統計調査(国土交通省)  | 自動車(月)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
|                      | 港湾調査(国土交通省)       | 事業所(月、年)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                      | 内航船舶輸送統計調査(国土交通省) | 事業所(月、年)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                      | 造船造機統計調査(国土交通省)   | 事業所(月、四半期)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省) | 事業所(月、四半期)        |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

資料21 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績

(平成24年3月31日現在)

| 府省名   | 情報提供内容                                              | 集計地域                    | 調査名             | 公表年月日<br>(HPアドレス)                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務省   | 津波による浸水範囲に関する基本単位区(調査区)別人口、世帯数                      | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 平成22年国勢調査       | H23. 4. 25<br>( <a href="http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#kekka">http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#kekka</a> )           |
|       | 小地域別(町丁・字等別)人口、就業者数                                 | 岩手県、宮城県、福島県             | 平成22年国勢調査       | H23. 7. 12 (同上)                                                                                                                                 |
|       | 市区町村(全域及び浸水による被災地域)別、産業(大分類)別事業所数、従業者数              | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 平成21年経済センサス     | H23. 6. 3<br>(同上)                                                                                                                               |
|       | 東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ                              | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 注1              | H24. 3. 29<br>(同上)                                                                                                                              |
|       | 住民基本台帳に基づく人口移動における影響                                | 岩手県、宮城県、福島県及び全国         | 住民基本台帳人口移動報告    | H24. 3. 26<br>(同上)                                                                                                                              |
| 農林水産省 | 東日本大震災における津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積(県別及び市町村別)       | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県     | 注2              | 平成23年3月29日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai.pdf</a>           |
|       | 東日本大震災に伴う被災5県における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県     | 2008年漁業センサス     | 平成23年5月11日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gyo.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gyo.pdf</a>   |
|       | 東日本大震災に伴う被災4県の農業産出額                                 | 岩手県、宮城県、福島県、茨城県         | 生産農業所得統計(平成21年) | 平成23年5月12日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gaku.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gaku.pdf</a> |

|  |                                                                       |                                                 |                    |                                                                                                                                                                   |
|--|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 東日本大震災に伴う被災7道県における漁業地区別漁業経営体数、漁業就業者数、養殖種類別経営体数と養殖面積、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数等 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県                     | 2008年漁業センサス        | 平成23年8月12日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/saigai.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/saigai.html</a>                     |
|  | 東日本大震災に伴う被災6県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ                              | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県                         | 2010年世界農林業センサス     | 平成23年8月22日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html</a>                   |
|  | 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）                                | 東日本の沿岸部等の市町村（福島県を除く）                            | 2010年世界農林業センサス（注3） | 平成23年9月22日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai2.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai2.html</a>                 |
|  | 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）                                | 東日本の沿岸部の市町村（福島県を除く）                             | 2008年漁業センサス（注4）    | 平成23年9月22日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo.html</a>                     |
|  | 東日本大震災と農林水産業基礎統計一タ（図説）                                                |                                                 | 注5                 | 平成24年10月21日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu.html</a>                          |
|  | 東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）                                    | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県 | 注6                 | 平成24年4月20日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf</a> |
|  | 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在）                                | 東日本の沿岸部等の市町村                                    | 2010年世界農林業センサス（注3） | 平成24年4月12日<br><a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf">http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf</a> |

|       |                                                                      |                                     |  |                                         |                                                     |                                                                                                  |                                                                                                                     |
|-------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 現在)                                                                  |                                     |  | 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況 (平成24年3月11日現在) | 東日本の沿岸部の市町村                                         | 2008年漁業センサス (注4)                                                                                 | ・jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai3.html<br>平成24年4月12日<br>http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo3.html |
| 経済産業省 | 震災に係る地域別鉱工業指数 (平成24年2月分速報) の試算値<br>*平成23年8月から毎月の鉱工業指数速報公表に合わせて提供を継続中 | 被災地域、被災地域以外                         |  |                                         | 経済産業省生産動態統計調査、鉱工業生産指数                               | 平成24年3月30日<br>( http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h24/h4a1202eeu.pdf ) |                                                                                                                     |
|       | 津波浸水地域に所在する鉱工業事業所 (59事業所) の生産額試算値 (前年同月比)                            | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6件の沿岸部62市町村 |  |                                         | 経済産業省生産動態統計調査                                       | 平成24年3月14日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h24/h4a1201tnm.pdf )  |                                                                                                                     |
|       | 被災地域に所在する港からの輸出状況                                                    | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県                 |  |                                         | 貿易統計 (財務省)、鉱工業生産指数                                  | 平成23年12月8日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h23/h4a1112j2.pdf )   |                                                                                                                     |
|       | 震災後の個人消費の動向                                                          | 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄         |  |                                         | 家計調査 (総務省)、消費者物価指数 (総務省)、消費動向調査 (内閣府)、商業動態統計調査、特定サー | 平成23年9月7日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h23/h4a1112j2.pdf )    |                                                                                                                     |

|  |                                                                     |                               |                |                                                                                              |
|--|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                                                     |                               |                | eki/pdf/h23/h4a1109j2.pdf )                                                                  |
|  | 震災による被災地域の製造業・商業の経済規模<br>(事業所数、従業者数、販売額、等)                          | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県   | 工業統計、商業統計      | 平成23年8月24日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_1_keizaikibo.pdf )          |
|  | 震災に係る津波の浸水地域に立地する製造業の事業所<br>(事業所数、従業者数、販売額、等)                       | 岩手県、宮城県、福島県                   | 工業統計           | 平成23年8月24日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_2_sinsuichiki_kogyo.pdf )   |
|  | 福島第一原発周辺の警戒地域、計画的避難区域、緊急時避難区域に立地する製造事業所及び商業事業所<br>(事業所数、従業者数、販売額、等) | 福島第一原発周辺の警戒地域、計画的避難区域、緊急時避難区域 | 工業統計、商業統計      | 平成23年8月24日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_3_hinanciki_kogyo.pdf )     |
|  | 震災による大型小売店、コンビニエンスストアへの影響 (全国、東北)                                   | 全国、東北地方                       | 商業動態統計調査       | 平成23年11月14日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2sk_topic2309.pdf ) |
|  | 震災による広告業への影響                                                        | 全国                            | 特定サービス産業動態統計調査 | 平成23年12月8日<br>(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/adve                          |



|                       |             |  |  |                |                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------|-------------|--|--|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |             |  |  |                | rtisement. pdf )                                                                                                                                                                          |
| 震災による物品賃貸（レンタル）への影響   | 全国          |  |  | 特定サービス産業動態統計調査 | 平成23年12月8日<br>( <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/rental.pdf">http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/rental.pdf</a> )                                     |
| 震災による遊園地・テーマパークへの影響   | 東日本・西日本     |  |  | 特定サービス産業動態統計調査 | 平成23年12月8日<br>( <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/themepark.pdf">http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/themepark.pdf</a> )                               |
| 海外現地法人の動向（震災前とその後）の比較 | 海外（海外の現地法人） |  |  | 海外現地法人四半期調査    | 平成23年9月26日<br>( <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-1/h23/pdf/h2c311aj.pdf">http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-1/h23/pdf/h2c311aj.pdf</a> ) |

注1) 総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを整理したデータ集を作成。  
注2) 人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

注3) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者からの情報収集結果を基に2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計。

注4) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者からの情報収集結果を基に2008年漁業センサス結果に乗じて集計。

注5) 被災県の主要な農林水産統計データを集約するとともに、地震・津波の規模・被害状況、農林水産業被害の規模、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響、農業・漁業経営体の被災・経営再開状況なども含め、東日本大震災に関して農林水産業の状況を概括。

注6) 農林水産省地方支分部局の職員が、平成24年3月11日時点における被災農地の復旧完了面積を関係機関からの情報収集を基に現地確認して把握。

注7) 上記の統計情報を用いた情報提供以外にも各府省は行政記録を用いて、被災状況の把握等についての情報提供を行っている。

資料22 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況 (平成24年5月9日現在)

| 災害種別 | 人的被害(人) |       |     |      | 建物被害(戸) |        |     |       |       |        |        |       |       |      | その他(箇所) |      |      |     |  |
|------|---------|-------|-----|------|---------|--------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|-------|------|---------|------|------|-----|--|
|      | 死者      | 行方不明者 | 重傷者 | 軽傷者  | 全壊      | 半壊     | 流失  | 全焼    | 半焼    | 床上浸水   | 床下浸水   | 一部損壊  | 非住家被害 | 道路損壊 | 橋梁被害    | 山崖崩れ | 堤防決壊 | 鉄軌道 |  |
| 北海道  | 1       |       |     | 3    |         |        | 4   |       |       | 329    | 545    | 7     | 469   |      |         |      |      |     |  |
| 青森   | 3       | 1     | 24  | 85   | 306     | 701    |     |       |       |        |        | 835   | 1362  | 2    |         |      |      |     |  |
| 岩手   | 4671    | 1222  | *   | 200  | 20189   | 4688   | 15  | 1761  | 323   | 323    | 323    | 8217  | 4776  | 30   | 4       | 6    |      |     |  |
| 宮城   | 9516    | 1581  | *   | 4136 | 84940   | 147613 | 135 | 15474 | 12852 | 217875 | 33607  | 33607 | 33607 | 390  | 29      | 51   |      |     |  |
| 秋田   |         |       | 4   | 8    |         |        |     |       |       |        |        | 3     | 3     | 9    |         |      | 45   | 26  |  |
| 山形   | 2       |       | 8   | 21   | 37      | 80     |     |       |       |        |        |       |       | 21   |         | 29   |      |     |  |
| 福島   | 1605    | 214   | 20  | 162  | 20573   | 67926  | 77  | 3     | 1054  | 339    | 155139 | 1116  | 187   | 3    | 9       |      |      |     |  |
| 茨城   | 24      | 1     | 33  | 676  | 2728    | 24393  | 31  | 1772  | 771   | 182224 | 16314  | 16314 | 307   | 41   |         |      |      |     |  |
| 栃木   | 4       |       | 7   | 127  | 260     | 2098   |     |       |       |        |        | 70252 | 295   | 257  |         | 40   |      | 2   |  |
| 群馬   | 1       |       | 13  | 25   | 38      | 7      |     |       |       |        |        | 17246 |       | 36   |         | 9    |      |     |  |
| 埼玉   |         |       | 6   | 36   | 24      | 194    | 1   | 1     | 1     | 1      | 1800   | 33    | 160   |      |         |      |      |     |  |
| 千葉   | 20      | 2     | 25  | 226  | 798     | 9985   | 15  | 157   | 725   | 51439  | 660    | 660   | 2343  |      |         | 55   |      | 1   |  |
| 東京   | 7       |       | 14  | 76   |         | 11     | 3   |       |       |        | 257    | 20    | 13    |      |         | 3    |      |     |  |
| 神奈川  | 4       |       | 17  | 117  |         | 39     |     |       |       |        | 445    | 13    | 162   | 1    | 3       |      |      |     |  |
| 新潟   |         |       |     | 3    |         |        |     |       |       |        |        | 17    | 9     |      |         |      |      |     |  |
| 山梨   |         |       |     | 2    |         |        |     |       |       |        |        | 4     |       |      |         |      |      |     |  |
| 長野   |         |       |     | 1    |         |        |     |       |       |        |        |       |       |      |         |      |      |     |  |
| 岐阜   |         |       |     |      |         |        |     |       |       |        |        |       |       |      |         |      |      |     |  |
| 静岡   |         |       | 1   | 2    |         |        |     |       |       |        | 5      | 13    | 9     |      |         |      |      |     |  |
| 三重   |         |       |     | 1    |         |        |     |       |       | 2      |        | 9     |       |      |         |      |      |     |  |
| 徳島   |         |       |     |      |         |        |     |       |       | 2      | 9      |       |       |      |         |      |      |     |  |
| 高知   |         |       |     | 1    |         |        |     |       |       | 2      | 8      |       |       |      |         |      |      |     |  |
| 合計   | 15858   | 3021  |     | 6080 | 129855  | 257739 | 281 | 20553 | 15578 | 705773 | 58695  | 3918  | 78    | 205  | 45      | 29   |      |     |  |

※ 警察庁緊急災害警備本部の公表資料に基づいて作成。  
 ※ 未確認情報を含む。  
 ※ 以下の表に掲げる地震による被害を含む。

| 発生日    | 震源     |
|--------|--------|
| 平成23年  |        |
| 4月7日   | 宮城県沖   |
| 4月11日  | 福島県浜通り |
| 4月12日  | 福島県浜通り |
| 5月22日  | 千葉県北東部 |
| 7月25日  | 福島県沖   |
| 7月31日  | 福島県沖   |
| 8月12日  | 福島県沖   |
| 8月19日  | 福島県沖   |
| 9月10日  | 茨城県北部  |
| 10月10日 | 福島県沖   |
| 11月20日 | 茨城県北部  |
| 平成24年  |        |
| 2月19日  | 茨城県北部  |
| 3月1日   | 茨城県沖   |

## 資料23 法第33条に基づく調査票情報の提供(平成23年度)

| 区分                       | 33条第1号 |        |     | 33条第2号 |          |          |           |
|--------------------------|--------|--------|-----|--------|----------|----------|-----------|
|                          |        | 統計の作成等 | 名簿  |        | 公的機関(1号) | 調査研究(2号) | 特別な事由(3号) |
| <b>総務省</b>               | 527    | 406    | 121 | 40     | 6        | 34       | 0         |
| 国勢調査(※)                  | 139    | 138    | 1   | 2      | 1        | 1        | 0         |
| 住宅・土地統計(※)               | 27     | 27     | 0   | 4      | 2        | 2        | 0         |
| 労働力調査(※)                 | 55     | 55     | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 小売物価統計(※)                | 29     | 29     | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 家計調査(※)                  | 11     | 11     | 0   | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 科学技術研究調査(※)              | 6      | 5      | 1   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 就業構造基本調査(※)              | 5      | 5      | 0   | 5      | 1        | 4        | 0         |
| 全国消費実態調査(※)              | 7      | 7      | 0   | 12     | 1        | 11       | 0         |
| 全国物価統計(※)                | 1      | 1      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 社会生活基本調査(※)              | 0      | 0      | 0   | 7      | 1        | 6        | 0         |
| 経済センサス-基礎調査(事業所・企業統計)(※) | 241    | 122    | 119 | 2      | 0        | 2        | 0         |
| サービス業基本調査                | 2      | 2      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| サービス産業動向調査               | 2      | 2      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 家計消費状況調査                 | 2      | 2      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 全国単身世帯収支調査               | 0      | 0      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 貯蓄動向調査                   | 0      | 0      | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| <b>財務省</b>               | 11     | 10     | 1   | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 法人企業統計(※)                | 11     | 10     | 1   | 3      | 0        | 3        | 0         |
| <b>文部科学省</b>             | 167    | 163    | 4   | 5      | 0        | 5        | 0         |
| 学校基本調査(※)                | 153    | 152    | 1   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 学校保健統計(※)                | 2      | 1      | 1   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 社会教育調査(※)                | 3      | 2      | 1   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 学校教員統計(※)                | 5      | 5      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 全国イノベーション調査              | 0      | 0      | 0   | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 体育・スポーツ施設現況調査            | 1      | 0      | 1   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 体力・運動能力調査                | 2      | 2      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方教育費調査                  | 1      | 1      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| <b>厚生労働省</b>             | 1,217  | 1,193  | 24  | 91     | 6        | 82       | 3         |
| 人口動態調査(※)                | 755    | 753    | 2   | 29     | 6        | 23       | 0         |
| 毎月勤労統計(全国調査・地方調査)(※)     | 3      | 3      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 薬事工業生産動態統計(※)            | 36     | 36     | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 医療施設調査(※)                | 52     | 52     | 0   | 5      | 0        | 4        | 1         |
| 患者調査(※)                  | 7      | 7      | 0   | 6      | 0        | 6        | 0         |
| 賃金構造基本統計(※)              | 39     | 39     | 0   | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 国民生活基礎調査(※)              | 43     | 23     | 20  | 12     | 0        | 11       | 1         |
| 21世紀出生児縦断調査              | 1      | 1      | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 医師・歯科医師・薬剤師調査            | 54     | 54     | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 医療扶助実態調査                 | 0      | 0      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 医療給付実態調査                 | 2      | 2      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 介護サービス施設・事業所調査           | 20     | 20     | 0   | 4      | 0        | 3        | 1         |
| 介護給付費実態調査                | 0      | 0      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 国民健康・栄養調査                | 49     | 49     | 0   | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 雇用均等基本調査                 | 0      | 0      | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 雇用動向調査                   | 1      | 1      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 社会医療診療行為別調査              | 0      | 0      | 0   | 5      | 0        | 5        | 0         |
| 社会福祉施設等調査                | 37     | 37     | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 社会保障実態調査                 | 0      | 0      | 0   | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 社会保障生計調査                 | 0      | 0      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 受療行動調査                   | 0      | 0      | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 循環器疾患基礎調査                | 0      | 0      | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 全国家庭動向調査                 | 0      | 0      | 0   | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 地域保健・健康増進事業報告            | 19     | 19     | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 中高年者縦断調査                 | 0      | 0      | 0   | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 派遣労働者実態調査                | 1      | 1      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 病院報告                     | 49     | 49     | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 福祉行政報告例                  | 1      | 1      | 0   | 0      | 0        | 0        | 0         |

| 区分                    | 33条第1号       |              |            | 33条第2号     |           |            |           |
|-----------------------|--------------|--------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
|                       |              | 統計の作成等       | 名簿         |            | 公的機関(1号)  | 調査研究(2号)   | 特別な事由(3号) |
| 平成12年介護サービス世帯調査       | 0            | 0            | 0          | 1          | 0         | 1          | 0         |
| 労使関係総合調査(労働組合基礎調査)    | 47           | 45           | 2          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 労働争議統計                | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| <b>農林水産省</b>          | <b>18</b>    | <b>16</b>    | <b>2</b>   | <b>7</b>   | <b>6</b>  | <b>1</b>   | <b>0</b>  |
| 農林業センサス(※)            | 0            | 0            | 0          | 6          | 5         | 1          | 0         |
| 漁業センサス(※)             | 0            | 0            | 0          | 1          | 1         | 0          | 0         |
| 牛乳乳製品統計(※)            | 10           | 10           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 作物統計(※)               | 3            | 3            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 木材統計(※)               | 1            | 0            | 1          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 農業経営統計(※)             | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 内水面漁業生産統計             | 3            | 2            | 1          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| <b>経済産業省</b>          | <b>628</b>   | <b>550</b>   | <b>78</b>  | <b>1</b>   | <b>0</b>  | <b>1</b>   | <b>0</b>  |
| 工業統計(※)               | 460          | 401          | 59         | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 経済産業省生産動態統計(※)        | 13           | 10           | 3          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 商業統計(※)               | 31           | 19           | 12         | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 商業動態統計(※)             | 23           | 23           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| ガス事業生産動態統計(※)         | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 特定サービス産業実態調査(※)       | 5            | 4            | 1          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 経済産業省特定業種石油等消費動態統計(※) | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 経済産業省企業活動基本調査(※)      | 25           | 25           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| エネルギー消費統計             | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 知的財産活動調査              | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 中小企業実態基本調査            | 1            | 1            | 0          | 1          | 0         | 1          | 0         |
| 特定サービス産業動態統計          | 6            | 3            | 3          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 非鉄金属等需給動態統計           | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 海外事業活動基本調査            | 6            | 6            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 工場立地動向調査              | 53           | 53           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| <b>国土交通省</b>          | <b>79</b>    | <b>79</b>    | <b>0</b>   | <b>1</b>   | <b>0</b>  | <b>1</b>   | <b>0</b>  |
| 港湾調査(※)               | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 建築着工統計(※)             | 4            | 4            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 建設工事受注動態統計(※)         | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 法人土地統計(※)             | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 空家実態調査                | 2            | 2            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 住生活総合調査(住宅需要実態調査)     | 13           | 13           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 住宅市場動向調査              | 3            | 3            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 全国貨物純流動調査             | 3            | 3            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 全国都市交通特性調査            | 6            | 6            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 大都市交通センサス             | 2            | 2            | 0          | 1          | 0         | 1          | 0         |
| 東京都市圏パーソントリップ調査       | 13           | 13           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 中京都市圏パーソントリップ調査       | 2            | 2            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 京阪神都市圏パーソントリップ調査      | 8            | 8            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 宿泊旅行統計調査              | 17           | 17           | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 旅行・観光消費動向調査           | 2            | 2            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| 訪日外国人消費動向調査           | 1            | 1            | 0          | 0          | 0         | 0          | 0         |
| <b>合計</b>             | <b>2,647</b> | <b>2,417</b> | <b>230</b> | <b>148</b> | <b>18</b> | <b>127</b> | <b>3</b>  |
| (参考) 内訳(提供先)          |              |              |            |            |           |            |           |
| 国                     | 193          | 152          | 41         | 4          | 1         | 3          | 0         |
| 地方公共団体                | 2,344        | 2,169        | 175        | 2          | 1         | 1          | 0         |
| 大学                    | 39           | 38           | 1          | 119        | 10        | 107        | 2         |
| 独法等その他                | 71           | 58           | 13         | 23         | 6         | 16         | 1         |

注)区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計は、基幹統計であることを示す。

資料24 オーダーメイド集計の対象統計調査

| 府省名      | 統計調査名              | 提供対象                           | 平成23年度 |          | 平成22年度 |          |
|----------|--------------------|--------------------------------|--------|----------|--------|----------|
|          |                    |                                | 統計調査数  | 年次単位の提供数 | 統計調査数  | 年次単位の提供数 |
| 内閣府      |                    |                                | 3      | 16       | 3      | 12       |
|          | 法人企業景気予測調査(財務省と共管) | 平成16年4～6月期以降の各調査期              | 1      | 7        | 1      | 6        |
|          | 企業行動に関するアンケート調査    | 平成18年度～平成22年度                  | 1      | 5        | 1      | 3        |
|          | 消費動向調査             | 平成19年度～平成22年度                  | 1      | 4        | 1      | 3        |
| 総務省      |                    |                                | 8      | 52       | 8      | 36       |
|          | 国勢調査               | 平成2年、7年、12年、17年                | 1      | 4        | 1      | 4        |
|          | 労働力調査              | 平成元年1月～平成22年12月(月次調査)          | 1      | 22       | 1      | 20       |
|          | 家計消費状況調査           | 平成14年1月～平成22年12月(月次調査)         | 1      | 9        | 1      | 2        |
|          | 住宅・土地統計調査          | 平成5年、10年、15年、20年               | 1      | 4        | 1      | 2        |
|          | 就業構造基本調査           | 平成4年、9年、14年、19年                | 1      | 4        | 1      | 2        |
|          | 社会生活基本調査           | 平成3年、8年、13年、18年                | 1      | 4        | 1      | 1        |
|          | 家計調査               | 平成17年1月～平成20年12月(月次調査)         | 1      | 4        | 1      | 4        |
| 全国消費実態調査 | 平成16年              | 1                              | 1      | 1        | 1      |          |
| 財務省      |                    |                                | 2      | 35       | 2      | 33       |
|          | 法人企業景気予測調査(内閣府と共管) | 平成16年4～6月期以降の各調査期              | 1      | 7        | 1      | 6        |
|          | 年次別法人企業統計調査        | 昭和58年度以降の各調査年度                 | 1      | 28       | 1      | 27       |
| 文部科学省    |                    |                                | 1      | 3        | 1      | 2        |
|          | 学校基本調査             | 平成20年度～22年度                    | 1      | 3        | 1      | 2        |
| 厚生労働省    |                    |                                | 5      | 9        | 3      | 4        |
|          | 賃金構造基本統計調査         | 平成18年～20年                      | 1      | 3        | 1      | 2        |
|          | 人口動態調査(出生票、死亡票)    | 平成19年、20年                      | 1      | 2        | 1      | 1        |
|          | 毎月勤労統計調査(特別調査)     | 平成21年、22年                      | 1      | 2        | 1      | 1        |
|          | 医療施設(静態)調査         | 平成20年                          | 1      | 1        | 0      | 0        |
|          | 患者調査               | 平成20年                          | 1      | 1        | 0      | 0        |
| 農林水産省    |                    |                                | 3      | 6        | 3      | 5        |
|          | 農林業センサス            | 平成17年、22年                      | 1      | 2        | 1      | 1        |
|          | 漁業センサス             | 平成15年、20年                      | 1      | 2        | 1      | 2        |
|          | 海面漁業生産統計調査         | 平成19～20年                       | 1      | 2        | 1      | 2        |
| 経済産業省    |                    |                                | 1      | 3        | 0      | 0        |
|          | 経済産業省企業活動基本調査      | 平成20年度調査～22年度調査(19年度実績～21年度実績) | 1      | 3        | 0      | 0        |
| 国土交通省    |                    |                                | 1      | 2        | 1      | 1        |
|          | 建築着工統計調査           | 平成21年4月～平成23年3月(月次調査)          | 1      | 2        | 1      | 1        |
| 計        |                    |                                | 23     | 119      | 20     | 87       |

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

|              |                  |                  |   |   |   |   |
|--------------|------------------|------------------|---|---|---|---|
| (参考)<br>日本銀行 |                  |                  | 1 | 7 | 1 | 6 |
|              | 短観(全国企業短期経済観測調査) | 平成16年3月調査以降の各調査期 | 1 | 7 | 1 | 6 |

資料25 匿名データの対象統計調査

| 府省名   | 統計調査名     | 提供対象                      | 平成23年度 |          | 平成22年度 |          |
|-------|-----------|---------------------------|--------|----------|--------|----------|
|       |           |                           | 統計調査数  | 年次単位の提供数 | 統計調査数  | 年次単位の提供数 |
| 総務省   |           |                           | 5      | 33       | 4      | 13       |
|       | 全国消費実態調査  | 平成元年、6年、11年、16年           | 1      | 4        | 1      | 4        |
|       | 社会生活基本調査  | 平成3年、8年、13年、18年           | 1      | 4        | 1      | 3        |
|       | 就業構造基本調査  | 平成4年、9年、14年               | 1      | 3        | 1      | 3        |
|       | 住宅・土地統計調査 | 平成5年、10年、15年              | 1      | 3        | 1      | 3        |
|       | 労働力調査     | 平成元年1月～平成19年12月<br>(月次調査) | 1      | 19       | 0      | 0        |
| 厚生労働省 |           |                           | 1      | 1        | 0      | 0        |
|       | 国民生活基礎調査  | 平成16年                     | 1      | 1        | 0      | 0        |
| 計     |           |                           | 6      | 34       | 4      | 13       |

資料26 統計委員会委員名簿

(平成21年10月14日～平成23年10月13日)

|       |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 委員長   | 樋口 美雄  | 慶應義塾大学商学部教授                |
| 委員長代理 | 深尾 京司  | 一橋大学経済研究所教授                |
| 委員    | 縣 公一郎  | 早稲田大学政治経済学術院教授             |
|       | 阿藤 誠   | 早稲田大学人間科学学術院特任教授           |
|       | 安部 由起子 | 北海道大学大学院経済学研究科教授           |
|       | 井伊 雅子  | 一橋大学国際・公共政策大学院教授           |
|       | 宇賀 克也  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授          |
|       | 佐々木 常夫 | (株)東レ経営研究所特別顧問             |
|       | 首藤 恵   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授        |
|       | 椿 広計   | 統計数理研究所教授                  |
|       | 津谷 典子  | 慶應義塾大学経済学部教授               |
|       | 廣松 毅   | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 |
|       | 山本 拓   | 日本大学経済学部教授                 |

注) 役職は平成23年9月末時点

(平成23年10月14日～)

|       |         |                            |
|-------|---------|----------------------------|
| 委員長   | 樋口 美雄   | 慶應義塾大学商学部教授                |
| 委員長代理 | 深尾 京司   | 一橋大学経済研究所教授                |
| 委員    | 縣 公一郎   | 早稲田大学政治経済学術院教授             |
|       | 安部 由起子  | 北海道大学大学院経済学研究科教授           |
|       | 川本 裕子   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授        |
|       | 北村 行伸   | 一橋大学経済研究所教授                |
|       | 西郷 浩    | 早稲田大学政治経済学術院教授             |
|       | 白波瀬 佐和子 | 東京大学大学院人文社会系研究科教授          |
|       | 竹原 功    | (株)ニッセイ基礎研究所代表取締役社長        |
|       | 椿 広計    | 統計数理研究所教授                  |
|       | 津谷 典子   | 慶應義塾大学経済学部教授               |
|       | 中村 洋一   | 法政大学理工学部教授                 |
|       | 廣松 毅    | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 |

注) 役職は平成24年3月末時点

資料27 統計委員会臨時委員名簿

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 部会名                        | 委員名 |
| 平成24年3月31日現在臨時委員は任命されていない。 |     |

資料 28 統計委員会専門委員名簿

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 10 月 13 日)

| 部会名               | 委員名                                                                                                    |                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民経済計算<br>部会      | 井出 多加子 <sup>注1</sup><br>伊藤 恵子<br>岩本 康志<br>宇南山 卓<br>菅野 雅明<br>高木 新太郎<br>中村 洋一<br>野村 浩二<br>藤井 眞理子<br>宮川 努 | 成蹊大学経済学部教授<br>専修大学経済学部准教授<br>東京大学大学院経済学研究科教授<br>神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>J P モルガン証券(株)チーフエコノミスト<br>成蹊大学経済学部名誉教授<br>法政大学理工学部教授<br>慶應義塾大学産業研究所准教授<br>東京大学先端科学技術研究センター教授<br>学習院大学経済学部教授 |
| 人口・社会統計<br>部会     | 上記期間の開催なし                                                                                              |                                                                                                                                                                                 |
| 産業統計部会            | 井出 多加子 <sup>注1</sup><br>小針 美和<br>西郷 浩<br>菅 幹雄<br>納口 るり子<br>馬場 康維<br>本間 正義                              | 成蹊大学経済学部教授<br>(株)農林中金総合研究所主事研究員<br>早稲田大学政治経済学術院教授<br>法政大学経済学部教授<br>筑波大学大学院生命環境科学研究科教授<br>統計数理研究所名誉教授・特命教授<br>東京大学大学院農学生命科学研究科教授                                                 |
| サービス統計・<br>企業統計部会 | 上記期間の開催なし                                                                                              |                                                                                                                                                                                 |
| 統計基準部会            | 上記期間の開催なし                                                                                              |                                                                                                                                                                                 |
| 匿名データ部会           | 伊藤 伸介<br>稲葉 由之<br>黒田 祥子<br>安田 聖                                                                        | 明海大学経済学部専任講師<br>慶應義塾大学経済学部教授<br>早稲田大学教育・総合科学学術院准教授<br>一橋大学経済研究所名誉教授                                                                                                             |

注 1) 複数の部会に所属しているため、重複している。

注 2) 平成 23 年度中(4 月 1 日～10 月 13 日)に開催された部会に属された委員を記載。

注 3) 役職は、指名時点

注 4) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。



(平成 23 年 10 月 14 日～平成 24 年 3 月 31 日)

| 部会名               | 委員名                                               |                                                                                                                          |
|-------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民経済計算<br>部会      | 上記期間の開催なし                                         |                                                                                                                          |
| 人口・社会統計<br>部会     | 原 ひろみ<br>水野谷 武志                                   | 労働政策研究・研修機構副主任研究員<br>北海学園大学経済学部教授                                                                                        |
| 産業統計部会            | 上記期間の開催なし                                         |                                                                                                                          |
| サービス統計・<br>企業統計部会 | 家 泰弘<br>岩下 真理<br>重川 純子<br>長岡 貞男<br>鷺谷 いづみ<br>渡辺 努 | 東京大学物性研究所教授<br>SMB C 日興証券(株)チーフマーケットエコノミスト<br>埼玉大学教育学部教授<br>一橋大学イノベーション研究センター教授<br>東京大学大学院農学生命科学研究科教授<br>東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 統計基準部会            | 上記期間の開催なし                                         |                                                                                                                          |
| 匿名データ部会           | 上記期間の開催なし                                         |                                                                                                                          |

注 1) 平成 23 年度中 (平成 23 年 10 月 13 日～平成 24 年 3 月 31 日) に開催された部会に属された委員を記載。

注 2) 役職は、指名時点

注 3) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料 29 統計委員会開催状況（第 44 回～第 54 回）

| 回数     | 開催年月日        | 審議事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 44 回 | 平 23. 4. 22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委員の発令等について</li> <li>・ 諮問第32号の答申「医療施設調査の変更について」</li> <li>・ 諮問第33号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」</li> <li>・ 諮問第34号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」</li> <li>・ 諮問第36号「農業経営統計調査の変更について」</li> <li>・ 部会の審議状況について</li> </ul>                                                |
| 第 45 回 | 平 23. 5. 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第16号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について」</li> <li>・ 諮問第37号「労働力調査に係る匿名データの作成について」</li> <li>・ 部会の審議状況について</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 第 46 回 | 平 23. 7. 8   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計法の施行状況について</li> <li>・ 部会の審議状況について</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 第 47 回 | 平 23. 7. 22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委員の発令等について</li> <li>・ 諮問第36号の答申「農業経営統計調査の変更について」</li> <li>・ 諮問第38号「建設工事統計調査の変更について」</li> <li>・ 部会の審議状況について</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 第 48 回 | 平 23. 8. 29  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第37号の答申「労働力調査に係る匿名データの作成について」</li> <li>・ 部会の審議状況について</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
| 第 49 回 | 平 23. 9. 22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度統計法施行状況に関する審議結果について</li> <li>・ 諮問第 38 号の答申「建設工事統計調査の変更について」</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 第 50 回 | 平 23. 10. 21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計委員会委員及び専門委員の発令について</li> <li>・ 委員長の互選及び委員長代理、部会長の指名等</li> <li>・ 今後の統計委員会の進め方について</li> <li>・ 諮問第39号「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」</li> <li>・ 諮問第40号「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）について」</li> </ul>                                                       |
| 第 51 回 | 平 23. 11. 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委員の発令等について</li> <li>・ 諮問第41号「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」</li> <li>・ 部会の審議状況について（報告）</li> </ul>                                                                                                                                  |
| 第 52 回 | 平 23. 12. 16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委員の発令等について</li> <li>・ 諮問第42号「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について」</li> <li>・ 部会の審議状況について（報告）</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 第 53 回 | 平 24. 1. 20  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第39号の答申「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」</li> <li>・ 諮問第40号の答申「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）について」</li> <li>・ 諮問第41号の答申「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」</li> <li>・ 諮問第42号の答申「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について」</li> </ul> |
| 第 54 回 | 平 24. 3. 13  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第43号「社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について（諮問）」</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |

## 資料 30 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

### 「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会決定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

#### 附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料31 統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化）

（平成23年度実績等）

| 意見事項             | 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当府省名            | 内閣府（経済社会総合研究所国民計算部）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 平成21年度統計委員会意見の概要 | <p>基本計画に掲げられた事項を解決するためには、現行の推計方法・システムの部分的な改変ではなく、コモ法の拡充、三面推計による精度向上、93SNAの改定（2008SNA）への対応等を視野に入れた新しい推計方法の確立・システムの構築を図り、基本計画の実現に向けた取組を推進することが重要である。とりわけ、平成28年度に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに推計方法を確立することとされている年次推計については、早急に対応することが不可欠である。このため、内閣府は、以下の取組を実施すべきである。</p> <p>（i）新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成22年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計等に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計等の課題への対応促進のため、当該統計を所管する府省等との連携を強化する。</p> <p>（ii）推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。</p> |
| 平成22年度までの対応状況    | <p>○公的統計の整備に関する基本的な計画（以下、基本計画）の別表において、国民経済計算に関して41の課題が定められている。このうち、「新しい年次推計方法等の確立とシステム構築」に直接的に関係する5つの課題群（※）、その検討結果が間接的に反映される課題群に整理したうえで、それぞれ具体的な検討スケジュールを明らかにする工程表を作成した。</p> <p>○新しい年次推計の確立とシステムの構築に関する検討体制については、工程表の5つの課題群に対応したプロジェクトチーム及びプロジェクトリーダー等を明確化した。</p> <p>○国民経済計算における一次統計等の課題については、基本計画で示された各課題群について、国民経済計算における位置付け及び基礎統計の概要と課題を示した。</p> <p>※5つの課題群</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コモディティ・フロー法の拡充</li> <li>・経済センサス-活動調査への対応</li> <li>・三面推計による精度向上</li> <li>・供給・使用表による精度向上</li> <li>・2008SNAの導入等</li> </ul>                            |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成22年度審議結果における留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次統計等との連携強化に関する課題については、関係府省の協力が不可欠であることから、引き続き総務省が主催する関係府省の会議等の場を活用しながら、その解決に向けた取組を推進すること。特に、平成24年2月に実施予定の経済センサス-活動調査の結果を用いた推計が、これまでの推計と整合的に行われるよう、関係者間で十分に調整すること。</li> <li>・ コモ法に非市場産出を取り込むことの一環として研究開発（R&amp;D）を推計対象とすることについては、2008SNAにおいて、国際的な推計基準として掲げられており、諸外国の事例を参考にしつつ、R&amp;Dの調査部局と密接に協力して検討を進めること。</li> <li>・ 加工統計間の調整も重要であるので、引き続き、産業連関表の作成部局等とも密接に連携しながら、詳細な供給・使用表とX表（商品×商品表）からなる体系に移行すること等について関係者間で知見の共有を図りながら検討すること。</li> <li>・ 新たな年次推計方法の確立に向けて、専門的な知見が組織内で共有されるよう、次々回基準改定までの完成を目指して、可能なものからマニュアルを整備していくこと。</li> <li>・ 平成24年度以降においても体制の充実に努め、各プロジェクトチームが組織的・継続的に専門的な知見を蓄積し活用できるようにすること。また、三面推計の実現と供給・使用表（SUT）の導入等、相互に関係する課題群については、担当チーム間で密接に連携して対応すること。</li> </ul> |
| 平成23年度における取組実績     | <p>○プロジェクトチームごとに、この工程表の通り進めている。</p> <p>○具体的には、平成17年基準改定時に導入することとされた事項について、全て対応を行った。</p> <p>＜平成17年基準改定の具体例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有形固定資産ストックの推計方法の精緻化、及び固定資本減耗への時価評価の導入</li> <li>・ 自社開発ソフトウェアを投資として計上</li> <li>・ 公的、民間等の区分に関する分類基準の見直し</li> <li>・ 「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）」の導入</li> </ul> <p>○供給・使用表の導入、生産側QE、分配側QE等のその他の事項についても、引き続き検討を行った。詳細については、「I 基本計画の進捗状況【各府省の報告事項】」に記載したとおりである。</p> <p>○国民経済計算における一次統計等の課題については、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁と検討を行っている。</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 平成24年度以降の対処方針      | <p>○プロジェクトチームごとに、統計委員会におけるご議論も踏まえつつ、この工程表に基づき検討・作業を進めていく。</p> <p>○国民経済計算における一次統計等の課題については、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁とともに検討を進めていく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

資料32 統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用）

（平成23年度実績）

| 意見事項          | ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当府省名         | 総務省（統計局）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 統計委員会意見の概要    | <p>総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。</p> <p>その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 平成22年度までの対応状況 | <p>&lt;全体的事項について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年3月に整備方針を策定し、各府省に通知。整備方針中で、各府省において共通事業所・企業コードを保持・利活用すること、ビジネスレジスターにおける統計関係業務支援機能を整備すること、整備スケジュール等を定めたほか、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査を設定</li> <li>○ 総務省政策統括官（統計基準担当）が策定する「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成23年3月28日改正）に、共通事業所・企業コードの保持・利活用に係る規定の追加を依頼</li> <li>○ 平成23年4月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第3回）を開催し、今後の整備スケジュール等について確認</li> </ul> <p>&lt;行政記録情報の収録に向けた検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年12月に、厚生労働省の協力を得て労働保険情報の提供を受け、経済センサス活動調査名簿に活用。さらに、定期的な労働保険情報の取得に向け厚生労働省と調整中</li> <li>○ EDINET情報について、売上高等の財務諸表数値に関するデータの出力を行うとともに、財務省・金融庁と打合せを行い、利活用方法等について検討</li> </ul> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成22年度審議結果における留意事項 | <p>引き続き、整備方針に掲げている事項が着実に実現するよう、必要なリソースの確保等に留意しながら整備を進めることが望まれる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 平成23年度における取組実績     | <p>〈全体的事項について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年3月に策定した「整備方針」に基づき、平成24年度において運用試験を実施するためのシステム開発をおおむね終了</li> <li>○ 平成24年3月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第4回）を開催し、今後の整備スケジュールについて確認</li> </ul> <p>〈統計調査結果の収録に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先的に記録する統計調査結果について、ビジネスレジスターの基盤となるデータとの照合等を実施し、照合したデータへ共通事業所・企業コードを付番</li> </ul> <p>〈行政記録情報の収録に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省との調整の結果、平成23年7月以降、月次で労働保険情報を受領<br/>また、受領したデータについて分析を実施し、その結果を踏まえ、事業所の照会業務を検討し、試験的に実施</li> <li>○ 現在、商業・法人登記情報により新設法人に対して実施している照会業務については、実施方法の見直しを検討</li> <li>○ EDINET情報については、ビジネスレジスターの基盤となるデータとの照合等を実施。また、法人企業統計調査とビジネスレジスターの基盤となるデータの照合等を実施</li> </ul> |

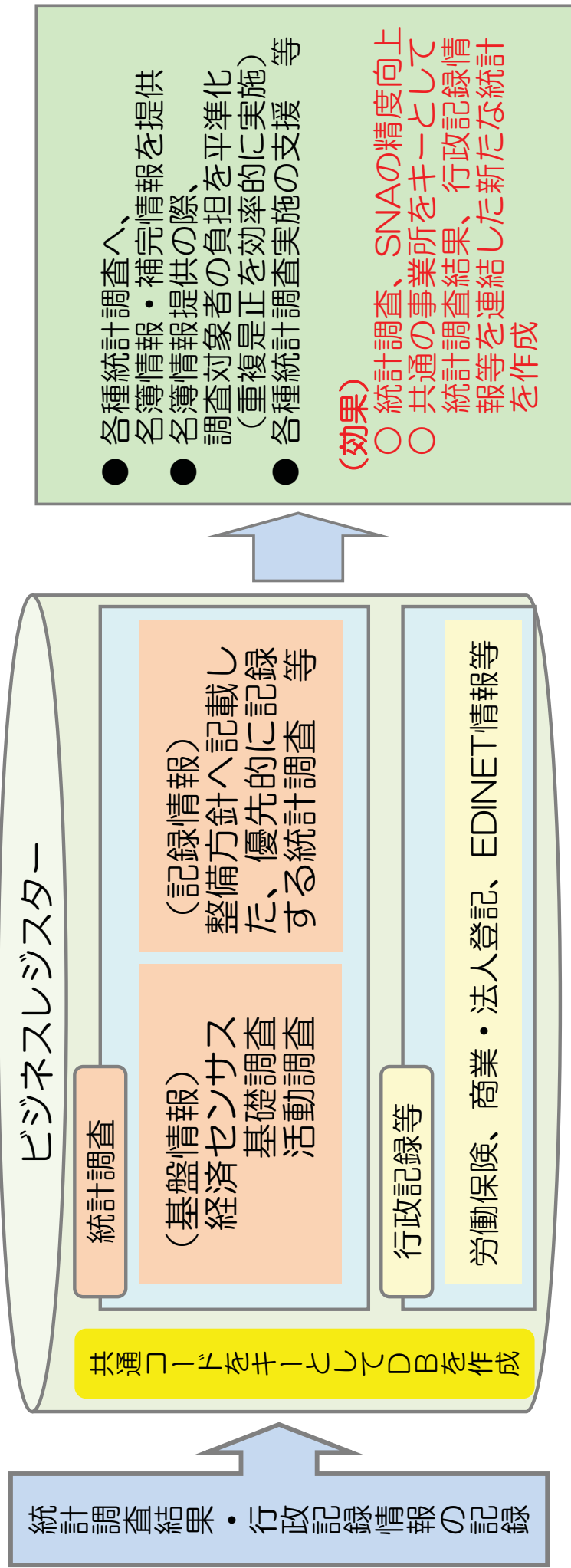
|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年度以降の対処方針 | <p>&lt;全体的事項について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運用試験を通じて、新システムの運用に向けた所要の準備を実施。運用試験の中で、事業所母集団データベースの基盤となるデータを作成</li> <li>○ 平成24年12月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第5回）を開催</li> <li>○ 運用試験結果を踏まえ、運用管理規程を決定し、これに基づき、事業所母集団データベースは、平成25年1月より本運用を開始<br/>また、同規程において、共通事業所・企業コード及び効率的な重複是正関連事務を明記</li> <li>○ 統計調査結果及び行政記録情報を活用した年次フレームを検討し、平成25年度第1四半期より提供を開始<br/>また、並行してビジネスレジスター内の収録情報を活用した統計の作成を検討</li> </ul> <p>&lt;統計調査結果の収録&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運用試験等を通じ、主要な統計調査結果について、収録試験を実施し、共通事業所・企業コードを活用した収録サイクルを確立</li> </ul> <p>&lt;行政記録情報の収録&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働保険情報について、平成24年5月以降、新設・廃業事業所への照会業務を実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用</li> <li>○ 商業・法人登記情報による照会業務について、労働保険情報に基づく照会業務で対象とした事業所との重複排除を実施した上で、年1回の照会業務として実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用</li> <li>○ EDINET情報について、ビジネスレジスターの整備情報として活用<br/>なお、ビジネスレジスターへの収録情報については、財務省と打合せを行い、法人企業統計調査への活用を検討</li> </ul> |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



# 資料33 ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）について

- 各種統計調査、行政記録情報へ共通事業所コードを付与し、それを基にデータベース化
- 世界の主要国において、既に産業統計の基盤として整備・運用中

我が国でも、新統計法第27条において、総務大臣が整備するデータベースとして新たに位置付け



## スケジュール概要

- ◇ 22年度 「整備方針」決定
- ◇ 23年度～ システム開発、データ収録等の準備
- ◇ 24年度 システム等の運用試験
- ◇ 25年1月 正式運用開始（予定）、7月～ 年次フレームの提供開始（予定）

## 事業所母集団データベースの整備方針

平成 23 年 3 月 25 日  
総務大臣決定

### 1 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

### 2 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

#### (1) 統計調査の実実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

#### (2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

#### (3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

#### (4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

### 3 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースには、各府省が上記の業務を効率的に実施することが可能となるよう、各府省別・各統計調査別の画面を設けるなど統計関係業務支援機能を備える。

#### 4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

##### (1) 統計調査結果の記録の手順

事業所母集団データベースの整備の基盤を確立させるため、当面、2(3)により提供された統計調査結果のうち、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、同データベースの整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先してその記録を進める。

- 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特に同データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記を踏まえ、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査については、当面別紙のとおりとし、その他の記録が必要な統計調査については運用管理規程において追加する。

##### (2) 記録する内容

事業所母集団データベースに記録する内容については、経済センサス - 基礎調査及び同活動調査（以下、単に「経済センサス」という。）の情報を基盤とし、経済センサス以外の統計調査については、経済センサスの調査項目と共通する項目を中心に記録する。また、その他各種統計調査の実施に資するよう、ニーズ等を踏まえ記録項目を追加する。

#### 5 行政記録情報等の活用

##### (1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記情報、労働保険情報、EDINET情報等の行政記録情報について、収録方法等の検討を行い、経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

##### (2) 民間情報の活用

プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報について、統計調査結果や行政記録情報を補完する情報として活用すべく検討を進める。また、各府省等が同データベースに記録されている情報をより有効に活用するといった観点から、地理空間情報の収録について検討を進める。

#### 6 整備スケジュール

事業所母集団データベースは、政府統計共同利用システムの一部として整備することとしており、平成25年1月からの運用開始を予定している。これに向けた平成23年度、平成24年度の主なスケジュールは以下のとおり。

##### 平成23年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施
- ・労働保険情報、EDINET情報等、各種行政記録情報について記録を開始
- ・事業所母集団データベースの具体的な事務に係る運用管理規程を策定 等

##### 平成24年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等により、事業所母集団データベースの試験運用を実施
- ・民間情報、地理空間情報等の収録を開始 等

総務省

経済センサス - 基礎調査  
経済センサス - 活動調査 (経済産業省と共管実施)  
サービス産業動向調査  
科学技術研究調査  
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査  
賃金構造基本統計調査  
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス (法人組織経営体)  
漁業センサス (法人組織経営体)

経済産業省

商業統計調査  
工業統計調査  
経済産業省企業活動基本調査  
特定サービス産業実態調査  
特定サービス産業動態統計調査  
エネルギー消費統計調査  
中小企業実態基本調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

資料34 統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備）

（平成23年度実績）

| 事 項 名              | ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当府省名              | 総務省、厚生労働省                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成22年度審議結果報告書の留意事項 | <p>企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 平成23年度の取組実績        | <p><b>【総務省】</b><br/> 雇用失業統計研究会において、少子高齢化の進展やワークライフバランスへの対応の観点からの検討を行い、その結論を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●労働力調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設した。</li> </ul> </li> <li>●平成24年就業構造基本調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更した。</li> <li>・育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設した。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【厚生労働省】</b><br/> 基本計画第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項のうち、「(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」について、上記留意事項を踏まえ、以下のとおり推進。</p> <p>（具体的な措置、方策等）</p> <p>○就業（就職及び離婚の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>○世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(1) 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。</p> <p>さらに、平成24年度においては、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。)</p> <p>(2) 厚生労働省が世帯に対して実施している3つの縦断調査において、次のような把握をし、集計を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21世紀出生児縦断調査は平成13年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等を把握し、集計を行っている。</li> <li>・ 21世紀成年者縦断調査は平成14年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等を把握し、集計を行っている。</li> <li>・ 中高年者縦断調査は平成17年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等を把握し、集計を行っている。</li> </ul> <p>上記に加え、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、21世紀出生児縦断調査では新たな標本の追加を行い、21世紀成年者縦断調査では新たな標本の追加について平成24年度に実施することとしている。</p> |
| 平成24年度以降の対処方針 | <p><b>【総務省】</b></p> <p>労働力調査については、平成25年1月からの新たな調査票への切替えに向けて、準備を進める。</p> <p>就業構造基本調査については、平成24年10月1日の円滑な調査実施に向けて、準備を進める。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>ワークライフバランスに関する事項については、関係する統計調査において、調査の企画の際に随時検討しているものであり、今後も必要に応じ対応を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

資料35 統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備）

（平成23年度実績）

| 事 項 名              | 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当府省名              | 総務省、厚生労働省                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 平成22年度審議結果報告書の留意事項 | <p>① 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。</p> <p>② 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。</p> <p>③ 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。</p> <p>④ 雇用・労働統計の「従業上の地位」に係る分類の在り方について、引き続き、統計基準として設定することの可否について検討すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 平成23年度の取組実績        | <p><b>【総務省】</b><br/>雇用失業統計研究会において、実労働時間のより適切な把握の観点からの検討を行い、その結論を踏まえて、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●労働力調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ILOの要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加した。</li> </ul> </li> <li>●就業構造基本調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割した。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【厚生労働省】</b><br/>基本計画第3公的統計の整備を推進するために必要な事項のうち、「(3) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」について、上記留意事項を踏まえ、以下のとおり推進。</p> <p>（具体的な措置、方策等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。</li> <li>○非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度まで</li> </ul> |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <p>の調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(1) 総務省と共同(「厚生労働統計の整備に関する検討会(厚生労働省主催)」及び「雇用失業統計研究会(総務省主催)」)で具体的課題の整理を行い、対応を検討した。</p> <p>総務省と緊密な情報交換を行い、第1回から第3回「雇用失業統計研究会」に参加し、労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容に関する論点整理に加わった。</p> <p>(2) 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理した。これを受けて、既存調査に加え、雇用構造調査において、毎年継続的に調査する事項(客観的基準に基づいた就業形態別の労働者割合等)と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査する予定。</p> |
| <p>平成24年度以降の対処方針</p> | <p><b>【総務省】</b></p> <p>労働力調査については、平成25年1月からの新たな調査票への切替えに向けて、準備を進める。</p> <p>就業構造基本調査については、平成24年10月1日の円滑な調査実施に向けて、準備を進める。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>同一企業内の就業形態転換について既存統計の中での捕捉可能性について検討を行ったところ、同一企業内の就業形態転換の詳細については、当省の既存統計では十分なサンプルを確保できる見込みがないと思われる。</p>                                                                                                                                                          |



資料36 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）

（平成23年度実績）

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事項名                | オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 担当府省名              | 各府省等、総務省政策統括官（統計基準担当）部局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 平成22年度審議結果報告書の留意事項 | <p>1 二次的利用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 匿名データに関しては、提供を開始あるいは準備している統計調査はまだ少ないことから、各府省は、比較的匿名データの作成が容易と考えられる世帯・個人を対象とした統計調査を中心とするなど、利用者のニーズを踏まえつつ、対象となる統計調査の拡大を図る必要がある。</li> <li>○ 海外の研究者からの相談への対応やデータの保管・管理等における秘密保護措置の確認等、検討すべき課題も多いことから、二次的利用の利用目的の範囲についての検討と併せ、これらの課題の解決方法も検討することが望まれる。</li> </ul> <p>2 二次的利用及び調査票情報の利用に係る課題の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）における「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会 報告書」（平成23年3月）の中で、政府統計データの活用を推進する方策の検討が指摘され、また、「国民の声」規制・制度改革集中受付においても政府統計情報の二次活用の促進が提案されている。さらに、日本学術会議においても、大規模研究計画の一つとして社会科学統合データベース・ソリューション網の検討が進められていることなどから、これらの動きにも十分留意しつつ、研究会での検討を進めること。</li> <li>○ 研究会の検討スケジュールが、平成24年3月に1次報告書、平成25年3月に2次報告書、その後にアーカイブ等の残された課題の検討となっていることから、検討結果が今後の基本計画の見直しに反映できるように配慮すること。</li> </ul> |
| 平成23年度の取組実績        | <p><b>【総務省】</b></p> <p>(1) オーダーメイド集計<br/>         オーダーメイド集計については、住宅・土地統計調査等の対象年次の拡大を行うとともに、家計調査については「品目分類」の、全国消費実態調査については「品目編」、「購入先編」等の集計区分の拡充を行った。</p> <p>(2) 匿名データ<br/>         労働力調査（基礎調査票）の匿名データについては、統計委員会の「諮問第37号の答申 労働力調査に係る匿名データの作成について」（平成23年8月29日付け 府統委第101号）に基づき、平成元年から19年までの月次データの提供を開始。<br/>         社会生活基本調査の匿名データについては、「諮問第13号の答申」（平成21年3月9日付け 府統委第22号）に基づき、18年調査の提供を開始。<br/>         また、国勢調査の匿名データの作成についての検討を開始。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

(1) オーダーメイド集計

- ①新規2調査の追加（医療施設（静態）調査、患者調査）
- ②既に実施の3調査で年次拡大（人口動態調査（出生票、死亡票）、毎月勤労統計調査（特別調査票）、賃金構造基本統計調査（個人票））
- ③上記①②いずれも集計可能なクロス表の次元数を拡大（毎月勤労統計調査（特別調査票）については平成24年4月1日より拡大）

(2) 匿名データ

平成16年国民生活基礎調査の提供開始

**【農林水産省】**

(1) オーダーメイド集計

年度計画を定め21年度から取組を開始し、23年度は農林業センサス、漁業センサス及び海面漁業生産統計調査については対応可能。

(2) 匿名データ

匿名データの提供については、総務省の行う「統計ニーズに係るアンケート」結果や他省庁が世帯系の調査で先行していることを考慮し、2010年農林業センサスについて、23年度から他省庁の先行事例を参考に所要の検討（匿名化の手法等）を開始。

**【経済産業省】**

(1) オーダーメイド集計

平成23年5月より「平成21年経済産業省企業活動基本調査（20年度実績）」について申請の受付を開始。同年11月には、対象年次に平成20年（19年度実績）、22年（21年度実績）を追加した。

(2) 匿名データ

事業所や企業を対象とした当省所管の統計調査について、試行的に作成した匿名データを用いて、匿名性・有用性の確保などの観点から、カテゴリー化による匿名化処理の高度化などの技術的な検証を行い、試行匿名データに基づく集計と公表統計表とを比較検証した。その結果、匿名化を施した調査項目以外の調査項目を2変数以上組み合わせた場合の試行匿名データの集計結果は、特定のセルにデータが集中してしまうなど、公表統計表の値と大きく異なることが判明し、分析用データとして有効であるとは考えられないとの結論が得られた。

**【日本銀行】**

全国企業短期経済観測調査（短観）のオーダーメイド集計の募集を実施（受付期間：平成23年4月1日から5月11日。提供対象時期：平成16年3月調査以降の各調査期）。

**【総務省政策統括官（統計基準担当）部局】**

- オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供等、統計データの二次的利用の推進に関しては、有識者からなる「統計データの二次的利用促進に係る研究会」を開催して検討を行い、統計データの二次的利用の促進に向けて、二次的利用の対象となる統計調査の拡大

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>等の一定の結論を得た。</p> <p>また、上記の議論等に活用するため、シンクタンク等の民間企業から統計データの二次的利用に関する意見を聴取するとともに、国内外の政府統計機関等による取組事例についての情報収集を実施した。</p> <p>○ 平成22年度末に改正した「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の施行に当たっての所要の調整・支援を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 平成24年度以降の対処方針 | <p><b>【総務省】</b></p> <p>(1) オーダーメイド集計<br/>       オーダーメイド集計については、経年に伴う年次追加を行うとともに、全国消費実態調査については遡及の拡大を検討する。また、昭和分の提供についても検討。</p> <p>(2) 匿名データ<br/>       匿名データについては、国勢調査（平成12、17年）の匿名データ（世帯単位、地域単位）を平成25年の早期に提供する。<br/>       また、「諮問第13号の答申」（平成21年3月9日付け府統委第22号）及び「諮問第37号の答申」（平成23年8月29日付け府統委第101号）における各「今後の課題」については、引き続き検討する。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>(1) オーダーメイド集計<br/>       利用者の要望等を踏まえながら、実施調査の提供年次拡大を進めていく。</p> <p>(2) 匿名データ<br/>       平成16年国民生活基礎調査における匿名データ作成時の諮問答申において「今後の課題」とされた事項について検討を進めるとともに、利用者の要望等を踏まえながら、提供年次拡大に向けた取組を行う。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>(1) オーダーメイド集計<br/>       24年度中に木材統計調査、25年度中に農業経営統計調査について対応を予定。</p> <p>(2) 匿名データ<br/>       匿名データの提供については、2010年農林業センサスにおいて25年度までに匿名化の可能性を検証。</p> <p><b>【経済産業省】</b></p> <p>(1) オーダーメイド集計<br/>       引き続き対象年次等のデータ提供範囲の拡大に努める。</p> <p>(2) 匿名データ作成・提供<br/>       事業所や企業を対象とした調査は、データの匿名化が難しいことに加え、平成23年度の実施取組において、試行的に作成した匿名データによる分析結果の有効性には問題があるとの結論に至ったことから、平成24年度以降の匿名データの作成・提供については、「実施</p> |

しない」こととする。

**【日本銀行】**

平成24年度についても、短観のオーダーメイド集計の募集を実施する予定。

**【総務省政策統括官（統計基準担当）部局】**

引き続き、国民等の統計データの二次的利用に関する意見等の把握に努めるとともに、統計データの二次的利用促進に向けての取組を推進する。

資料37 統計委員会における審議結果への対応状況(統計職員等の人材の育成・確保)各府省一覧表

| 府省名   | 統計部局における大学等との人事交流の要請(相手先派遣者数、受入者数等)              | 統計部局の主催する統計関係の研究会等(統計委員会等を含む。)への外部有識者の活用実績                                                | 統計部局職員による学会の大会等への参加実績、論文の発表実績                                                                                                                                                                                                                                                    | 統計部局職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の履修等の活用実績 | 統計部局における統計関係研修・セミナー等の実施状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 総務省統計研修所の研修受講実績                                                        | その他、統計部局職員としての人材育成に関する取組がある場合、その取組実績を記載して下さい                                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人事院   | 無                                                | 無                                                                                         | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                | 無                                             | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無                                                                      | 副査・情報等の管理担当者研修受講                                                                                                                                                                            |
| 内閣府   | 無                                                | 無                                                                                         | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                | 無                                             | 【国内研修】<br>計量経済分析(入門コース)、計量経済分析(基本コース)、経済分析等に役立つExcel技能①、Eviews入門研修、国民経済計算(93SNA)入門、Stata入門研修①、SASシステム研修、EViews入門研修(オンライン)、国際会議のための英語スキル向上研修、Eviews研修(中級)、経済分析等に役立つExcel技能研修②、Stata入門研修②、計量経済分析(計量経済モデル)、国民経済計算(SNA)、SNA統計研修(注:②外国人研修の3と同研修)、職業動向研修、季節調整法研修、マクロ経済と経済政策に関する「入門セミナー」<br>【外国人研修】<br>経済政策セミナー-CJCA招聘等、SNA統計研修(研修所直轄招聘)<br>延べ受講者数:455人<br>上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:6人 | 無                                                                      | 内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日)内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標・管理項目の必須事項とするともに、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行うとした。                                                                                |
| 審察庁   | 無                                                | 無                                                                                         | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                | 無                                             | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無                                                                      | 国立大学法人総合研究大学院大学主権研修で<br>ある「統計と社会」へ職員を研修派遣。                                                                                                                                                  |
| 総務省   | 派遣:大学・准教授1名、<br>財団法人・研究員1名<br>受入:大学・客員教授10名      | ①対象となる研究会等の数:8<br>②参加している外部有識者数(延べ人数):40人(うち統計委員会委員は専門委員7人)<br>③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:2人    | 学会名(参加者数):日本人人口学会(13名、2名)、<br>地理情報システム学会(2名)、日本統計学会研究集会(2名)、<br>日本経済学会秋季大会(1名)、近畿算数・数学教育研究集会(2名)、第8回統計の方法論ワークショップ(3名)、<br>日本統計学会春季集会(1名)、人口学会地域部会(1名)                                                                                                                            | 無                                             | 本科、専科(調査設計、人口推計、経済予測、PCを用いた統計入門(年4回)、PCを用いた統計分析(年2回)、国民・県民経済計算(年2回)、産業連関表の構造と分析)、特別講座(中央研修(6課程)、通信研修、地方研修)<br>延べ受講者数:988人<br>上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:90人                                                                                                                                                                                                                       | 本科、専科(調査設計、人口推計、経済予測、PCを用いた統計入門、PCを用いた統計分析、中央研修等)受講者数53名(統計局49、統計研修所4) |                                                                                                                                                                                             |
| 財務省   | 無                                                | 無                                                                                         | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                | 無                                             | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無                                                                      | 無                                                                                                                                                                                           |
| 厚生労働省 | 無                                                | ①対象となる研究会等の数:1<br>②参加している外部有識者数(延べ人数):20人<br>③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:0人                      | 学会名(参加者数):日本人人口学会(1人)、経済統計学会関東支部定例研究集会(2人)、2011年度統計関連学会連合大会(6人)、経済統計学会全国大会(3人)、東京大学ワークショップ(7人)、神戸大学ワークショップ(1人)、統計数理研究所研究集会(3人)、<br>経済学会(専攻修集(1人)、日本人口学会(1名)、経済統計学会全国支部定例研究集会(1名)、2011年度統計関連学会連合大会(3名)、経済統計学会全国大会(1名)、東京大学ワークショップ(1名)、神戸大学ワークショップ(1名)、統計数理研究所研究集会(2名)、一橋大学訪問会(1名) | 無                                             | 統計基礎コース(転入者、統計基礎コース(新規採用者)、統計業務コース、統計活用コース、統計理論コース、旧トピックス研修)<br>延べ受講者数:135人<br>上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:1人                                                                                                                                                                                                                                                                      | 本科、専科(調査設計、PCを用いた統計入門、PCを用いた統計分析、中央研修等)受講者数409名<br>【通信研修】統計調査基礎課程 1名   | 無                                                                                                                                                                                           |
| 農林水産省 | 無                                                | ①対象となる研究会等の数:1<br>②参加している外部有識者数(延べ人数):20人<br>③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:0人                      | 無                                                                                                                                                                                                                                                                                | 無                                             | 農林水産統計専門職員研修(統計調査業務コース(平成23年11月7日～11月11日)、農林水産統計専門職員研修(統計調査業務コース(応用)第1班(平成23年12月12日～12月16日)、第2班(平成24年1月16日～1月20日)、農林水産統計専門職員研修(管理者コース)(平成24年2月20日～2月22日))<br>延べ受講者数:151人<br>上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:8人                                                                                                                                                                         | 本科(1人)、専科(産業連関表の構造と分析)(1人)                                             | 無                                                                                                                                                                                           |
| 経済産業省 | 受入:大学・非常勤講師・2人                                   | ①対象となる研究会等の数:11<br>②参加している外部有識者数(延べ人数):77人(うち統計委員会委員は専門委員10人)<br>③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:57人 | 学会名(参加者数):環太平洋産業連関分析学会(3人)、<br>数学会名(論文数):環太平洋産業連関分析学会(3名)                                                                                                                                                                                                                        | 無                                             | 秘書課業務研修(パソコンによる産業連関分析研修、マクロ経済学基礎、統計基礎、マクロ経済学基礎、経済分析基礎、経済分析応用等)調査統計グループ向け研修(業務マニュアル作成研修、非常勤職員向け研修、新人、転入者向け研修等)<br>・延べ受講者数:351人<br>・上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:22人                                                                                                                                                                                                                  | 本科(1人)、専科(産業連関表の構造と分析)(1人)                                             | ○国連アジア太平洋統計研修所実施の研修に講師として参加(2人)<br>○財務省主催の経済調査・事務研修(産業連関分析)に講師として参加(3人)<br>○宮城県主催の平成23年度北海道・東北プロダクション産業連関表初任者研修会に講師として参加(2人)<br>○アジアに対する国際統計協力や、欧米への海外調査を通して、職員の国際対応力の向上を図った(7カ国、延べ人数:36人)。 |
| 日本銀行  | 派遣:IMF・1人、OECD・1人、経済産業省・1人、内閣府・2人<br>受入:経済産業省・1人 | 無                                                                                         | ・学会名(参加者数):国際統計協会(ISI)(4人)、統計関連学会連合大会(3人)、経済統計学会(2人)、品質管理学会(1人)、日本統計学会(2人)、国連物価指数WG(1人)、<br>・数学会名(論文数):国際統計協会(ISI)(2名)、統計関連学会連合大会(2名)、経済統計学会(2名)、品質管理学会(1名)、日本統計学会(1名)、国連物価指数WG(1名)                                                                                              | 無                                             | 内閣府向けセミナー、コース<br>・延べ受講者数:50人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 経済統計入門(1人)、統計調査基礎課程<基礎>(5人)統計調査基礎課程<応用>(2人)                            | 無                                                                                                                                                                                           |

資料 38 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要

I 行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態

行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査（以下「実態調査」という。）の平成 23 年度結果では、表 1 のとおり、行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計（業務統計）として各府省等から報告された統計は 115 件<sup>(注)</sup>であり、前年度実態調査結果の 109 件よりも 6 件増加している。

(注) 報告件数については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 23 年 9 月 14 日改定）の「別紙 1 政府統計一覧」に業務統計として掲載されているものを中心となっているが、各府省の自主申告によるものであり、これら以外にも定期的に刊行・発表されているものがあると考えられるため、次回の実態調査の際には、調査対象とする業務統計の範囲を見直し、より明確化を図った上で実施する予定（後述（2）参照）。

表 1 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）

| 府省等        | 件数       |          | 府省等        | 件数       |           |
|------------|----------|----------|------------|----------|-----------|
|            | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |            | 平成 22 年度 | 平成 23 年度  |
| 人事院        | 4        | 4        | 厚生労働省      | 16       | <u>19</u> |
| 公正取引委員会    | 1        | 1        | 農林水産省      | 16       | 16        |
| 警察庁        | 2        | 2        | （林野庁）      | （2）      | （2）       |
| 消費者庁       | 0        | <u>2</u> | （水産庁）      | （2）      | （2）       |
| 総務省        | 18       | 18       | 経済産業省      | 5        | 5         |
| （公害等調整委員会） | （1）      | （1）      | （資源エネルギー庁） | （4）      | （4）       |
| （消防庁）      | （2）      | （2）      | （特許庁）      | （1）      | （1）       |
| 法務省        | 12       | 12       | 国土交通省      | 14       | <u>13</u> |
| 外務省        | 4        | 4        | （海上保安庁）    | （1）      | （1）       |
| 財務省        | 8        | 8        | 環境省        | 5        | <u>7</u>  |
| （国税庁）      | （3）      | （3）      | —          | —        | —         |
| 文部科学省      | 4        | 4        | 計          | 109      | 115       |

(注) 下線部は、平成 22 年度実態調査結果と異なる部分を示す。以下同様

II 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例

実態調査の平成 23 年度結果では、表 2 のとおり、母集団情報の整備等、行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査は 36 件であり、前年度結果の 30 件よりも 6 件増加している。

表 2 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査

| 府省等   | 件数       |          |
|-------|----------|----------|
|       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 総務省   | 3        | <u>4</u> |
| 法務省   | 0        | <u>1</u> |
| 財務省   | 1        | 1        |
| （国税庁） | （1）      | （1）      |

|            |     |           |
|------------|-----|-----------|
| 厚生労働省      | 11  | <u>14</u> |
| 農林水産省      | 5   | 5         |
| 経済産業省      | 4   | <u>5</u>  |
| (資源エネルギー庁) | (3) | (3)       |
| (特許庁)      | (1) | (1)       |
| 国土交通省      | 6   | <u>7</u>  |
| 計          | 30  | 36        |

(注) 経済センサス-活動調査については、総務省及び経済産業省の両省に計上するが、計には1として計上している

また、平成23年度実態調査で把握した36件を行政記録情報等の活用形態別に分類すると、表3のとおりである。

表3 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査

| 活用形態          |                              | 件数     |           | 統計調査名<br>(平成23年度分) |
|---------------|------------------------------|--------|-----------|--------------------|
|               |                              | 平成22年度 | 平成23年度    |                    |
| 調査対象の<br>把握関係 | 母集団情報の整備                     | 20     | <u>23</u> | 経済センサス-基礎調査等       |
|               | 新設等された事業所を調査対象候補として把握するために活用 | 1      | 1         | 毎月勤労統計調査           |
| 統計作成の<br>活用関係 | 行政記録情報等として得られた情報を基に調査票を作成等   | 15     | <u>17</u> | 医療施設調査(医療施設動態調査)等  |
|               | 行政記録情報等を統計調査結果と合わせることで統計を作成  | 0      | <u>2</u>  | 社会医療診療行為別調査等       |
| 欠測値等補完等       |                              | 2      | 2         | 国勢調査等              |
| 計             |                              | 30     | 36        | —                  |

(注) 複数の活用形態が採られている統計調査についてはそれぞれの活用形態に計上しているため、件数の合計と計は必ずしも一致しない。

なお、平成23年度実態調査で把握した36件を、統計調査を実施する機関(統計調査実施機関)と当該調査への活用が図られている行政記録情報等を保有する機関(行政記録情報等保有機関)との関係別に分類すると、表4のとおりである。

表4 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査(関係別)

| 関係                                | 件数     |           | 統計調査名<br>(平成23年度分) |
|-----------------------------------|--------|-----------|--------------------|
|                                   | 平成22年度 | 平成23年度    |                    |
| 統計調査実施機関と行政記録情報等保有機関が同一府省等である統計調査 | 17     | <u>19</u> | 医療施設調査(医療施設静態調査)等  |
| 統計調査実施機関と行政記録情報等保                 | 13     | <u>17</u> | 経済センサス-基礎調査        |

|                   |    |    |   |
|-------------------|----|----|---|
| 有機関が異なる府省等である統計調査 |    |    | 等 |
| 計                 | 30 | 36 | — |

### III 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例

実態調査の平成 23 年度結果では、表 5 のとおり、行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の各府省等の合計件数は 8 件であり、前年度結果の 9 件よりも 1 件減少している。なお、8 件のうち 7 件については、行政記録情報等の活用による調査事項の代替等が検討されている。

表 5 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査

| 府省等   | 件数       |          |
|-------|----------|----------|
|       | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 総務省   | 1        | <u>0</u> |
| 財務省   | 1        | 1        |
| 厚生労働省 | 4        | <u>4</u> |
| 農林水産省 | 2        | 2        |
| 経済産業省 | 1        | <u>0</u> |
| 国土交通省 | 1        | 1        |
| 計     | 9        | 8        |

(注) 経済センサス-活動調査については、総務省及び経済産業省の両省に計上するが、計には 1 として計上している。



## 資料39 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2012年3月現在

| 国/地域                 | 合計    | 東京ベース事業 | 研修所外事業 | 遠隔学習事業 |
|----------------------|-------|---------|--------|--------|
| <b>合計(128)</b>       | 12916 | 3394    | 9112   | 410    |
| <b>ESCAP 域内国(58)</b> | 12610 | 3143    | 9087   | 380    |
| アフガニスタン              | 137   | 45      | 92     | 0      |
| アルメニア                | 47    | 14      | 33     | 0      |
| 米領サモア                | 9     | 0       | 9      | 0      |
| オーストラリア              | 23    | 2       | 21     | 0      |
| アゼルバイジャン             | 26    | 17      | 9      | 0      |
| バングラデシュ              | 490   | 170     | 282    | 38     |
| ブータン                 | 223   | 58      | 161    | 4      |
| ブルネイ                 | 200   | 15      | 185    | 0      |
| カンボジア                | 385   | 89      | 282    | 14     |
| 中華人民共和国              | 708   | 133     | 572    | 3      |
| クック諸島                | 85    | 26      | 59     | 0      |
| 北朝鮮                  | 78    | 0       | 78     | 0      |
| ミクロネシア連邦             | 74    | 27      | 47     | 0      |
| フィジー                 | 235   | 67      | 163    | 5      |
| グルジア                 | 23    | 13      | 10     | 0      |
| グアム                  | 35    | 0       | 35     | 0      |
| 香港                   | 222   | 89      | 133    | 0      |
| インド                  | 376   | 164     | 176    | 36     |
| インドネシア               | 533   | 178     | 350    | 5      |
| イラン                  | 389   | 107     | 272    | 10     |
| 日本                   | 87    | 52      | 35     | 0      |
| カザフスタン               | 36    | 26      | 10     | 0      |
| キリバス                 | 140   | 23      | 117    | 0      |
| キルギス                 | 26    | 15      | 11     | 0      |
| ラオス                  | 406   | 71      | 288    | 47     |
| マカオ                  | 126   | 6       | 120    | 0      |
| マレーシア                | 525   | 159     | 366    | 0      |
| モルディブ                | 439   | 62      | 372    | 5      |
| マーシャル諸島              | 86    | 12      | 74     | 0      |
| モンゴル                 | 571   | 97      | 384    | 90     |
| ミャンマー                | 438   | 88      | 345    | 5      |
| ナウル                  | 8     | 6       | 2      | 0      |
| ネパール                 | 641   | 106     | 525    | 10     |
| ニューカレドニア             | 27    | 0       | 27     | 0      |
| ニュージーランド             | 12    | 0       | 12     | 0      |
| ニウエ                  | 43    | 7       | 36     | 0      |
| 北マリアナ諸島              | 2     | 0       | 2      | 0      |
| パキスタン                | 558   | 136     | 413    | 9      |
| パラオ                  | 7     | 4       | 3      | 0      |
| パプアニューギニア            | 281   | 64      | 217    | 0      |
| フィリピン                | 703   | 184     | 506    | 13     |
| 大韓民国                 | 353   | 102     | 251    | 0      |
| ロシア                  | 10    | 1       | 9      | 0      |
| サモア                  | 136   | 58      | 78     | 0      |
| シンガポール               | 87    | 48      | 39     | 0      |
| ソロモン諸島               | 103   | 20      | 77     | 6      |
| スリランカ                | 733   | 162     | 557    | 14     |
| タジキスタン               | 76    | 29      | 47     | 0      |
| タイ                   | 757   | 172     | 539    | 46     |
| 東ティモール               | 46    | 9       | 37     | 0      |
| トンガ                  | 106   | 39      | 67     | 0      |
| 太平洋諸島信託統治領           | 40    | 7       | 33     | 0      |
| トルコ                  | 23    | 13      | 10     | 0      |
| トルクメニスタン             | 9     | 6       | 3      | 0      |
| ツバル                  | 44    | 10      | 34     | 0      |
| ウズベキスタン              | 32    | 24      | 5      | 3      |
| バヌアツ                 | 96    | 23      | 72     | 1      |
| ベトナム                 | 499   | 88      | 395    | 16     |
| <b>ESCAP 域外国(70)</b> | 306   | 251     | 25     | 30     |
| アルバニア                | 2     | 2       | 0      | 0      |
| アルジェリア               | 1     | 1       | 0      | 0      |

| 国/地域                | 合計 | 東京ベース事業 | 研修所外事業 | 遠隔学習事業 |
|---------------------|----|---------|--------|--------|
| アルゼンチン              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| バルバドス               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ベリーズ                | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ベナン                 | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ボリビア                | 4  | 4       | 0      | 0      |
| ブラジル                | 7  | 6       | 1      | 0      |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ        | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ボツワナ                | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ブルガリア               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| カメルーン               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コロンビア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コモロ                 | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コートジボワール            | 1  | 1       | 0      | 0      |
| キューバ                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| チェコ共和国              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ドミニカ国               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ドミニカ共和国             | 1  | 1       | 0      | 0      |
| エジプト                | 10 | 10      | 0      | 0      |
| エチオピア               | 9  | 9       | 0      | 0      |
| 赤道ギニア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| フランス                | 7  | 0       | 7      | 0      |
| ドイツ                 | 1  | 0       | 1      | 0      |
| ガーナ                 | 18 | 9       | 0      | 9      |
| グアテマラ               | 5  | 5       | 0      | 0      |
| ホンジュラス              | 4  | 4       | 0      | 0      |
| イラク                 | 16 | 16      | 0      | 0      |
| ジャマイカ               | 4  | 4       | 0      | 0      |
| ケニア                 | 6  | 6       | 0      | 0      |
| コソボ                 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ラトビア                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| レバノン                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| レソト                 | 5  | 5       | 0      | 0      |
| ルクセンブルグ             | 2  | 0       | 2      | 0      |
| マダガスカル              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| マラウイ                | 5  | 5       | 0      | 0      |
| モーリタニア              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| モーリシャス              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| モルドバ                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| モザンビーク              | 9  | 3       | 0      | 6      |
| ニジェール               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ノルウェー               | 1  | 0       | 1      | 0      |
| ナイジェリア              | 18 | 18      | 0      | 0      |
| オマーン                | 10 | 10      | 0      | 0      |
| パレスチナ               | 14 | 14      | 0      | 0      |
| パナマ                 | 2  | 2       | 0      | 0      |
| パラグアイ               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ペルー                 | 6  | 6       | 0      | 0      |
| ルーマニア               | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ルワンダ                | 7  | 7       | 0      | 0      |
| セントルシア              | 2  | 1       | 1      | 0      |
| サウジアラビア             | 2  | 2       | 0      | 0      |
| セネガル                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| セルビア                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セーシェル               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| サントメ・プリンシペ          | 1  | 0       | 1      | 0      |
| スロバキア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セントビンセント及びグレナディーン諸島 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| スワジランド              | 7  | 7       | 0      | 0      |
| スイス                 | 2  | 0       | 2      | 0      |
| シリア                 | 16 | 6       | 0      | 10     |
| タンザニア               | 29 | 24      | 0      | 5      |
| ウガンダ                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ウクライナ               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ウルグアイ               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| 米国                  | 9  | 0       | 9      | 0      |
| イエメン                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ザンビア                | 8  | 8       | 0      | 0      |
| ジンバブエ               | 2  | 2       | 0      | 0      |

## 資料 40 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

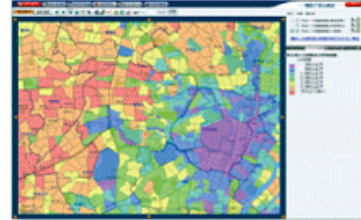
知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見たり、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。



「思いつく言葉（キーワード）」から、  
見たい統計データがすぐわかる！



「統計GIS」を使うと、地域のすがた  
がよくわかる！



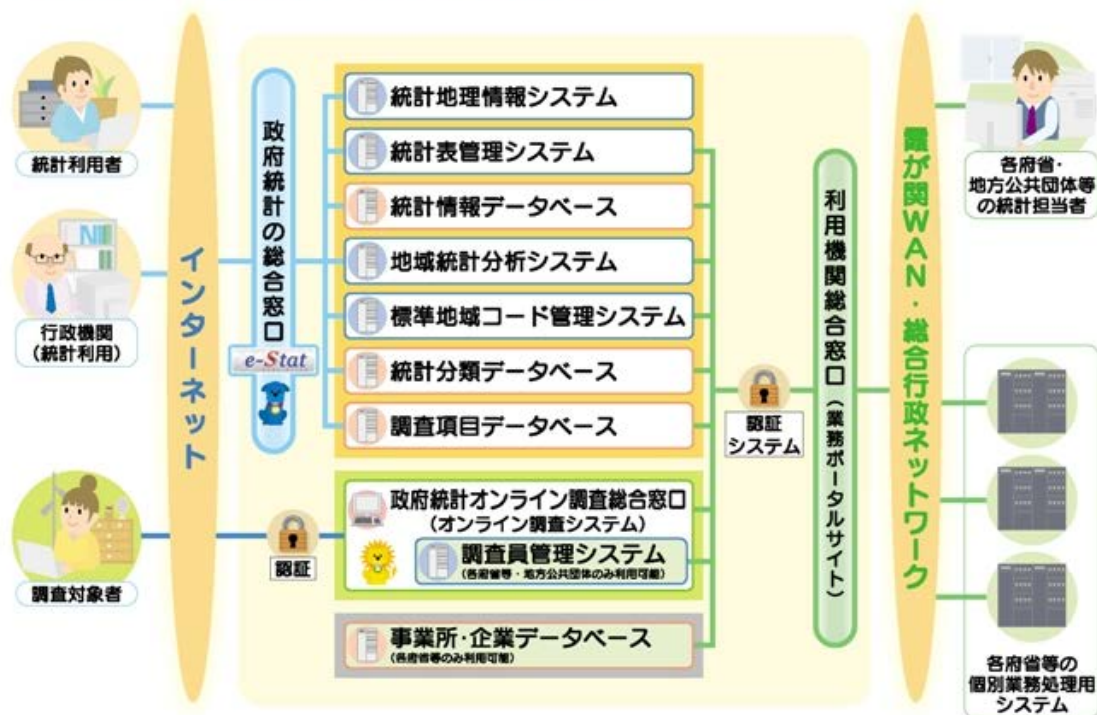
※政府統計の総合窓口（e-Stat）は、平成 25 年 1 月にリニューアルが予定されています。

資料 41 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。

政府統計共同利用システムの概要



※政府統計共同利用システムの運用管理は、独立行政法人統計センターが行っています。

※政府統計の総合窓口 (e-Stat) は、平成 25 年 1 月にリニューアルが予定されています。

## 1 「政府統計の統一ロゴタイプ」策定の経緯

個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民の皆様が統計調査に安心して回答できる環境の整備が必要となっています。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、統計に対する国民の理解の促進を図るため、具体的な方策を検討することとされています。

これらを踏まえ、総務省では、関係府省と協力の下、国民の皆様が安心して統計調査に回答できる環境の整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を決定しました。



### 作成者

神奈川県 緒方 勇人(おがた はやと)さん

### コンセプト

- ・日本列島と日掌旗をイメージ(国の統計調査であることを認識しやすい。)
- ・棒グラフをイメージ(「統計」であることを認識しやすい。)

## 2 「政府統計の統一ロゴタイプ」のポイント

- ①平成23年10月18日の「統計の日」を契機に、約1,100点の応募作品の中から、**総務大臣が決定(商標登録により保護)**
- ②**国の統計調査であること、秘密の保護に万全を期していることを証明するマーク**
- ③平成24年4月1日から順次、**国の統計調査の調査票などで使用開始**

## 3 「政府統計の統一ロゴタイプ」の使用イメージ

## 資料 43 統計法との関連で問題があると見られる事案について

### 1 平成 22 年国勢調査に係る事案

国勢調査については総務省から都道府県・市町村への法定受託事務として実施されており、各市町村において世帯から国勢調査員又は郵送によって回収した調査票を審査し、都道府県を通じて総務省に提出することとなっている。

平成 22 年国勢調査に関し、当時、市制施行を目指していた愛知県東浦町から提出された一部の調査票等において、世帯の常住実態が定かでないものが相当数確認され、総務省による現地調査等の結果、人口速報集計（23 年 2 月公表）から人口等基本集計（同 10 月公表）までの間に、調査期日における常住実態がないと判断された世帯員を集計から除外する事態となった。

総務省では本件に関して東浦町に実態解明への取組を求めてきたところ、同町から報告があり、調査票の審査に当たった担当職員 3 名が国の定める事務処理要領を逸脱して行政資料から世帯員を追記した上、調査票等に事実に基づかない内容を記入していたことが判明した。

### 2 労働力調査に係る事案

労働力調査については、総務省から都道府県への法定受託事務として実施されており、各都道府県の指導の下、都道府県知事が任命した調査員が毎月、世帯を訪問して、調査票の配布・回収を行っている。

総務省が岩手県に対し、調査員の設置状況等の確認を行ったところ、岩手県の労働力調査の担当職員が、平成 22 年 12 月分、平成 23 年 1 月分及び 2 月分の岩手県における調査の一部について、必要な調査員の任命を行わず、当該職員が自ら架空の調査票を作成して総務省に提出していたことが判明した。

### 3 家計調査に係る事案

家計調査については、総務省から都道府県への法定受託事務として実施されており、各都道府県の指導の下、都道府県知事が任命した調査員が世帯を訪問して、調査票（家計簿等）の配布・回収を行っている。愛知県の統計調査員が、平成 23 年 12 月分から 24 年 3 月分までの調査について、担当している世帯<sup>※</sup>に調査依頼をせず、自ら架空の調査票を作成し、提出していたことが愛知県の審査により判明した。

※ 平成 23 年 12 月分から 24 年 2 月分までは 7 世帯、24 年 3 月分は 13 世帯

### 4 経済産業省生産動態統計調査に係る事案

統計調査員が調査対象である一事業所について、途中から調査協力が得られなくなり、データが途絶えるよりは何らかの方法でデータを提供することが、国・京都府のためになるとの強い思いから独自に算出した推計値を京都府に報告していた。当該行為が平成 17 年 5 月から平成 23 年 2 月まで行われていたことが、平成 23 年 2 月に経済産業省からの依頼を受けて京都府の実施した事業所向けのアンケート調査で判明した。